

# 令和3年旭市議会第3回定例会会議録目次

## 第1号（8月30日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
東総衛生組合議会議員の選挙	4
議案上程	5
議案第 1号 令和2年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2号 令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について	
議案第 3号 令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 4号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 5号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 6号 令和2年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 7号 令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について	
議案第 8号 令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について	
議案第 9号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第10号 旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第11号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第12号 旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第13号 工事請負契約の締結について（旭市サッカー場整備工事）	
議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
報告第 1号 令和2年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について	

報告第 2号	令和2年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について	
報告第 3号	令和2年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について	
報告第 4号	令和2年度旭市一般会計継続費精算報告書について	
報告第 5号	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和2事業年度の業務実績に係る 評価結果について	
報告第 6号	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について	
報告第 7号	株式会社季楽里あさひの事業経営状況について	
報告第 8号	私債権等の放棄について	
提案理由の説明並びに政務報告		6
議案の補足説明及び報告の説明		13
散 会		55

## 第 2 号 (9月2日)

議事日程		57
本日の会議に付した事件		57
出席議員		57
欠席議員		58
説明のため出席した者		58
事務局職員出席者		58
開 議		59
議案質疑		59
議案第14号直接審議(先議)		91
決算審査特別委員会設置		91
決算審査特別委員会委員の選任		92
決算審査特別委員会議案付託		93
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告		93
常任委員会議案付託		93
散 会		94

## 第 3 号 (9月6日)

議事日程	9 5
本日の会議に付した事件	9 5
出席議員	9 5
欠席議員	9 5
説明のため出席した者	9 5
事務局職員出席者	9 6
開 議	9 7
一般質問	9 7
1 番 崎 山 華 英	9 7
2 番 永 井 孝 佳	1 1 6
4 番 島 田 恒	1 2 6
3 番 井 田 孝	1 3 8
5 番 片 桐 文 夫	1 4 4
散 会	1 5 0

#### 第 4 号 (9月7日)

議事日程	1 5 1
本日の会議に付した事件	1 5 1
出席議員	1 5 1
欠席議員	1 5 1
説明のため出席した者	1 5 1
事務局職員出席者	1 5 2
開 議	1 5 3
一般質問	1 5 3
1 3 番 伊 藤 保	1 5 3
1 1 番 飯 嶋 正 利	1 6 2
1 4 番 島 田 和 雄	1 7 8
1 5 番 伊 藤 房 代	1 9 6
8 番 林 晴 道	2 0 9
散 会	2 2 2

第 5 号 (9月22日)

議事日程	2 2 3
本日の会議に付した事件	2 2 3
出席議員	2 2 3
欠席議員	2 2 4
説明のため出席した者	2 2 4
事務局職員出席者	2 2 4
開 議	2 2 5
決算審査特別委員長報告	2 2 5
質疑、討論、採決	2 2 7
常任委員長報告	2 2 9
質疑、討論、採決	2 3 2
発議案上程	2 3 4
発議第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	2 3 4
質疑、討論、採決	2 3 6
事務報告	2 3 6
閉 会	2 3 7

## 令和3年旭市議会第3回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和3年8月30日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 議長報告事項
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 東総衛生組合議会議員の選挙
  - 第 6 議案上程
  - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
  - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 議長報告事項
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 会期の決定
  - 日程第 5 東総衛生組合議会議員の選挙
  - 日程第 6 議案上程
  - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
  - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 出席議員（18名）

1 番 崎 山 華 英

3 番 井 田 孝

5 番 片 桐 文 夫

7 番 遠 藤 保 明

9 番 宮 内 保

2 番 永 井 孝 佳

4 番 島 田 恒

6 番 平 山 清 海

8 番 林 晴 道

11 番 飯 嶋 正 利

12番 宮澤芳雄  
14番 島田和雄  
16番 向後悦世  
18番 木内欽市

13番 伊藤保  
15番 伊藤房代  
17番 景山岩三郎  
19番 佐久間茂樹

---

欠席議員（1名）

10番 高木寛

---

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎  
教育長 諸持耕太郎  
秘書広報課長 椎名実  
総務課長 宮内敏之  
財政課長 山崎剛成  
保険年金課長 穴澤昭和  
都市整備課長 栗田茂  
監査委員局長 高野久

副市長 飯島茂  
代表監査委員 木村哲三  
行政改革推進課長 大八木利武  
企画政策課長 小倉直志  
市民生活課長 八木幹夫  
高齢者福祉課長 赤谷浩巳  
上下水道課長 宮負亨  
教育総務課長 杉本芳正

---

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広

事務局次長 向後哲浩

---

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了承をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

本日、議場の空調の調子が悪く、エアコンが効いておりません。上着を脱いで対応をお願いいたします。

---

#### ◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより令和3年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎日程第2 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

---

#### ◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、井田孝議員、4番、島田恒議員、以上の2議員を指名いたします。

---

◎日程第4 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間と決しました。

なお、お配りしました日程表により会議の運営を図りたいと思いを。ご協力をお願いいたします。

---

◎日程第5 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（木内欽市） 日程第5、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、組合同規約第5条第4項の規定により、議員に片桐文夫議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました片桐文夫議員を同組合同規約第5条第4項の規定による議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、片桐文夫議員が同組合同規約第5条第4項の規定による議員に当選されました。

ただいま当選されました片桐文夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

---

○議長(木内欽市) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第14号までの14議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

---

### ◎日程第6 議案上程

○議長(木内欽市) 日程第6、議案上程。

議案第1号から第14号までの14議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和2年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 2号 令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第 3号 令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 4号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第 5号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

- 議案第 6号 令和2年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 7号 令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8号 令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について
- 議案第 9号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第10号 旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 工事請負契約の締結について（旭市サッカー場整備工事）
- 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1号 令和2年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 2号 令和2年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 3号 令和2年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 4号 令和2年度旭市一般会計継続費精算報告書について
- 報告第 5号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和2事業年度の業務実績に係る  
評価結果について
- 報告第 6号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
- 報告第 7号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について
- 報告第 8号 私債権等の放棄について

---

### ◎日程第7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市） 日程第7、提案理由の説明及び政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日ここに令和3年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げます。

現在、世界各地に感染が拡大した新型コロナウイルスは、私たちの暮らしと経済に大きな

影響を及ぼしております。そのため、まずは市民の安心・安全に向けた施策を最優先に、スピード感を持ってしっかりと対応してまいります。

また、豊かな旭を次世代につなぐために、旭中央病院を核とした医療・福祉・健康づくりの充実、国内屈指の1次産業をしっかりと守り・育てる、旭市の魅力を全国に発信する、三つの基本戦略を柱として、市民との対話を重視し、共に考え行動する、市民と行政が一体となった「チーム旭でまちづくり」が進められるよう努めてまいります。

次に、財政運営について申し上げます。

本市の財政状況については、基金の保有状況や国の示す財政健全化判断比率に係る指標などからも、健全性を確保しています。しかしながら、普通交付税の合併算定替が終了し、新型コロナウイルス感染症拡大による税収の減少などにより、歳入への大きな影響も想定されます。

社会保障関係費や公共施設等の維持・更新経費に加え、感染症対策に係る経費や新しい生活様式への対応など新たな行政需要も必要となり、財政負担が増えていくことが見込まれます。今後も行政改革を着実に推進するとともに、事業効果や必要性などを踏まえ、効率的で健全な財政運営が行えるよう取り組んでまいります。

次に、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、令和2年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、令和2年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額478億1,790万9,524円、歳出総額448億1,385万1,880円となり、翌年度へ繰り越すべき財源10億484万6,006円を差し引いた実質収支は19億9,921万1,638円となりました。

議案第2号は、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額24億8,409万4,563円、歳出総額24億8,409万4,563円、歳入歳出同額となりました。

議案第3号は、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は、歳入総額83億192万949円、歳出総額78億8,279万6,163円、差引き4億1,912万4,786円となりました。施設勘定は、歳入総額7,389万12円、歳出総額6,744万4,663円、差引き644万5,349円となりました。

議案第4号は、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額6億8,487万6,812円、歳出総額6億7,401万7,506円、差引き1,085万9,306円となりました。

議案第5号は、令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額52億8,026万8,846円、歳出総額51億4,124万1,732円、差引き1億3,902万7,114円となりました。

議案第6号は、令和2年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は15億2,245万2,085円、事業費用は12億7,771万8,646円となり、当年度純利益は2億4,473万3,439円となりました。

資本的収支については、収入7,383万6,400円に対し支出は1億4,205万6,676円となり、収支不足額6,822万276円は減債積立金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、剰余金の処分についてであります。当年度末未処分利益剰余金2億8,863万4,757円について、9,583万3,439円を減債積立金として、1億4,890万円を建設改良積立金として、4,390万1,318円を資本金として処分するものであります。

議案第7号は、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算についてでありまして、収益的収支における事業収益は5億6,006万8,430円、事業費用は5億2,623万1,180円となり、当年度純利益は3,383万7,250円となりました。

資本的収支については、収入2億1,439万5,300円に対し支出は2億6,743万1,032円となり、収支不足額5,303万5,732円は引継金で補填いたしました。

議案第8号は、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算についてでありまして、収益的収支における事業収益は7,324万2,834円、事業費用は5,813万5,575円となり、当年度純利益は1,510万7,259円となりました。

資本的収支については、収入1,296万5,000円に対し支出は1,632万489円となり、収支不足額335万5,489円は引継金等で補填いたしました。

議案第9号は、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ12億5,500万円を追加し、予算の総額を314億3,700万円とするものであります。

議案第10号は、旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税による企業からの寄附金を適正に管理するため所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てでありまして、市民生活に重大な影響を及ぼす空家等に対してより一層の対策の充実を図ることを目的に、空家等対策計画の策定及び協議会の設置等に関し必要な事項を定めるため所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市サッカー場整備工事について仮契約を締結しましたので、契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち令和3年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。私は、岩井明廣氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

報告第1号は令和2年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第2号は令和2年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第3号は令和2年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、報告第4号は令和2年度旭市一般会計継続費精算報告書について、それぞれ報告するものであります。

報告第5号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和2事業年度の業務実績に係る評価結果についてでありまして、同法人の令和2事業年度における業務実績の評価がまとまったことから、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により議会に報告するものです。

報告第6号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況についてでありまして、同法人の令和2年度の事業経営状況及び令和3年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第7号は、株式会社季楽里あさひの事業経営状況についてでありまして、株式会社季楽里あさひの令和2年度の事業経営状況及び令和3年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第8号は、私債権等の放棄についてでありまして、旭市私債権等管理条例の規定に基づき、令和2年度の私債権等の放棄について報告するものです。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

65歳以上の高齢者へのワクチン接種については、7月末現在、集団接種の対象者2万278人に対し1万7,022人の申込みがありました。このうち、2回目の接種を終えた方が1万6,709人で、対象者に対する割合は82.4%、申込者に対する割合は98.2%となっています。

16歳から65歳未満の方のワクチン接種については、新たに接種会場となりました旭中央病院で8月5日から、旭市総合体育館では8月6日からそれぞれ接種を開始いたしました。二

つの会場で1日最大約1,000人の接種を予定しており、なるべく早く一人でも多くの方にワクチン接種をしていただけるよう進めてまいります。

次に、市独自の支援策について申し上げます。

市では、厳しい経営状況が続いている市内の中小企業者及び農水産業者の事業の継続を支援するため、一定の要件を満たした場合に、1事業者当たり10万円を給付することといたしました。

また、昨年度に引き続き小・中学校の給食費を6か月分免除することとし、これらの事業について本定例会に関連する議案を提出し、審議をお願いしております。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分の給付については、本日現在で478件、ひとり親以外の低所得の子育て世帯分については329件の給付を済ませております。

また、来年4月1日まで延長した市独自の旭市新生児特別定額給付金については、89件の給付を済ませております。

今後も給付金の周知を図り、迅速な支給事務に努めてまいります。

次に、イベント等の中止について申し上げます。

9月の敬老大会、10月の市民体育祭とあさひのまつり、11月の産業まつりにつきましては、感染が再拡大しているため、それぞれ中止となりました。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

本年6月に農林水産省が公表した令和元年の旭市の農業産出額は約490億円で、順位は全国第6位を維持し、全国トップクラスの産出額を誇っております。

水田農業については、需要に応じた米づくりの実現に向けて主食用米から飼料用米への転換を推進した結果、8月20日現在、昨年と比較して約169ヘクタールの作付転換を増やすことができました。引き続き国及び県と連携して、稲作経営の安定を図ってまいります。

園芸農業については、千葉県補助事業であります「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、安定生産や品質向上を図るため、生産施設の整備や省力機械の導入に対し支援を行い、農業産出額のさらなる向上を目指してまいります。

畜産については、豚熱CSFが近県で発生するなど、依然として感染リスクが高い状況が続いていることから、ワクチン接種を継続して実施しております。

そのほか、牛、鶏も含めまして、畜産物の産地として今後も各農場での家畜伝染病防疫の

徹底を働きかけるとともに、予防接種等の助成を行ってまいります。

次に、旭市立保育所の再編計画について申し上げます。

再編計画については、7月8日に旭市立保育所再編計画策定懇談会を設置し、計画策定に向けた第1回会議を開催いたしました。今後、委員の皆様から様々なご意見をいただき、よりよい計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

令和2年度からの繰越事業であります小・中学校の自動水栓化工事については、6月に全て完了いたしました。

また、同じく繰越事業である小・中学校トイレ洋式化工事については、実施設計業務が完了し、年度内に改修工事が完了するよう順次工事の発注を進めているところであります。

次に、生涯学習について申し上げます。

旭市図書館については、千葉県立東部図書館内に移転し、7月10日に開館いたしました。専門的な調べものができる県立図書館と、児童・一般向けの図書を中心とした市立図書館が同じ建物の中に併設されたことで、それぞれの特徴を生かした利便性の高い図書館サービスを提供できるものと期待しております。

次に、スポーツ振興事業について申し上げます。

7月に予定しておりましたザンビア共和国オリンピックチーム事前キャンプについては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市民の安全・安心を最優先としたことから、中止といたしました。

なお、ザンビア共和国内の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人道的支援として防護服2,000枚、医療用マスク5,000枚を本市から寄贈いたしました。

また、ザンビア共和国からは選手が着用したユニホームなどが寄贈されることから、オリンピックのレガシーとすべく展示を予定しています。

今後もザンビア共和国とは、様々な機会を捉え、交流を継続してまいります。

世界ユース卓球選手権大会日本代表選手第一次選考会については、9月17日から20日に総合体育館を会場に無観客で実施されます。次代を担う若き才能たちの白熱した戦いが、本市を舞台に繰り広げられます。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

旭市区間約7.7キロメートルについては、7月15日に開催された千葉県都市計画審議会での承認を経て、現在、国と千葉県の間で都市計画決定に向けた協議を進めているところです。

また、銚子連絡道路へ接続するための谷丁場遊正線延伸区間約0.49キロメートルにつきましては、千葉県との協議が整いましたので、都市計画決定の告示に向けた準備を進めております。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、今年度の供用開始に向け、起点側の国道126号の交差点部の整備工事について、現在発注に向けた準備を進めているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事も順調に進捗しており、現在はトンネル部の函体工事に着手しております。

また、国道126号の交差点部の整備工事についても発注の準備を進めております。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策排水整備事業については、旭地域イ地先の暗渠排水路整備工事について、発注の準備を進めております。

また、蛇園南地区流末排水路整備事業については、面整備である暗渠排水路整備工事について、7月に契約を締結し、令和4年2月の完成を目指して順調に進捗しております。

次に、交通安全について申し上げます。

交通安全施設維持補修事業については、関係機関と定期的を実施する通学路の合同点検に加えて、県内一斉に実施しました緊急点検の結果なども踏まえながら、道路内における白線、防護柵及び道路反射鏡などの交通安全施設の維持補修や更新工事を継続的に実施してまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、3月に銚子市野尻町地区の広域ごみ処理施設が、6月末に森戸町地区の広域最終処分場が竣工し、それぞれ施設の運営が開始されたところであり、今後は組合において中継施設の整備が進められる予定であります。引き続き、組合及び構成市と連携を図りながら事業を進めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

秋のゴミゼロ運動については、昨年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、10月をゴミゼロ運動月間とし、期間中に各地域において自主的に行っていただく形で実施することといたしました。

地域環境の保全及び美化を推進するため、引き続ききれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを推進

してまいります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

本事業については、計画地内の商業施設に係る建設工事に先立ち、7月12日に事業者主催による起工式が執り行われ、工事の順調な進捗と安全を祈願したところであります。

商業施設には、市が2階の一部を借り受け、多世代交流施設おひさまテラスを設置する予定となっており、オープン後スムーズに運営スタートするために、指定管理者であるイオンタウン株式会社と連携・協力しながら開設準備を進めております。令和4年春の供用開始を目指して、開設準備に万全を期してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

---

## ◎日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（木内欽市） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしてございます令和2年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。こちらの別冊の冊子になっております。こちらでよろしく申し上げます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

1の決算規模についてですが、令和2年度一般会計の決算額は、歳入が478億1,791万円で、前年度と比較して157億988万3,000円、48.9%の増、歳出が448億1,385万2,000円で、前年度と比較して152億2,744万9,000円、51.5%の増となり、翌年度へ繰り越すべき財源10億484万6,000円を差し引いた実質収支額は19億9,921万2,000円となりました。

次に、2ページをお願いしたいと思います。

2、歳入の決算額です。

第2-1表は、歳入の構成比の推移を表したもので、割合が一番多いのは国県支出金で28.7%、2番目は地方交付税で、26.1%となっております。

続いて、3ページです。

第2-2表は、歳入の主な4項目について決算額の推移を表したものです。

令和2年度は、前年度と比べて市税は1.1%の増、地方交付税は21.4%の増、国県支出金は188.0%の大幅な増、市債については77.8%の増となっております。それぞれの額につきましては下の表に記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお願いしたいと思います。

3、歳出の決算額でございますけれども、第3-1表は目的別歳出の決算額の推移を表したものでございます。

大きい順に申し上げますと、総務費、民生費、衛生費、公債費、教育費、土木費の順となっております。

次に、5ページに移りまして、第3-2表は性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は31.1%で、前年度と比べて13.7ポイント低下しておりまして、これに物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は77.8%で、4.1ポイント上昇しております。

また、投資的経費の割合は15.6%で0.3ポイント上昇しており、その主な要因は新庁舎建設事業費の増などによるものでございます。

次に、6ページをお願いしたいと思います。

4の財政の弾力性です。

第4表は、経常収支比率の推移を表したもので、令和2年度の経常収支比率は91.6%で、前年度の86.8%と比べて4.8ポイント上昇しております。

次に、7ページに移りまして、5は将来の財政負担です。

上のグラフ、第5-1表は、健全化判断比率の一つで、実質公債費比率の推移です。

令和2年度の決算では8.1%となり、前年度の7.9%と比べて0.2ポイント上昇しております。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、旭市の数値はこれらの基準を大きく下回っております。

下の第5－2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移です。

これは、一般会計をはじめ公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。令和元年度に続き、令和2年度についても将来の負担額を上回る充当可能財源等が見込まれるため、比率は算出されませんでした。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第2号で説明いたします。

次に、8ページをお願いしたいと思います。

第5－3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移です。

市債の現在高は、令和2年度末で308億4,833万円となり、前年度と比べて24億4,002万5,000円増加しています。

次に、9ページに移りまして、第5－4表は市債現在高と交付税算入見込額です。

下の表をご覧ください。

一般会計の令和2年度末の市債現在高308億4,833万円に対しまして、交付税算入見込額は265億2,269万円で、算入割合は86.0%となっております。

次に、10ページをお願いしたいと思います。

6は、基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

令和2年度末における一般会計の基金の総額は159億9,009万5,000円で、前年度と比べて14億1,794万5,000円減少しております。減の主な要因は、庁舎整備基金や地域振興基金の減、東日本大震災復興交付金基金の廃止などによるものでございます。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にございますように175億5,671万1,000円となっております。

以下、11ページから22ページまでは、昨年と同様に決算のデータを表示してございます。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、令和2年度決算における主な施策の事業概要について、決算書の掲載ページ順に掲載してございます。

その資料による説明は終わらせていただきます。

続いて、決算書により説明をいたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。決算書のほうをお願いします。

決算書のほう、初めに歳入の説明になります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

表の形式が左右の見開きとなっております、これからの説明でページ番号をお示しする際は左ページの番号で申し上げることもございますが、説明する内容は右ページを中心にご覧いただきたいと思ひます。

なお、各款ごとの令和元年度との差引き増減につきましては、先ほど説明いたしました決算に関する説明資料の12ページに記載してございますので、そちらもご覧いただきたいと思ひます。

決算書のほう、まず第1款の市税です。

収入済額は77億6,975万6,961円で、前年度比で1.1%の増となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額3億3,686万9,000円で、前年度比0.4%の増となっております。

その下、3款利子割交付金は、収入済額609万7,000円で、前年度比9.1%の増となっております。

4款配当割交付金は、収入済額3,652万6,000円で、前年度比6.4%の減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額4,449万7,000円で、前年度比72.9%の増となっております。

次に、20ページをお願いしたいと思ひます。

6款法人事業税交付金は、令和2年度から新たに追加されたもので、収入済額は3,933万5,000円となっております。

続いて、7款地方消費税交付金は、収入済額14億5,661万4,000円で、前年度比21.1%の増となっております。

次の8款環境性能割交付金は、収入済額4,191万7,207円で、前年度比53.6%の減となっております。

9款地方特例交付金は、収入済額7,281万3,000円で、前年度比64.8%の減となっております。減の主な要因につきましては、幼保無償化に伴い、令和元年度のみ交付されていた子ども子育て支援臨時交付金の減によるものでございます。

続いて、22ページをお願いしたいと思ひます。一番上になります。

10款地方交付税は、収入済額124億6,665万1,000円で、前年度比21.4%の増となっております。内訳といたしまして、右側の備考欄の1、普通交付税は77億2,010万7,000円で、前年度比1.4%の減となっております。その下、2の特別交付税は47億4,654万4,000円で、前年

度比194.9%の大幅な増となっております。この増の主な要因は、広域ごみ処理施設整備事業に係ります震災復興特別交付税の増によるものでございます。

続いて、11款交通安全対策特別交付金は、収入済額986万9,000円で、前年度比15.8%の増となっております。

12款分担金及び負担金は、収入済額1億8,158万6,275円で、前年度比45.1%の減となっております。

24ページをお願いしたいと思います。一番上になります。

13款使用料及び手数料は、収入済額4億9,103万7,437円で、前年度比18.6%の減となっております。

少し飛んで、28ページをお願いしたいと思います。

14款国庫支出金は、収入済額111億4,954万7,842円で、前年度比253.3%の大幅な増となっております。増の主な要因は、新型コロナウイルス対策であります特別定額給付金給付事業費補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによるものでございます。

32ページをお願いしたいと思います。32ページ、下のほうになります。

15款県支出金は、収入済額25億6,860万1,879円で、前年度比59.8%の増となっております。増の主な要因は、令和元年の台風被害に係ります農業災害対策支援事業費補助金などによるものでございます。

また少し飛びまして、40ページをお願いしたいと思います。

40ページ、16款財産収入は、収入済額5,086万8,157円で、前年度比50.6%の減となっております。

次に、42ページをお願いしたいと思います。

17款寄附金は、収入済額7,419万1,434円で、前年度比14.3%の増となっております。

18款、その下、繰入金は、収入済額21億2,105万240円で、前年度比236.8%の大幅な増となっております。この増の主な要因は、新庁舎整備基金繰入金や地域振興基金繰入金などの増によるものでございます。

続いて、44ページをお願いします。

19款繰越金は、25億2,162万3,877円で、前年度比46.9%の増となっております。

続いて、20款諸収入は、収入済額10億130万2,215円で、前年度比0.2%の減となっております。

次に、48ページをお願いいたします。

21款市債は、収入済額53億7,715万5,000円で、前年度比77.8%の増となっております。増の主な要因は、新庁舎建設事業債や広域ごみ処理施設整備事業債の増などによるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について、また款ごとに主な事業をご説明いたします。

なお、歳入と同様、各款ごとの令和元年度との差引き増減につきましては、決算に関する説明資料の14ページに記載してございます。

それでは、決算書の54ページをお願いいたします。

1款議会費は、支出済額1億9,082万2,367円で、前年度比3.4%の減となっております。

次に、56ページをお願いいたします。こちらは下のほうになります。

2款総務費は、支出済額144億5,456万9,586円で、前年度比309.3%の大幅な増となっております。その右側の翌年度繰越額は、繰越明許費が5億4,653万8,000円で、事故繰越は57万2,000円となっております。

繰越明許費に係る事業は生涯活躍のまち形成事業などの4事業で、事故繰越に係る事業は広域情報ネットワーク運用事業の1事業となっております。

少し飛びまして、90ページをお願いいたします。

1項11目庁舎建設費の右側のほう、備考欄1の新庁舎建設事業34億9,016万4,649円は、令和2年度に完成しました新庁舎の建設工事費などによりまして、前年度比34億4,647万6,325円の大幅な増となっております。

続いて、92ページをお願いいたします。

1項12目諸費は、支出済額73億2,048万2,908円で、対前年度72億1,716万4,841円の大幅な増となっております。増の主な要因につきましては、97ページをお願いしたいと思います。97ページの備考欄6、特別定額給付金給付事業65億1,038万128円で、新型コロナウイルスに対する国の経済対策として国民1人当たり10万円を給付した事業や、その下になりますが、備考欄の7、元気回復特別給付金給付事業5億2,650万8,167円の、新型コロナに対する本市独自の経済対策として実施しました市民1人当たり2万円を給付した事業などによるものでございます。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから30ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書の、少し飛びまして、112ページをお願いしたいと思います。

3款民生費は、支出済額92億6,000万3,197円で、前年度比2.7%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の2,095万6,000円で、こちらは高齢者施設等防災改修支援事業などの3事業によるものです。

続きまして、145ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費の備考欄19、子育て世帯臨時特別給付金給付事業7,925万3,564円は、国の新型コロナウイルス対策として、児童手当受給対象の児童1人当たり1万円の給付金の支給を行ったものでございます。その下になります備考欄20、就学前児童臨時給付金給付事業8,087万2,821円は、本市独自の新型コロナウイルス対策として、就学前の児童1人当たり3万円の給付金の支給を行ったものでございます。

続いて、147ページをお願いいたします。

備考欄21、新生児特別定額給付金給付事業3,153万4,076円は、本市独自の新型コロナウイルス対策として、国の特別定額給付金の給付対象とならない4月28日以降に出生した新生児の母親に対し10万円の給付金の支給を行ったものでございます。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料のほう、31ページから43ページに記載してございます。

次に、160ページをお願いいたします。

4款衛生費は、支出済額88億2,503万1,537円で、前年度比67.2%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の3億7,306万9,000円で、感染症予防対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の2事業でございます。

また少し飛びまして、175ページをお願いいたします。

1項2目予防費の備考欄6、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,031万2,313円は、本年5月から開始しましたワクチンの接種体制の準備などを行った経費についてのものでございます。その下、備考欄7、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業8,120万円は、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている医療機関に対しまして、県の病床確保支援事業に上乘せして支援金を支給したものでございます。

○議長（木内欽市） 会議は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） それでは、説明を再開する前に、先ほど私のほうから説明させていただきまして途中でちょっと間違っただけで説明してしまった箇所がございましたので、修正させていただきたいと思っております。

決算書の97ページの備考欄7の元気回復特別給付金給付事業の支給についての内容でございますが、こちら先ほど市民1人当たりと言ってしまいましたが、正しくは市民1世帯当たり2万円の給付ということで修正をさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

それでは、説明のほうを続けさせていただきます。

決算書の180ページをお願いしたいと思います。

こちら、1項4目環境衛生費の右側、備考欄2、環境衛生事務費51億328万2,412円は、前年度比35億1,492万3,083円の大幅な増となっております。

これは、次のページをお願いしたいと思います。

備考欄にあります、その下、18節の負担金補助及び交付金のうち、その一番下の東総地区広域市町村圏事務組合負担金が広域ごみ処理施設整備事業の進捗に伴いまして大幅に増額となったことによるものでございます。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の44ページから49ページに記載してございます。

次に、少し飛びまして、194ページをお願いしたいと思います。

5款労働費は、支出済額101万1,730円で、前年度比42.3%の減となっております。

次に、196ページをお願いしたいと思います。

6款農林水産業費は、支出済額19億6,743万125円で、前年度比159.1%の大幅な増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費が5,146万3,000円、事故繰越が3億4,402万8,000円となっております。繰越明許費に係る事業は、農水産業経営継続支援金給付事業及び農業基盤整備事業の2事業で、事故繰越に係る事業は、農業災害対策支援事業（繰越明許）の1事業でございます。

少し飛びまして、205ページをお願いしたいと思います。205ページ、下のほうになります。

1 項 3 目農業振興費の備考欄13、農業災害対策支援事業（繰越明許）10億9,772万5,878円は、令和元年の台風により被災した農業施設の再建、修繕に対する助成を行ったものでございます。

続いて、209ページをお願いいたします。

備考欄19、農水産業経営継続支援金給付事業4,993万6,143円は、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた農水産業者に対しまして、売上げ減少額に応じて10万円もしくは20万円の支給金を給付したものでございます。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の50ページから57ページに記載しております。

次に、少し飛びまして、218ページをお願いします。こちら下のほうになります。

7 款商工費は、支出済額 6 億258万1,683円で、前年度比68.8%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の4,832万5,000円で、中小企業者等事業継続支援金給付事業などの3事業でございます。

続いて、227ページをお願いいたします。

1 項 2 目商工振興費の備考欄 9、飲食店等緊急支援給付金給付事業3,113万838円は、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上げの減少した飲食店等に対しまして10万円の支援金を給付したものでございます。

その下になります。備考欄10、中小企業者等事業継続支援金給付事業 2 億1,863万3,260円は、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた中小企業者等に対しまして、売上げ減少額に応じて10万円もしくは20万円の支援金を給付したものでございます。

続いて、228ページをお願いします。

1 項 3 目観光費は、支出済額6,733万3,010円で、対前年度3,821万1,942円の減となっております。これは233ページをお願いしたいと思います。

233ページの備考欄 5 の観光イベント事業241万7,940円や、その下、備考欄 6 の海水浴場開設事業695万6,826円などの事業が、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして各種イベントや海水浴場の開設が中止となったことで、前年度より大幅に減額となったことによるものでございます。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の58ページから61ページに記載しております。

次に、234ページをお願いいたします。

8款土木費は、支出済額24億774万854円で、前年度比16.4%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費が6億7,546万2,000円、事故繰越が1,131万6円となっております。繰越明許費に係る事業は、旭中央病院アクセス道整備事業や震災復興・津波避難道路整備事業などの5事業で、事故繰越に係る事業は、道路新設改良事業及び冠水対策排水整備事業の2事業となっております。

少し飛びまして、245ページをお願いいたします。

2項3目道路新設改良費の備考欄9になります。飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、備考欄10の繰越明許分と合わせて3億6,780万3,402円となっております。

また少し飛びまして、261ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費の備考欄9、被災住宅修繕支援事業は、令和元年の台風などにより被害を受けた住宅の修繕に対し助成を行ったもので、備考欄10の繰越明許分との合計で5,929万7,000円となっております。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の62ページから71ページに記載してございます。次に、262ページをお願いします。

9款消防費は、支出済額11億853万7,707円、前年度比7.9%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の1億2,966万1,000円で、防災行政無線等整備事業に係るものでございます。

続いて、265ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費の備考欄4、消防車両整備事業3,667万8,618円は、海上分署の高規格救急自動車の購入に係るものです。

続いて、271ページをお願いいたします。

1項3目災害対策費の備考欄2、防災対策整備事業は3,362万9,050円で、避難所でありま

す総合体育館への防災備蓄倉庫の整備や、非常用発電機の設置工事などを行っております。なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の72ページから74ページに記載しております。次に、272ページをお願いしたいと思います。

10款教育費は、支出済額28億4,022万6,078円、前年度比29.2%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の2億6,926万2,000円で、小学校施設改修事業などの3事業です。279ページをお願いしたいと思います。下のほうになります。

1項2目事務局費の備考欄10、教育の情報化推進事業5億283万3,600円は、市内小・中学校の全児童・生徒に対する教育用タブレット端末の整備等を行ったものでございます。

また少し飛びまして、333ページをお願いします。

こちら下のほうになりますが、4項13目社会教育施設再編費の備考欄1、社会教育施設再編事業1億3,766万4,526円は、旧干潟公民館や飯岡民俗資料館の解体や、その跡地の駐車場整備などを行ったものでございます。

334ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費は、支出済額760万4,314円で、対前年度1,767万4,981円の減となっております。これは、備考欄2のスポーツ振興事業が新型コロナウイルス感染拡大の影響による各種大会の中止などにより、前年度より大幅に減額となったことによるものでございます。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の75ページから84ページに記載しております。

また少し飛びまして、348ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額1,810万3,800円で、こちらは令和2年度分ではなく、令和元年の台風などによりまして被害を受けた公共施設の復旧に係る事業の繰越分となっております。

次に、350ページをお願いいたします。また下のほうになります。

12款公債費は、支出済額30億4,990万7,216円で、前年度比1.8%の増となっております。

次に、352ページをお願いいたします。

13款諸支出金は、支出済額8,788万6,000円で、前年度比6.3%の減となっております。

以上で議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の355ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額40億1,600万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は24億8,409万4,563円となりました。歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

決算書の364ページをお願いします。こちらが歳入になります。

1款1項1目貸付金元利収入は、収入済額21億4,409万4,563円です。これは、病院事業債

の元利償還金分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

2款1項1目病院債は、収入済額3億4,000万円です。これは、旭中央病院が医療器具等の購入及び放射線治療棟整備のため必要な財源として、市が新たに借り入れたものです。

少し飛びまして、368ページをお願いいたします。こちらは歳出になります。

1款1項1目貸付金は、支出済額3億4,000万円です。これは法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものです。

2款公債費は、支出済額21億4,409万4,563円です。

1項1目元金は、支出済額17億7,894万2,517円です。2目利子は、支出済額3億6,515万2,046円です。これらは、支出済額借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入されました貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものでございます。

370ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出それぞれ24億8,409万4,563円です。

令和2年度末の地方債残高ですけれども、A4、2枚の令和2年度旭市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に係る説明資料をご用意したいと思います。

こちらめくっていただいて、表のうち2の表、病院事業債現在高、一番右の下の表の部分になりますが、207億9,516万5,971円が令和2年度末の地方債残高となっております。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 穴澤昭和 登壇）

○保険年金課長（穴澤昭和） 議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和2年度の国民健康保険の世帯数等について申し上げます。令和2年度の平均世帯数は1万881世帯、前年度比181世帯、1.6%の減となり、また、被保険者数は1万9,380人、前年度比602人、3%の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

371ページをお願いいたします。

事業勘定の決算になります。

歳入決算額は83億192万949円で、前年度比0.8%の減となり、歳出決算額は78億8,279万6,163円で、前年度比1.1%の減となりました。

376ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は4億1,912万4,786円となり、うち2億1,000万円を財政調整基金へ積立ていたしまして、残額の2億912万4,786円は令和3年度へ繰り越すものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

386ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税の収入済額は19億3,040万9,964円、前年度比6.7%の減となりました。不納欠損額は6,765万621円で、収入未済額は2億6,637万3,343円です。

なお、収納率は、還付未済額を除き85.2%、前年度と比較して3.2ポイント上昇いたしました。

下段の4款国庫支出金は1,734万7,000円となりました。

内容については、388ページをお願いいたします。

上段、1目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、国民健康保険税を減免した場合の支援措置で、1,026万3,000円、2目国保制度関係業務事業費補助金は、オンライン資格確認等に対応するためのシステム改修費用に対する補助金で、708万4,000円となります。

5款県支出金は、保険給付費等の交付金として54億9,142万7,483円、前年度比0.7%の減となりました。

7款繰入金は5億8,729万1,441円、前年度比24.5%の増となりました。増の要因は、390ページ上段になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減収を補うため、財政調整基金を1億2,000万円取り崩し、繰入れを行ったことによるものです。

8款繰越金は、令和元年度からの繰越金で2億21万5,215円です。

9款諸収入は7,511万6,773円で、主なものは保険税の延滞金や後期高齢者の健診受託事業収入などです。

次に、歳出についてご説明いたします。

396ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は4,392万8,179円、前年度比4.9%の増となりました。増の要因は、保険証のオンライン資格確認等に対応するシステム改修によるものです。

398ページをお願いいたします。

2款保険給付費は52億9,522万897円、前年度比1.4%の減となりました。減の要因は、1

人当たりの医療費は依然増加を続けておりますが、被保険者数の減少と退職者医療制度経過措置期間が令和元年度で終了したことに伴い、退職被保険者分の療養給付費等が減となったことによるものです。

402ページをお願いいたします。

3款保険事業費納付金は24億2,221万5,880円、前年度比2%の増となりました。納付金の額は、被保険者数や所得水準などを基に県が算定しています。内訳は、医療給付費分が15億6,642万1,452円、後期高齢者支援金分が6億114万2,660円、介護分が2億5,465万1,768円です。

4款保健事業費は9,814万1,219円、前年度比15.5%の減となりました。減の要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団で行う特定健診及び未受診者への受診勧奨業務を中止したことによるものです。

406ページをお願いいたします。

7款諸支出金は2,318万9,215円、前年度比63.8%の減となりました。減の要因は、旭中央病院への直営診療施設補助金が減となったことによるものです。

428ページをお願いいたします。

事業勘定の実質収支に関する調書は記載のとおりであります。

377ページへお戻りいただきたいと思っております。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明いたします。

歳入決算額は7,389万12円で、前年度比11.9%の減となり、歳出決算額は6,744万4,663円で、前年度比12.4%の減となりました。

382ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は644万5,349円となり、うち330万円を財政調整基金へ積立して、残額の314万5,349円は令和3年度へ繰り越すものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

414ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1款診療収入の収入済額は5,985万5,371円、前年度比11.7%の減となりました。減の要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年8月から予約制にし、診療の人数を制限したことによるものです。

416ページをお願いいたします。

4 款繰入金は939万6,000円、前年度比17.6%の減となりました。減の要因は、事業勘定繰入金と財政調整基金繰入金の減額によるものです。

5 款繰越金は、令和元年度からの繰越金で336万2,307円です。

6 款諸収入は121万2,188円で、うち100万円は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金で、診療所の感染防止のための空間除菌脱臭機の購入や、予約制を導入するための電話回線増設工事などの経費に対し交付されたものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

420ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は4,067万2,787円、前年度比5.5%の減となりました。減の要因は、施設管理費の減によるものです。

424ページをお願いいたします。

2 款医業費は2,676万4,130円、前年度比21.0%の減となりました。減の要因は医薬品衛生材料費の減で、受診者の減少と薬価改定により薬の単価が下がったことによるものです。

429ページをお願いいたします。

施設勘定の実質収支に関する調書は記載のとおりであります。

以上で議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和2年度の後期高齢者医療の被保険者数について申し上げます。令和2年度の平均被保険者数は9,534人、前年度比51人、0.5%の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

431ページをお願いいたします。

歳入決算額は6億8,487万6,812円で、前年度比8.9%の増となり、歳出決算額は6億7,401万7,506円で、前年度比9%の増となりました。

436ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額の1,085万9,306円は、令和3年度へ繰り越すものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

440ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は 4 億9,052 万9,900 円、前年度比7.6%の増となりました。増の要因は、保険料の改定と保険料軽減特例の見直しによるものです。不納欠損額は102万1,700 円で、収入未済額は321万6,100 円です。

なお、収納率は、還付未済額を除き99.1%、前年度と同率となりました。

2 款繰入金は 1 億8,024 万2,022 円、前年度比12.9%の増となりました。増の要因は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の増によるものです。

3 款繰越金は、令和元年度からの繰越金で1,085 万6,943 円です。

4 款諸収入は324 万7,947 円、前年度比74.6%の増となりました。増の要因は、住民税の基礎控除等の見直しに伴うシステム改修費用に対する県からの補助金の交付によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

446 ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は2,355 万8,744 円、前年度比83.4%の増となりました。増の要因は、保険料軽減特例に対応するシステム改修と、先ほど歳入の諸収入で申し上げました住民税の基礎控除等の見直しに対応するシステム改修によるものです。

2 款広域連合納付金は 6 億4,972 万2,862 円、前年度比7.4%の増となりました。これは、保険料と保険料軽減分の繰入額を広域連合へ納付したもので、増の要因は保険料収入が増加したことによるものです。

3 款の諸支出金73 万5,900 円は保険料の還付金です。

450 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は記載のとおりであります。

以上で議案第 4 号、令和 2 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

会議が途中ですが、昼食のため 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇)

○高齢者福祉課長(赤谷浩巳) 議案第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和2年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。恐れ入りますが、お手元の歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。

1番の高齢者人口等ですが、この資料は令和3年3月末の状況を、第7期介護保険事業計画及び前年度末と比較したものとなっております。

上から2行目のB欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者数は2万58人で、前年度末と比べ230人増加し、第1号被保険者数の人口比率、いわゆる高齢化率は31.2%で、前年度比0.7ポイントの増となりました。

要介護・要支援認定者数は3,024人で、前年度末と比べ25人の減、一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は14.6%で、前年度比0.3ポイントの減となりました。

以下、2は介護度別認定者数ですが、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、ここからは決算書によりご説明いたします。

決算書の451ページをお願いいたします。

歳入決算額は52億8,026万8,846円で、前年度比0.3%の増となり、歳出決算額は51億4,124万1,732円で、前年度比0.6%の増となり、歳入歳出差引残額は1億3,902万7,114円となりました。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

460ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

1款保険料の収入済額は11億5,696万3,364円で、前年度と比較して0.8%の減となりました。収納率は97.0%で、前年度と比較しまして0.4ポイント上昇しております。また、不納欠損額は1,108万1,025円、収入未済額は2,500万1,392円となっております。

次に、2款国庫支出金は11億3,026万9,585円で、前年度比1.4%の減となりました。

462ページをお願いいたします。

3 款支払基金交付金は13億355万4,508円で、前年度比1.1%の増となりました。

4 款県支出金は7億3,147万6,587円で、前年度比0.9%の減となりました。

464ページをお願いいたします。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの繰入金でありまして、7 億8,709万8,000円、前年度比4.9%の増となりました。増となった理由は、消費税率の改定に伴う低所得者保険料軽減繰入金の増額でありまして、低所得者の保険料軽減強化が令和2年度から完全実施となったことによるものです。

7 款繰越金は1 億5,555万9,828円、次の8 款諸収入は1,531万4,454円で、主なものは地域支援事業利用収入などでございます。

続きまして、歳出になります。

470ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は6,149万2,296円、前年度比4.6%の増です。

474ページをお願いいたします。中段になります。

2 款保険給付費の支出済額は46億7,452万9,109円で、前年度比0.7%の増となりました。主な要因は、施設介護サービス給付費の増によるものです。

少し飛びまして、482ページをお願いいたします。下段になります。

4 款基金積立金は7,492万5,457円でした。これは、前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、令和2年度末の介護保険給付費準備基金の残高は4 億464万8,706円となりました。

5 款地域支援事業費は2 億4,132万7,883円、前年度比3.9%の減となりました。主な要因は、1 項1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費のうち通所型サービスの利用が減ったことによるものです。

少し飛びまして、494ページをお願いいたします。中段になります。

6 款諸支出金は8,896万6,987円で、主なものは国・県及び一般会計への返還金となります。496ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。内容は記載のとおりでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第7号、議案第8号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 宮負 亨 登壇）

○上下水道課長（宮負 亨） 最初に、議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計剰余金の処

分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

水道の決算書は、一般会計決算書とは別冊となっております。恐れ入りますが、横向きになります。旭市水道事業会計決算書、こちらになります。お手元にご用意いただければと思います。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げますので、決算書の11ページをお願いいたします。

事業報告書になります。

まず、総括事項の業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,176人、給水件数は2万991件、普及率は88.8%となり、前年度と比較いたしますと0.5ポイントの増となりました。

年間給水量は621万6,697立方メートルで、前年度と比較しますと14万1,472立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は576万798立方メートルとなり、前年度と比較しますと10万5,895立方メートルの増、有収率は92.7%で、前年度と比較しますと0.4ポイントの減となっております。

次に、建設状況でございますが、建設改良工事として、ニ地区、イ地区及びさくら台地区ほかに、口径50ミリメートルから200ミリメートルの耐震型配水管を、延べ615.50メートル布設いたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

続いて、12ページをお願いいたします。

(2)は議会議決事項、(3)は行政官庁認可事項、(4)は職員に関する事項、(5)は料金その他供給条件の認定、変更に関する事項となっております。

それでは恐れ入りますが、前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和2年度の決算報告書でございます。この報告書の金額は消費税込みとなっております。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額合計16億6,604万8,000円に対し、決算額は16億5,214万1,320円となり、収入率は99.2%となりました。内訳としまして、第1項営業収益の主なものは水道料金であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次の支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額合計14億7,916万2,000円に対し、

決算額は14億55万7,431円となり、執行率は94.7%となりました。内訳としまして、第1項の営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債の利息等で、第3項の特別損失は過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。次の2ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計9,811万8,000円に対し、決算額は7,383万6,400円となり、収入率は75.3%となりました。内訳としまして、第1項の企業債は飯岡配水場高区圧力タンク更新のための起債、第2項の出資金は配水管の相互連絡管整備に対する一般会計からの出資金、第3項の負担金は消火栓設置に対する一般会計からの負担金、第4項の給水申込納付金は水道加入申込み時点で頂いている納付金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の第1款資本的支出でございますが、予算額合計2億3,535万7,000円に対し、決算額は1億4,205万6,676円となり、執行率は60.4%となりました。内訳としまして、第1項の建設改良費は、配水管布設等による拡張工事費、連絡用配水管布設等の改良工事費、飯岡配水場高区圧力タンク更新工事等の固定資産取得費であり、第2項の企業債償還金は、建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,822万276円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で668万5,530円を、減価積立金で4,390万1,318円を、残りの1,763万3,428円を過年度分損益勘定留保資金でそれぞれ補填をいたしました。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

まず、1の営業収益は2列目の13億662万7,890円、2の営業費用は、同じく2列目の12億6,780万180円、差引営業利益は3列目の3,882万7,710円となりました。

次の4ページをお願いいたします。

3の営業外収益は、2列目の2億1,582万4,195円、4の営業外費用として、同じく2列目の991万8,466円、差引きは3列目の2億590万5,729円のプラスとなり、3ページの営業利益を加えますと、経常利益は2億4,473万3,439円の黒字となりました。これによりまして、当年度の純利益は2億4,473万3,439円となり、その他未処分利益剰余金変動額を加えますと、当年度未処分利益剰余金は2億8,863万4,757円となります。

続いて、5ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左から2列目、資本金の当年度末残高は、一番下の37億9,372万4,031円となりました。

表の中ほどになりますが、資本剰余金合計の当年度末残高は、同じく一番下の148万9,816円となりました。

表の右から2列目の利益剰余金合計の当年度末残高は12億4,863万4,757円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は50億4,384万8,604円となりました。

次の6ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の一番右上の未処分利益剰余金の当年度末残高2億8,863万4,757円の処分に係るものでございますが、当年度純利益の2億4,473万3,439円に対する部分として9,583万3,439円を減債積立金に、1億4,890万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、その他の4,390万1,318円を資本金に組み入れるものでございます。

続いて、7ページの貸借対照表をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

資産の部の1、固定資産と、次の8ページの2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列の79億895万6,106円となりました。

次に、負債の部でございますが、3、固定負債と、9ページの4、流動負債、5、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の28億6,510万7,502円となりました。

次に、資本の部でございますが、6、資本金と7、剰余金の合計額は、次の10ページの下から2行目の資本合計50億4,384万8,604円となり、これに前のページの負債合計を加えますと、負債と資本の合計は79億895万6,106円となり、資産合計と一致いたします。

次の11ページからは決算附属書類になりますが、11ページから12ページは先ほどご説明させていただきましたので、13ページをご覧ください。

13ページは契約金額500万円以上の建設改良工事の概況、次の14ページは契約金額300万円以上の保存工事の概況でございます。

次の15ページでございますが、年間の業務量であり、次の16ページは事業収入に関する事項、17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

次の18ページになりますが、4、会計(1)は重要契約の要旨となります。

続いて19ページになりますが、(2)は企業債及び一時借入金の概況、5、その他は、他会計補助金等の使途についての記載でございます。

20ページから21ページまではキャッシュフロー計算書、次の22ページから27ページまでにつきましては収益費用明細書となっており、科目ごとの明細となっております。

28ページでございますが、こちらは固定資産明細書、29ページは企業債明細書となっております。

30ページから31ページまでは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。各内容につきましては、記載のとおりでございます。後ほどお目通しいただければと思います。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、こちらも別冊になります。横向きの公共下水道事業会計決算書をお手元にご用意いただければと思います。

旭市公共下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計移行後、初めての決算となりますので、前年度と比較できない項目につきましては当年度の数値のみの記載となっております。

それでは、初めに下水道事業の概況からご説明申し上げますので、決算書の10ページをお願いいたします。

事業報告書になります。

まず、総括事項の中ほどの業務状況でございますが、年度末の水洗化状況は、接続済人口4,588人、接続世帯数は1,939件で、水洗化率は69.4%となりました。

料金収入の基礎となります年間有収水量は59万4,145立方メートルで、有収率は84.0%となっております。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

続いて、11ページをお願いいたします。

(2)は議会の議決事項、(3)は行政官庁認可事項、(4)は職員に関する事項、(5)は料金その他供給条件の設定、変更に関する事項でございます。

それでは、恐れ入ります、前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和2年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は消費税込みとなっております。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款下水道事業収益の予算額合計5億6,456万9,000円に対し、決算額は5億6,992万5,736円となり、収入率は100.9%となりました。内訳としまして、第1項、営業収益の主なものは公共下水道使用料であり、第2項の営業外収益は一般会計負担金や長期前受金戻入などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次の支出につきましては、第1款下水道事業費用の予算額合計5億6,456万9,000円に対し決算額は5億4,383万2,405円となり、執行率は96.3%となりました。内訳としまして、第1項の営業費用は処理場費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債の利息などで、第3項の特別損失は賞与引当金相当額等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次の2ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入でございますが、予算額合計2億1,101万8,000円に対し決算額は2億1,439万5,300円となり、収入率は101.6%となりました。内訳としまして、第1項は下水道事業債、第2項は一般会計負担金、第3項は受益者負担金でございます。

次に、支出の第1款資本的支出でございますが、予算額合計2億6,761万4,000円に対し決算額は2億6,743万1,032円となり、執行率は99.9%となりました。内訳としまして、第1項建設改良費は車両運搬具購入による固定資産取得費であり、第2項の企業債償還金は企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,303万5,732円につきましては、全額引継金で補填いたしました。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

1の営業収益は2列目の9,911万2,910円、2の営業費用は、同じく2列目の4億5,833万1,471円、差引営業損失は3列目の3億5,921万8,561円となりました。

3の営業外収益は2列目の4億6,095万5,520円。

続いて、次の4ページをお願いいたします。

4の営業外費用として6,063万9,399円、差引きは3列目の4億31万6,121円のプラスとなり、3ページの営業損失を差し引きますと、経常利益は4,109万7,560円の黒字となりました。

6の特別損失は2列目の726万310円で、差引き、当年度の純利益は3,383万7,250円となり、一番下の当年度未処分利益剰余金は3,383万7,250円となります。

続いて、5ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左から2列目の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが1億7,825万8,136円となりました。

表の右から2列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、同じく一番下の3,383万7,250円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は2億1,209万5,386円となりました。

次の6ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の一番右上の未処分利益剰余金の当年度末残高3,383万7,250円の処分に係るものですが、全額繰越利益剰余金とするものでございます。

続いて、7ページの貸借対照表をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

資産の部の1、固定資産と、次の8ページの2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、85億2,972万5,816円となりました。

次に、負債の部でございますが、3、固定負債と4、流動負債、9ページの5、繰延収益の合計である負債合計は83億1,763万430円となりました。

次に、資本の部でございますが、6、資本金と7、剰余金の合計額は、下から2行目の資本合計2億1,209万5,386円となり、これに負債合計を加えますと、負債と資本の合計は85億2,972万5,816円となり、資産合計と一致いたします。

次の10ページからは決算附属書類になりますが、10ページから11ページまでは先ほどご説明させていただきましたので、12ページをお願いいたします。

12ページは、契約金額300万円以上の保存工事の概況でございます。

13ページは年間の業務量で、前年度比較で記載してございます。

次の14ページは事業収入に関する事項、15ページは事業費に関する事項で、前年度と、こちらは比較できないため、当年度の数値のみの記載となっております。

次の16ページから30ページまでは、水道事業会計と同じ項目となっておりますので、各内容につきましては後ほどお目通しいただければと思います。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊、こちらも横向きになります。農業集落排水事業会計決算書をお手元にご用意いただければと思います。

旭市農業集落排水事業会計は、公共下水道と同じく、令和2年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計移行後、初めての決算となりますので、前年度と比較できない項目につきましては当年度の数値のみの記載となっております。

それでは、初めに農業集落排水事業の概況からご説明申し上げますので、決算書の10ページをお願いいたします。

事業報告書になります。

まず、総括事項の中ほど、業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続済人口1,416人、接続世帯数は450件で、水洗化率は74.8%となりました。

料金収入の基礎となります年間有収水量は13万9,258立方メートルとなり、有収率は100.0%となっております。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

続いて、11ページをお願いいたします。

(2)は議会議決事項、(3)は行政官庁認可事項、(4)は職員に関する事項、(5)は料金その他供給条件の認定、変更に関する事項でございます。

それでは、恐れ入りますが前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和2年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は消費税込みとなっております。

初めに、(1)の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款下水道事業収益の予算額合計7,459万5,000円に対し、決算額は7,483万124円となり、収入率は100.3%となりました。内訳としまして、第1項営業収益の主なものは農業集落排水処理施設使用料であり、第2項の営業外収益は一般会計負担金や長期前受金戻入などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次の支出につきましては、第1款下水道事業費用の予算額合計7,459万5,000円に対し決算額は6,039万5,644円となり、執行率は81.0%となりました。内訳としまして、第1項の営業費用はポンプ場費、処理場費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債の利息などで、第3項の特別損失は賞与引当金相当額等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計1,212万5,000円に対し決算額は1,296万5,000円となり、収入率は106.9%となりました。内訳としまして、第1項は一般会計負担金、第2項は受益者分担金でございます。

次に、支出の第1款資本的支出でございますが、予算額合計1,632万1,000円に対し、決算額は1,632万489円となり、執行率は100.0%となりました。内訳としましては、第1項企業債償還金は企業債償還元金で、決算額は記載のとおりでございます。

次に、一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額335万5,489円につきましては、引継金で303万3,619円を、当年度損益勘定留保資金で32万1,870円を補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

1の営業収益は、2列目の数字になりますが、1,587万2,900円、2の営業費用は、同じく2列目の5,438万4,077円、差引営業損失は3列目の3,851万1,177円となりました。

3の営業外収益は2列目の5,736万9,934円。

次の4ページをお願いいたします。

4の営業外費用として、2列目の308万5,266円、差引きは3列目の5,428万4,668円のプラスとなり、3ページの営業損失を差し引きますと、経常利益は1,577万3,491円の黒字となりました。

6の特別損失は2列目の66万6,232円であり、差引き当年度の純利益は3列目の1,510万7,259円となり、一番下の当年度未処分利益剰余金は1,510万7,259円となります。

続いて、5ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左から2列目の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが6,060万3,518円となりました。

表の右から2列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、同じく一番下の1,510万7,259円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は一番下の7,571万777円となりました。

次の6ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の一番右上の未処分利益剰余金の当年度末残高1,510万7,259円の処分に係るものでございますが、全額繰越利益剰余金とするものでございます。

続いて、7ページの貸借対照表をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

資産の部の1、固定資産と2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、10億479万5,795円となりました。

次に、8ページをお願いいたします。

負債の部でございますが、3、固定負債と4、流動負債、5、繰延収益の合計である負債合計は9億2,908万5,018円となりました。

続いて、9ページをお願いいたします。

資本の部でございますが、6、資本金と7、剰余金の合計額は資本合計7,571万777円となり、これに負債合計を加えますと、負債と資本の合計は10億479万5,795円となり、資産合計と一致いたします。

次の10ページからは決算附属書類になりますが、10ページから11ページまでは先ほどご説明させていただきましたので、12ページをお願いいたします。

12ページは保存工事の概況でございます。

13ページは年間の業務量で、前年度比較で記載してございます。

14ページは事業収入に関する事項、15ページは事業費に関する事項で、前年度と比較できないため、当年度の数値のみの記載となっております。

次の16ページから27ページにつきましては、水道事業会計、公共下水道会計と同じ項目となっておりますので、各内容につきましては後ほどお目通しいただければと思います。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、令和2年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

令和2年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした四つの特別会計並び

に水道事業をはじめとした三つの公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合、精査するとともに関係職員の説明を求め、さらに現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて、慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し正確でありました。また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

まず初めに、一般会計及び特別会計について申し上げます。

一般会計及び特別会計の決算状況は、実質収支額が25億7,466万8,000円の黒字で、各会計の実質収支額も全て黒字となっております。

また、歳入につきましては、全庁的に債権回収に取り組んだ成果が、本年度も収納率の向上、収入未済額及び不納欠損額の減少に結果として現れております。引き続き、市民負担の公平性と貴重な自主財源を確保するため、効果的な収納対策による収入未済額及び不納欠損額の縮減におよ一層の努力を求めます。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査につきましては、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率の審査において、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認いたしました。

具体的には、実質公債費比率は8.1%となっており、前年度の7.9%から0.2%増加しているものの、早期健全化基準の25%を大きく下回っており、健全な財政が維持されております。将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため比率は算出されず、前年度に引き続き良好な状態であると認められました。

次に、公営企業会計について申し上げます。

初めに、水道事業につきましては、損益計算書から経営状況を見ると、当年度純利益は前年度と比べ14.9%増加しています。

経営分析表を見ると、企業の収益性を示す総収支比率、安定性を示す自己資本構成比率がいずれも前年度を上回っており、総収支比率は望ましいとされる100%を超えていることから、財政の健全性はおおむね良好で、財務全般でおおむね健全な構造が維持されております。

今後は、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、より厳しい経営環境となることを見込まれることから、効率的な経営と安定した収益確保に努めるとともに、旭市水道事業ビジョンに基づき、水道普及率の促進、老朽施設等の耐震化や更新の実施など、適切な対策を講じることで、安全で良質な水の安定供給に努めることを望みます。

次に、公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては、特別会計から公営企業への移行初年度であることから、前年度との比較ではなく新たに作成された財務諸表に基づいて経営状況を確認することに主眼を置き、審査を行いました。

損益計算書から経営状況を見ると、両事業とも純利益が生じており、企業の収益性を示す総収支比率も、公共下水道事業が106.4%、農業集落排水事業が126.0%と、望ましいとされる100%を超えていることから、財政の健全性はおおむね良好であると言えます。

公共下水道事業と農業集落排水事業は、一般会計からの繰入金、毎年、公共下水道事業は3億円を超え、農業集落排水事業は3,000万円を超えて、共にその負担割合が高いことから、今後は普及啓蒙活動を積極的に実施し、公共下水道並びに農業集落排水への接続の推進を図り、さらなる収入の確保と経費節減に努めることを望みます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公営企業会計の資金不足比率の審査においては、資金不足額が生じていないため比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありませんでした。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響などの社会情勢により、歳入を取り巻く環境は一段と厳しくなるものと思われま。今後、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少問題への対策に係る歳出の増加も見込まれる中、引き続き行財政改革や公共施設の適正な管理運営に着実に取り組むことはもとより、様々な環境の変化や災害などにも対応できる効率的な行財政運営を図り、人口減少に歯止めをかけ、誰もが将来にわたって住み続けたいと思うまちづくりに結びつくよう、全ては旭市民のために努力されることを要望して、監査委員の総意といたします。

○議長（木内欽市） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

会議は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号、議案第13号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第9号及び議案第13号の補足説明を申し上げます。

まず、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についての補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元をお願いしたいと思います。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ12億5,500万円を追加し、予算の総額を314億3,700万円とするものです。

少し飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入について順を追ってご説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところの説明させていただきます。

まず、12款1項3目教育費負担金1億1,994万8,000円の減は、説明欄1、学校給食費負担金の減額で、新型コロナウイルス感染症に対する市独自の経済対策の一つとして、保護者の経済的負担を軽減するため、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間、小・中学校の給食費の減免を行うものでございます。

19款1項1目繰越金13億7,494万8,000円の増は、前年度繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものでございます。

歳入の説明は以上です。

続いて歳出になります。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費310万2,000円の増は、説明欄1、議員報酬の増で、7月18日に執行さ

れました市議会議員補欠選挙に伴い、議員数が17名から19名となったことから、不足する議員報酬の補正を行うものでございます。

2款1項6目財産管理費10億円の増は、説明欄1、減債基金積立金の増で、令和2年度決算の確定に伴い、剰余金の2分の1以上に相当する額を減債基金に積み立てるものであります。

8目電子計算費379万1,000円の増は、説明欄1、広域情報ネットワーク運用事業の増によるもので、電柱の支障移転の増加に伴い、共架している広域情報ネットワーク伝送路の移設費用が不足することから、事業費を増額するものでございます。

続いて、2款4項4目市議会議員選挙費1,369万6,000円の増は、説明欄1、市議会議員選挙費651万7,000円の増、及び9ページをお願いいたします。

説明欄2、市議会議員選挙公営費717万9,000円の増で、いずれも市議会議員補欠選挙の執行に伴い、12月に執行予定の市議会議員選挙に係る予算が不足する見込みとなりましたので、その分を増額補正するものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費8,026万1,000円の増は、説明欄1、農水産業経営支援給付金給付事業の増によるもので、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経営に深刻な影響を受けている農水産業者を支援するため、前年または前々年同月と比較して売上げが20%以上減少した事業者に対し、1事業者当たり10万円の支援金の給付に要する費用を新規計上するものでございます。

7款1項2目商業振興費1億5,101万1,000円の増は、説明欄1、中小企業等経営支援給付金給付事業の増によるもので、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経営に深刻な影響を受けている中小企業事業者を支援するため、前年または前々年同月と比較して売上げが20%以上減少した事業者に対して、1事業者当たり10万円の支援金の給付に要する費用を新規に計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費313万9,000円の増は、説明欄1、学校教育事務費の増によるもので、小・中学校の給食費の免除に合わせて、市内在住で市外の小・中学校や特別支援学校に通う児童・生徒に対し、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金として、6か月分の給食費相当額の支給に要する費用を新規に計上するものでございます。

続きまして、10款5項3目学校給食費は、財源の変更となります。

内訳は、12ページをお願いします。

補正額の財源内訳の欄、分担金及び負担金から1億1,994万8,000円を一般財源へ財源変更するもので、市独自の経済対策の一つとして実施する小・中学校の給食費6か月分の免除に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書です。表の下のほう、比較の欄をご覧ください。

議員の人数が2名の増、報酬が310万2,000円の増となっております。こちらは、歳出で説明いたしました市議会議員補欠選挙に伴う議員報酬の増額によるものでございます。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

続いて、議案第13号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくをお願いします。

議案の裏面をご覧ください。

契約の名称は、旭市サッカー場整備工事であります。

契約の方法は、令和元年度から導入した入札価格と入札者から提出された技術資料を併せて落札者を決定する総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和3年6月14日に入札の公告を行い、7月1日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、7者から申請及び技術資料の提出があり、7者とも資格要件を満たしておりました。

この7者による入札書の受付を、7月15日から8月2日まで行い、8月3日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市後草2364番地の3、鈴木建設株式会社代表取締役鈴木和彦が第1位順位者となりました。

なお、鈴木建設は入札価格の内容の調査を必要とする調査基準価格を下回ったため、旭市低入札価格調査実施要綱に基づき調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと確認したため、契約の相手方と決定いたしました。

契約金額は2億7,280万円であります。

なお、予定価格は3億6,703万7,000円、調査基準価格は3億3,271万7,000円、落札率は74.32%でありました。

仮契約締結日は8月27日、工事の期限は令和4年3月18日であります。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第10号、旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正条例の制定につきましては、いわゆる企業版ふるさと納税制度を旭市に導入するにつき所要の条例改正を行うものでございます。

企業版ふるさと納税制度による寄附金につきましては、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業、この事業にのみ充当することができ、同寄附金を基金に積み立てる際、その他の寄附金とは分けて管理、処分しなければならないため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご用意いただいて1ページをご覧ください。

新旧対照表の1ページにありますように、第6条に第2項として記載の事項を加えるものでございます。改正後の条例は、公布の日からの施行とするものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第14号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 八木幹夫 登壇）

○市民生活課長（八木幹夫） 初めに、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードとも言われるものですが、これを発行する主体として明確に位置づけられたことに伴い、同機構は個人番号カードの発行に関する手数料を定め、申請者から徴収することができることとされました。

さらに、当該手数料の徴収の事務を住所地の市区町村長に委託することができることとされたことから、本条例中の個人番号カード再交付手数料の項目は不要となり、改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行は公布の日からとなります。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が令和3年12月31日に任期満了となることから、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第14号で推薦したい方は、旭市ハの99番地15にお住まいの岩井明廣氏、昭和24年12月23日生まれの方です。岩井明廣氏は、平成25年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域における信望が大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え推薦するものでございます。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となります。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 栗田 茂 登壇）

○都市整備課長（栗田 茂） 議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

空家等対策の充実を図ることを目的とし、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画の策定及び協議会の設置等に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、現行の条例から変更となる点を申し上げます。

新旧対照表3ページをご覧ください。

ページ右側、改正案第6条と第7条が追加となり、以降は条ずれが起こるものとなります。

第6条は、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法の第6条第1項に規定される空家等対策計画の策定についてとなります。空家等対策計画につきましては、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定めるものであります。

第7条は、特措法の第7条第1項に規定される協議会の設置、所掌事項及び組織等につい

てとなります。

協議会におきましては、先ほど申しあげました空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する協議を行う予定となっております。なお、この変更により、国の施策による交付金等の支援を受けることも可能となります。

なお、附則につきましては本条例の委員報酬の追加に伴う条例の改正でございます。

この条例の施行は公布の日からとなります。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 穴澤昭和 登壇）

○保険年金課長（穴澤昭和） 報告第1号、令和2年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表の下段、令和2年度末の欄をご覧ください。

B欄の基金現在高は、令和元年度末と同額の1,000万円となっています。

貸付け等の状況でございますが、C欄の貸付をご覧ください。

年度中の貸付けの件数及び金額は13件で341万9,000円です。返済につきましては、D欄において、13件全て返済しておりますので、F欄の預金残高は満額の1,000万円となっております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第2号から報告第4号の報告3件について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 報告第2号、報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第2号、令和2年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、表をご覧くださいと思います。

まず、算定項目の1、実質赤字比率であります。これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当はいたし

ません。

次に、2、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表しております。

次に、3、実質公債費比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る8.1%となっております。昨年度の7.9%と比べますと0.2ポイント上昇しております。

次に、4、将来負担比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず、該当なしとなりました。

以上のとおり、令和2年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしました。

以上で報告第2号の説明を終わります。続きまして報告第3号、令和2年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

こちら1枚めくって、表をご覧くださいと思います。

令和2年度の旭市の資金不足比率につきましては、資金不足が生じた公営企業会計はありませんので、全て該当いたしません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、令和2年度は全ての公営企業会計において、経営健全化基準をクリアいたしました。

以上で報告第3号の説明を終わります。続きまして報告第4号、令和2年度旭市一般会計継続費精算報告書について説明申し上げます。

この報告書は、平成29年度から令和2年度までの4か年で設定した新庁舎建設事業に係る継続費について、継続年度の終了に伴い地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

また1枚めくっていただき、表をご覧くださいと思います。

2款1項総務管理費のうち、上段の新庁舎建設事業（設計等委託料）は、平成29年度から令和2年度までの年割額の計の欄、3億1,860万5,000円に対しまして、そこから右のほうへいきまして、支出済額の計は2億4,073万6,720円で、またさらに右へいきまして、年割額と支出済額の差の計は7,786万8,280円でした。

次の下段になりますが、新庁舎建設事業につきましては、平成30年度から令和2年度までの年割額の計、一番下になりますが、57億5,300万円に対しまして、右にいきまして、支出済額の計は49億9,682万8,600円で、年割額と支出済額の差の計は7億5,617万1,400円でした。

以上で、報告第2号、報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の説明は終わりました。

報告第5号から報告7号の報告3件について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） それでは、初めに報告第5号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和2事業年度の業務実績に係る評価結果について説明を申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和2事業年度が終了し、法人から1年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第1項及び第3項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

資料であります地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院令和2事業年度の業務実績に係る評価結果の1ページをご覧ください。

I、年度評価の考え方になります。

その2段落目になりますけれども、評価の際には、法人から提出された報告書を基に、同病院評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。評価の基本方針につきましては、（1）に記載されております①から⑦までの7項目になります。

次に、（2）年度評価の方法についてですが、年度評価については、当該年度計画に定めた事項を基に行う項目別評価と、業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

1番目としまして項目別評価の方法ですが、中項目評価、大項目評価の手順で行いました。

①の中項目評価は、法人による小項目、細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

2ページをお願いいたします。

②の大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準は、中項目、大項目それぞれ「S、年度計画を大きく上回っている」「A、年度計画を上回っている」「B、年度計画をほぼ予定どおりに実施している」「C、年度計画を下回っている」「D、年度計画を大きく下回っており改善が必要である」の5段階となっております。

2の全体評価の方法になりますが、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準は「S、計画を大幅に達成し、又は計画より大幅に進んでいる」「A、計画をやや超えて達成し、又は計画よりやや進んでいる」「B、概ね計画どおりに進んでいる」「C、計画をやや下回り、又は計画よりやや遅れている」「D、計画を大きく下回り、若しくは計画よりも大幅に遅れ、又は業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められる」の5段階評価となっております。

次に、3ページのⅡ、全体評価をご覧ください。

(1)の評価結果になりますが、全体の評価結果は「B、概ね計画どおりに進んでいる」でありました。

(2)は判断理由ですけれども、令和2事業年度の業務実績については、二つの大項目に係る評価の全てがB評価（年度計画をほぼ予定どおりに実施している）であり、中項目については年度計画を下回るC評価、D評価となる項目はなく、そのほとんどがB評価でありました。

以上のことから、令和2事業年度の業務実績は、中期目標・中期計画の達成に向けて作成された年度計画を予定どおり実施しているものと判断し、全体評価はB評価（概ね計画どおりに進んでいる）としました。

(3)評価委員会委員からの意見、指摘事項などですが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められるとのことでした。

4ページをお願いします。

Ⅲ、項目別評価については、二つの大項目の評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが4ページから6ページにかけて示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、別添の令和2事業年度業務実績評価表をご覧くださいければと思います。

以上で報告第5号の説明を終わります。

続きまして、報告第6号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和2年度の事業経営状況及び令和3年度の事業計画について説明を申し上げます。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業経営状況について申し上げます。

資料の令和2年度事業報告書になります。ページ下側の端にあるページ番号でご説明いたします。

1ページをお開きください。

病院の概要になりますけれども、1には現況が、2ページの2には病院の概要が記載されております。

3ページをお願いします。

3には組織図が、4の財務諸表の要約、財務情報、事業に関する説明につきましては、4ページから16ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのかが記載されております。

かなり飛びますけれども、22ページをお開きください。

令和2年度財務諸表等になります。

25ページ、6ページをお願いいたします。

こちらは貸借対照表になります。

左側25ページは資産の部になります。有形固定資産などの固定資産と現金及び預金などの流動資産で、右の列の一番下、資産合計は545億4,960万1,959円です。

右側の26ページになります。負債の部は、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当金などの固定負債と未払金などの流動負債で、負債の部合計は377億5,392万7,068円。その下の純資産の部は、資本金と資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産の部合計で167億9,567万4,891円となり、右の列一番下の負債純資産の合計は545億4,960万1,959円です。

続いて、27ページ、28ページをお願いいたします。

こちらは損益計算書になります。この数字は消費税を抜いた税抜きの数字です。

27ページ、営業収益合計は391億1,804万2,129円、営業費用合計は385億8,977万6,915円、一番下の営業利益は5億2,826万5,214円となりました。

28ページになります。

営業外収益合計は5億3,828万7,458円、営業外費用合計は3億6,607万6,945円、経常利益は7億47万5,727円となりました。一番下から2行目の当期純利益は5億5,989万9,594円と

なりました。

29ページをお願いしたいと思います。

こちらはキャッシュフロー計算書になります。

下から3行目、資金増加額は2億3,599万7,114円、一番下の資金期末残高は91億3,996万3,194円となりました。

30ページは、利益の処分に関する書類になります。

当期総利益5億5,989万9,594円については、全額積み立てております。

31ページをお願いします。

31ページは、行政サービス実施コスト計算書になります。

一番下の行、行政サービス実施コストは37億3,213万8,557円となりました。

32ページから35ページまでは注記事項、36ページから52ページまでは財務諸表の附属明細書、54ページは消費税を含む決算報告書になります。

かなり飛びますけれども、56ページをお開きください。

こちらが地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院2021年度計画になります。57ページから69ページまでに、今年度病院が取り組む事項が項目ごとに記載されております。

飛びますけれども、70ページをお開きください。

こちらは2021年度の予算になります。単位は100万円です。収入計415億7,000万円、支出計は418億9,200万円です。

71ページをお願いします。

収支計画ですけれども、収益の部計409億3,500万円、費用の部計414億2,400万円、表の一番下、総利益はマイナス4億8,900万円です。

72ページをお願いいたします。

資金計画になります。資金収入及び資金支出はそれぞれ509億8,100万円となっております。

以上で報告第6号の説明を終わります。

続きまして報告第7号、株式会社季楽里あさひの令和2年度の事業経営状況及び令和3年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

初めに、令和2年度の事業報告でございます。お手元の資料では、第6期経営状況報告書と表紙にあるものでございます。

1ページ目をご覧ください。

1、事業報告の(1)概況でございます。道の駅季楽里あさひにつきましては、平成27年

10月の開業以来、多くの方にご利用いただいております。昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止による時間短縮営業などがあったものの、道の駅全体の売上額は2ページ目の(2)の表にありますように、前年比106.9%の8億1,030万円となりました。

続きまして、2、会社概要の(1)株主の概要についてです。株式数、株主数とも設立時から変わってはおりません。(2)の株主総会及び取締役会等の開催状況についてはご覧のとおりですが、月1回の頻度で取締役会または役員会を開催し、集客向上に向けた各種の対策など健全な経営に向けた協議を行っております。(3)及び(4)は、それぞれ年度末現在の役員及び従業員の状況です。(5)は決算期後に生じた会社の状況ということですが、①から④に記載したとおり、新型コロナウイルス感染症対策を中心に取り組んでまいりました。

続いて、3、決算報告書についてです。第6期、令和2年4月1日から令和3年3月31日の決算について報告いたします。当期の純利益は971万1,565円となりました。

5ページをご覧いただきたいと思います。

貸借対照表となります。

左側の資産の部は流動資産と固定資産で、現金や預金などの計で1億8,732万8,149円です。

右側の負債の部は流動負債で、買掛金や未払費用、仮受金などで、負債の部合計が7,412万2,266円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金は設立時と同じ4,400万円、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部、計が1億1,320万5,883円となり、一番下の負債、純資産の部の計が1億8,732万8,149円となりました。

続いて6ページになります。

こちらは損益計算書になります。

売上高が2億2,959万1,366円、売上原価が7,701万4,414円となりまして、売上総利益が1億5,257万6,952円です。販売費及び一般管理費は1億4,225万4,811円で、差し引きまして営業利益が1,032万2,141円です。また、営業外収益は528万6,983円、営業外費用は4万6,159円です。そして経常利益が1,556万2,965円となり、一番下の当期純利益が971万1,565円となりました。

続きまして、7ページですけれども、こちらは、販売費、一般管理費の内訳となります。

続きまして、8ページです。

利益剰余金の処分になります。開業以来6期連続の黒字で、利益剰余金が6,656万円余り

となっており、昨年に引き続き1株当たり1,000円の配当金と、会社法による利益準備金の積立てを行いました。次期繰越利益は6,480万5,883円となっております。

続きまして、9ページです。

こちらは、4の第7期事業計画、令和3年度分となります。

中段以降の基本方針におきまして、(1)道の駅物販及び花木部門、(2)道の駅レストラン部門、(3)加工室の積極的活用、次の10ページにおきまして、(4)公共部門、(5)営業の部門ごとに取組方針を掲げています。内容はそれぞれ記載のとおりです。

11ページでは、令和3年度の第7期の予算を計上しております。

以上で報告第7号の説明を終わります。

○議長(木内欽市) 企画政策課長の説明は終わりました。

報告第8号について、行政改革推進課長、登壇してください。

(行政改革推進課長 大八木利武 登壇)

○行政改革推進課長(大八木利武) 報告第8号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定に基づき、令和2年度に放棄した私債権等の内容を同条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目をご覧ください。

こちらに私債権等の放棄の内訳として、債権名、放棄事由、件数及び金額を記載しております。

令和2年度は、学校給食費が11件で61万7,440円、市営住宅家賃が8件で37万9,500円、土地貸付料が4件で61万5,979円、水道料金が41件で56万8,735円となり、全体としては64件で218万1,654円の債権を放棄いたしました。

以上で報告第8号の説明を終わります。

○議長(木内欽市) 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は2日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 3分

## 令和3年旭市議会第3回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和3年9月2日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
  - 第 2 決算審査特別委員会設置
  - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
  - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
  - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
  - 第 6 常任委員会議案付託
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 追加日程 議案第14号直接審議（先議）
- 日程第 2 決算審査特別委員会設置
- 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
- 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
- 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 日程第 6 常任委員会議案付託
- 

#### 出席議員（18名）

- |      |         |      |           |
|------|---------|------|-----------|
| 1 番  | 崎 山 華 英 | 2 番  | 永 井 孝 佳   |
| 3 番  | 井 田 孝   | 4 番  | 島 田 恒     |
| 5 番  | 片 桐 文 夫 | 6 番  | 平 山 清 海   |
| 7 番  | 遠 藤 保 明 | 8 番  | 林 晴 道     |
| 9 番  | 宮 内 保   | 11 番 | 飯 嶋 正 利   |
| 12 番 | 宮 澤 芳 雄 | 13 番 | 伊 藤 保     |
| 14 番 | 島 田 和 雄 | 15 番 | 伊 藤 房 代   |
| 16 番 | 向 後 悦 世 | 17 番 | 景 山 岩 三 郎 |

18番 木内 欽市

19番 佐久間 茂樹

---

欠席議員（1名）

10番 高木 寛

---

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	飯島 茂
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	椎名 実
総務課長	宮内 敏之	企画政策課長	小倉 直志
財政課長	山崎 剛成	税務課長	伊藤 義一
市民生活課長	八木 幹夫	保険年金課長	穴澤 昭和
農水産課長	多田 一徳	商工観光課長	加瀬 博久
都市整備課長	栗田 茂	会計管理者	向後 稔
教育総務課長	杉本 芳正	生涯学習課長	伊藤 弘行
体育振興課長	柴 栄男		

---

事務局職員出席者

事務局長	花澤 義広	事務局次長	向後 哲浩
------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第14号までの14議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。

質問項目の順番どおりに答弁をしてください。また、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○8番（林 晴道） それでは、議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定について質疑を行います。

まず初めに、決算書16ページの歳入から、1款市税について質問をいたします。

1項市民税、個人、法人分、2項固定資産税、3項軽自動車税、6項都市計画税であります。大きな額が不納欠損となっておりますので、各件数と主な理由を伺います。

また、市たばこ税に関してですが、僕はたばこを吸わないので認識が薄いのですが、度々値上げが行われていることは承知をしています。そこで、直近5か年の決算額を併せてお尋ねいたします。

次に、40ページの16款財産収入の状況についてです。

収入済額5,086万8,157円で、前年度比50.6%減と、大きく減少をしたその理由と、収入未済額276万8,756円の内容を併せてお尋ねいたします。

次に、48ページの21款市債の状況についてです。

収入済額53億7,715万5,000円と、大変に大きな額となっておりますけれども、これは本市の財政計画に沿ったものでよいのか、担当課の見解を伺います。

最後に、354ページの実質収支に関して質問します。

歳出総額478億1,791万円で、歳入総額448億1,385万2,000円、差引き30億405万8,000円となっており、翌年度に繰り越す財源額が10億484万6,000円で、実質収支の総額が19億9,921万2,000円であります。では、翌年度に繰り越す財源の主な繰越し事業とその原因を、財源ごとにお尋ねいたします。

また、実質収支の19億9,921万円は非常に大きな繰越額と考えられますが、担当課のその点の見解を求めます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは税務課のほうから、最初の質問、16ページ、市税の状況についてお答えいたします。

まず最初に、令和2年度の市税の税目ごとの件数についてお答えいたします。

1項個人市民税が385件、同じく1項法人市民税が8件、2項固定資産税が491件、3項軽自動車税が269件、6項都市計画税が491件になります。

そして次に、たばこ税の過去5か年の決算額についてお答えいたします。

平成28年度の決算額でございますが、5億6,035万85円、平成29年度5億2,204万866円、平成30年度5億1,642万8,914円、令和元年度5億2,721万7,110円、令和2年度5億2,058万7,628円、以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財産収入の状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、財産収入が大幅に減額ということの理由でございますけれども、そちらにつきましては、減となった主な理由といたしましては、1項2目1節の財政調整基金利子におきまして、前年度は通常の運用による利子のほかに、国債が値上がりしたことによる売却益4,800万円を含んでいたためでございます。

財産収入のほうの収入未済額の主なものといたしましては、こちらの主なものにつきましては、土地貸付料で123万3,000円、行政財産貸付料で153万6,000円となっております。

財産収入は以上でございます。

続いて、よろしいですか。

続いて、市債に関しましてのご質問です。

市債に関しましては、53億円とかなりの大きな金額ということでございまして、そちらのほうは計画的なのかということでございますが、そちらのほうにつきましては、前年度に比べましてやはり高額になっておりますが、多くなった理由につきましては、主に新庁舎建設事業の入札差額による減とか中央病院のアクセス道などの大型道路事業の繰越しなどにより、また合併特例債が増えたということが主な要因なんですけれども、道路事業などについては事業の進捗により繰越しとなっているものもございまして、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備など大型事業に関する市債発行については、こちらはやはり計画どおりということで、予定していました合併特例債を活用しておるということで、計画どおりに進んでいるということでございます。

続いて、実質収支の質問でございます。

実質収支の繰越し財源の事業ですね、繰越しの事業のほうでございますけれども、令和2年度の実質収支額は、先ほどもありましたけれども、19億9,921万2,000円と、昨年度よりも1億5,440万5,000円、8.4%の増となっております。

こちらの繰越し事業のほうの原因ですか、こちらの原因のほうでございますけれども、繰越し事業の原因につきましては、主な事業を申し上げさせていただきますと、現在インフラ工事を進めている生涯活躍のまち形成事業の5億円や震災復興・津波避難道路整備事業2億6,877万3,000円などございまして、また事故繰越しもございまして、こちらは8,802万4,000円で4事業ございまして、このうち主な事業は、一昨年台風15号などによる被害を受けた農家に対する農業災害対策支援事業などでございます。

あと、実質収支19億円が大きいのではないかということでございますけれども、実質収支につきましては、令和2年度決算……令和2年度の実質収支、昨年度よりも8.4%増ということで大きくなってございますが、これは新型コロナウイルス感染症による影響のほか、大型事業の執行残があったことや、また歳入面で市税が予算額よりも上振れしたことや、あと前年度からの繰越金が大きかったことなどが主な要因となっております、特に新型コロナウイルス感染症につきましては、イベント等の各種事業の延期や中止のほか、様々な新型コロナ対策事業の実施などがございましたが、新型コロナ対策事業につきましては国の新型コロナ対応地方創生臨時交付金などの財政措置がありまして、補正予算時の見込みよりは一般財源の歳出が抑えられております。

また、前年度からの繰越金につきましては、令和元年度の、先ほど申し上げましたが、台

風被害の影響などによるその事業の繰越しなども大きくなってございまして、実質収支額は増額となったものでございますが、令和2年度につきましてはそういった特殊な事情によることが大きかったものと、そのように考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） ご答弁をいただきました。

それでは再度質問をいたします。

まず市税についてですが、納付期限後の滞納者に対して、督促状を送付して、それでも納付できない方にはるる催告を行い、その後、財産調査をした後に差押えになろうと思います。では、当年度において財産調査と差押えを行った件数、それから財産を差し押さえたことで納付状況や滞納額にどの程度影響があったのかお尋ねします。

また、市たばこ税の数字も直近5か年お伺いしましたが、算出方法について具体的に伺いたいと、そのように思います。

次に、財産収入の状況についてですが、収入済額が大きく減った理由として、運用益の中でも国債の売却ということでありましたので、直近の国債等の購入、それから売却実績について、その運用の詳細を伺いたいと思います。

次に、市債の状況についてですが、前年度対比で77.8%増の53億7,715万円余りと、非常に大きな額となっています。それに対する交付税の算入、その詳細を伺いたいと思います。

最後になりますが、実質収支に関してでありますけれども、繰り越した財源の事業には様々な原因があるとは思いますが、しかし、これは本市の規模から見て、事業量がちょっと多過ぎるからではないのかなと考えられますけれども、担当課の見解を求めます。

また、実質収支や繰越額が大きいということは、市民の要望や必要事業が後回しになり、市民サービスが先送りになってしまっているとの見方もできますので、その点も併せて、全てコロナということで解決することなく、併せてお尋ねをしたいなど、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

答弁者に申し上げます。マイクをちょっと近づけてください。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから回答させていただきます。

当市の差押えにつきまして、差押えの数でございます。

差押え数に関しましては、年間で560件やっております。その金額でございますが、差押

滞納額としまして5億1,585万3,317円という数字になっております。

そして、差し押さえたことにつきましての滞納額でございます。

市税の滞納額の状況につきまして、個々の案件に応じました適切な滞納整理の実施をしております、滞納額は年々順調に減少されているところでございます。

令和2年度の収入未済額、滞納額でございますが、こちらは4億504万8,491円となっております。

続きまして、たばこ税の関係でございます。

たばこ税の算定方法ということでございますが、こちら、市内の小売業者が日本たばこ産業株式会社などからたばこを仕入れる際、たばこ税を含めた代金を日本たばこ産業等に支払います。そして、日本たばこ産業等は市内全ての小売業者の分を取りまとめて、翌月に市に申告する仕組みとなっております。

税額の算出方法でございますが、こちら、納税義務者が売上げ本数に現在1,000本当たり6,122円の税額を掛けた金額を市へ毎月申告納付していただくような格好になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 会計管理者。

○会計管理者（向後 稔） それでは、財産収入の中の運用益について、直近の国債の売却、購入の状況についてというご質問にお答えいたします。

令和2年度におきましては、利率の低い債券を売却して、その分利率の高い債券を購入するという入替えを行いまして、それが昨年、令和2年6月8日に売却いたしましたのが、0.08%の低い利率のものを売却いたしまして、その分を、この金額が5億円ですけれども、同じ金額5億円で国債のほうを、利率の高い0.3%の利率のものを令和2年6月8日同日に購入しております。

もう1件ございまして、令和2年8月20日に、こちらは千葉県債なんですけれども、4億円、利率が0.05%であったものを、その分国債購入に充てまして、国債の利率は0.4%の高いものを購入することができました。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは私のほうからは、市債に関しまして、交付税算入率の件ということでお答えしたいと思います。

令和2年度の起債発行件数は、前年度からの繰越分も含めまして44件ございました。その

交付税算入のほうですが、起債の発行額53億7,715万5,000円に対する交付税算入額につきましては、臨時財政対策債を含めて38億3,107万6,000円、こちら、算入率を申し上げますと71.2%を見込んでおります。

続きまして、実質収支のほうのお話ということでございますけれども、実質収支の繰越しにつきまして、かなり多くて、本市の財政規模が多いからかということですが、最初にちょっと1回目の質問で、繰越しの原因につきまして、私のほうから答弁が漏れてしまいまして、申し訳ありませんでした。

原因のほうですけれども、まず繰越しのほう、様々な原因がございますが、大規模工事の有無、その年の大規模工事の有無や、各事業の進捗状況など、様々な面がありますけれども、やはり年度によって様々な事情、令和元年度から平成30年度、平成29年度まで直近3年間におきましても、年度によりやはり金額的にばらつきがございましたように、様々な事情で繰越し事業があるということで、本市の財政規模とかという、そういう状況の理由ではないのかなというふうに思っております。

あとは、実質収支額のほう、こちらが多いということは、住民からの要望に対しては応えていないのではないかという、後回しにしているのではないかというお話でございますけれども、実質収支額につきましては1年間の財政運営の結果でありまして、歳入だけでなく、歳出の執行状況、大規模事業の有無やその進捗など、様々な要素がございます。

こちら、予算編成時から、各課の要求に対しまして事業内容や必要性など、そちらを精査しまして、その過程から住民からの要望等の状況も考慮しながら予算を組んでおります。例を挙げますと、住民から要望の多い道路ですね、生活道路の整備などにつきましては、年々予算を拡充している事業もございます。

令和2年度の実質収支額につきましても、大型事業が重なった予算になっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったもので、必要な事業や住民からの要望などに対応していないというものではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 各課長方には非常に分かりやすいご答弁をいただいておりますけれども、最後に何点かに絞って質問を行います。

まず市債について、不納欠損の状況であります。地方交付税が減額をされている中で、一般財源はしっかりと確保をしなければなりません。担当職員には、債権の回収など大変重

要な職務に当たり、何かと苦勞があろうかと思えますけれども、本市の健全運営に尽力されていることに感謝を申し上げたいと、そのように思っております。

市税は、貴重な自主財源であり、市民負担の公平性の観点から見て、今後も職務を遂行してもらわねばなりません。

先日、市の代表監査より、収入未済額及び不納欠損額の縮減に結果として現れているが、なお一層の努力を求めると報告がありました。これを担当課はどのように捉えているのか伺います。

次に、財産収入の状況についてですが、運用実績は定期的に質問を行い伺っていますが、極めて良好なようで安心をしております。今後ともよろしくお願ひしたいと思いますが、運用の考え方については、旭市の財政状況やこのコロナ禍を鑑みて何か取組に変化があるのか、その点に関して伺いたいと、そのように思っております。

次に、市債の状況についてですが、これまでになかった減収補てん債というのが発行されていますので、その内容と経緯について改めて伺いたいと思います。

それから、起債対象事業費が決定することによって、減った、あるいは事業を翌年に繰り越したということであるならば、速やかに減額補正等で議会に説明するとの考え方もあろうかと思えますが、本市の見解を求めます。

最後に、旭市一般会計の実質収支に関してですが、今定例会終了後に次年度の予算編成が本格的に始まると思えますので、できる限り繰越し事業にならないよう努めていただくことを要望いたします。

本市では、様々な事業を計画し、健全財政のため財政計画を策定していると思えます。しかし、繰越額が大きいのに、当年度は市債が53億円余りで臨時財政対策債が2億円としていますね。中長期的な財政運営を行えているのか。先ほど大型事業があるとかコロナがあるとか、やはりそういう答弁でありましたけれども、そうではなくて、財政面の総括的な本市の見解を伺いたいと、そのように思っております。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは税務課のほうから、決算審査意見の件についてお答えいたします。

令和2年度決算における納税率でございますが、現年市税で98.32%という数値が出ております。ここ5か年でも、98ポイント以上を維持しているものでございます。

今後も市民の皆様の納税のしやすさなども考慮しながら滞納整理を行い、安定した税収入を確保したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 会計管理者。

○会計管理者（向後 稔） それでは、基金の運用の考え方についてということで、それと旭市の財政状況、コロナ禍の中での取組に変化はあるのかというご質問についてお答えいたします。

まず、基金の運用に当たりましては、公金でありますので、安全で確実な管理というものが第1になるかと思えます。

そして第2におきましては、旭市は財政調整基金も大金を保有しておりますので、そういったものを有効に活用して運用するということが考えられますが、最近のコロナ禍の中にあつて、不測の支払いに、急な支払いに対応できるように、支払い準備に支障を来さない流動性の確保というものも必要になってくるかと思えます。

また第3には、少しでも自主財源を確保するためには、利率などを考慮しました有効な運用考慮、効率性の追求というものも図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは私のほうから、市債の状況に続きまして、減収補てん債を借り入れているということで、その内容についてということでございますので、ご説明したいと思えます。

減収補てん債、収入済額でいいますと8,075万5,000円につきましては、こちらは地方税の収入が標準税収入額を下回る場合に、その減収分を補うために発行できる起債でありまして、発行額の75%が交付税措置されることになっております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして地方でも減収が見込まれることから、国が減収補てん債の対象となる地方税等を追加しまして、そのうち本市でも対象となります地方消費税、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税の減収額としての合計8,075万5,000円を減収補てん債として発行したものでございます。

減収補てん債につきましては、通常、対象税目が減収となった場合でも後年度の交付税で調整してくれることから、本市では合併以降につきましては発行はいたしておりませんでした。しかし、今回は新型コロナ感染拡大による特例的な措置でありまして、75%の交付税措

置もあるということで、総合的に考えた結果、今年度は起債を借り入れたということでございます。

次の補正のほう、事業が減って執行残だとか繰越しに関係して補正をすることも考えられるのではないかとございまして、こちらのほう、先ほど申し上げましたけれども、事業費はそのように入札の執行残だとか事業の繰越しなどによりまして事業の残が出ますが、事業の減額補正につきましては、本市ではこれまで原則として減額補正を行っていないということもございまして、入札差額等による実際の減額、そのようなもの、あと繰越し事業等によりまして同様に決算でお示しするという方法を取らせていただいております。

あと、実質収支のほうでございまして、中長期的な財政の考え方ということでよろしいでしょうか。

こちらのほう、今回、先ほどお話に出ましたが、臨時財政対策債も2億円ということで減額して起債を起こした経緯もありますけれども、今後の市の財政につきましては、交付税の減額や新型コロナの影響による市税等の減額などが予想され、今後財政が一段と厳しくなっていくということも予想されますが、市民サービスを低下させることのないよう、市の規模や財政力に見合った公共施設の在り方や適正な保有量等を検討しながら、将来にわたって持続可能な健全な財政運営を維持していきたいというふうに思っております。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、崎山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○1番（崎山華英） 議席番号1番、崎山華英です。

通告に基づき、質疑を始めさせていただきます。

議案第1号の令和2年度旭市一般会計決算の認定について、私のほうからは大きく2点ございます。

決算書の89ページから91ページに記載がありますデマンド交通運行事業について質問いたします。

以前の会議録を確認したところ、現在市内ではタクシー3台がデマンド交通事業として運行していると把握しておりますが、決算書によると運行委託料が1,192万5,704円ということで、その金額の内訳や根拠をお尋ねしたいと思います。

これは別途直接タクシー会社へと支払われる国からの補助金も発生しているのかも含めて、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

続いて、201ページから203ページの農業振興費の負担金補助及び交付金についてです。

203ページにあります負担金補助及び交付金の令和2年度不用額1億1,059万5,870円の内容や理由についてお尋ねします。

議案第1号、1回目の質問は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは私のほうからは、デマンド交通運行事業についてお答えいたします。

運行委託料1,192万5,704円の内訳及び根拠ですけれども、市とタクシー会社との間において業務委託契約を結んでおります。委託契約の内容は、1日1台当たり税込みで1万9,976円での単価契約ということになります。

それで、先ほど国庫補助金のお話がありました。この1日1台当たり1万9,976円掛ける運行日数で委託料を計算しまして、そこから通常の運賃収入、それと先ほどお話のございました国庫補助金を差し引いた額を支払っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは私のほうからは、農業振興費の不用額についてお答えさせていただきます。

不用額が多い主な事業につきましては、新型コロナウイルスの影響による産業まつりや交流事業などのイベントの中止のほか、水田農業構造改革推進事業補助金、園芸生産利用拡大支援事業補助金、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金、農業災害対策支援事業補助金、農水産業経営継続支援金となります。

理由につきまして、順にご説明させていただきます。

水田農業構造改革推進事業補助金は、水田農業経営安定と発展のため、需要に即した米作りを進めるため、飼料用米など転作作物への取組に対し支援したものです。不用額については、令和元年度の米価の安定によるものと冷害による飼料用米の不作の影響により、令和2年度を取組面積が減少したことが原因と考えられます。

次に、園芸生産利用拡大支援事業補助金ですが、耕作放棄地の再生に取り組む生産者が農

業機械等を整備する経費に対し支援するものです。不用額については、予定していた事業者が取下げをしたこと等によるものです。

続きまして、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金につきましては、産地の生産力強化等を目的とした事業で、生産性向上や省力化などに必要な施設や機械の整備に対し支援したものです。不用額については、こちらも予定していた事業者の事業の取下げ等によるものです。

次に、農業災害対策支援事業補助金ですが、令和元年の台風15号等により被害を受けた農業者に対し、農業用施設及び機械の復旧に要する経費を補助したものです。不用額については、予定していた事業者の取下げ等のほか、復旧を行った実績額の減によるものです。

次に、農水産業経営継続支援金については、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に深刻な影響を受けた市内農水産業者を対象に、経営継続のための支援金を給付したものです。不用額については、家庭内消費が増えたことや、農家の工夫による販売方法の変更、花などはネット販売への切替えなどにより売上げが回復したことから、当初見込んでいた予算に対し不用額が発生したものと考えています。

そのほか、新規就農総合支援事業も不用額が発生しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

デマンド交通に関しては、国庫補助金が直接タクシー会社へと支払われる国庫補助金の計算方法について、ちょっと再度お尋ねしたいと思います。

1台1万9,976円掛ける運行日数掛ける何割とかが国庫補助金としてタクシー会社のほうに支払えるとか、そういう計算があるのかお尋ねしたいと思います。

そして農業振興費のほうでは、予算に対して支出済額の割合で見ると、新規就農総合支援事業は特に少ない印象を抱いたのですが、それぞれ何件申請があったのかお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、デマンド交通運行事業について、再質問についてお答えいたします。

まず、国庫補助金の計算方法ということでございます。

こちらの国庫補助金につきましては、市を介さずタクシー会社が直接国へ申請しまして国から下りてくるもので、申し訳ございません、その計算方法については承知しておりません。

ただし、議員のおっしゃるように、この運行単価というものは何らかの根拠にはなっているかと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、新規就農総合支援事業の各申請件数についてお答えいたします。

親元就農チャレンジ支援金につきましては2名、新規就農総合支援事業補助金につきましては3名、新規農業者支援事業補助金が1名でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

ではデマンド交通のほうで、現在新型コロナの影響もあり、デマンド交通の利用者、登録者数が事業開始当初の想定よりは少ないのかとは思いますが、もともと想定していた、もしくは目標としていた利用登録人数や運行便数がございましたら教えていただきたいと思えます。

また、親元就農チャレンジ支援金についてなんですけれども、広報あさひ等に載っている情報を確認しますと、市内の農地で農業を営む人の子または孫と記載されていますが、子や孫の配偶者が就農する場合も対象ではないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、デマンド交通についてお答えいたします。

当初想定していた利用登録人数や運行便数ということでございます。

こちら、当初の想定では、利用者数ということで見込んでおりました。その利用者数につきましては、当初予算計上をするときに、近隣市町のデマンド交通の利用状況等を勘案しましてはじき出したものでございます。1日33.6人、運行日数の見込みを243日とし、年間で8,200人と想定しておりました。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍ということで、このデマンド交通は昨年4月、まさにコロナ禍に入っていく時期に運行を開始しましたので、なかなか登録の人数等も伸びませんで

来たんですけれども、最初の緊急事態宣言が解除されてからは徐々に登録も利用者数も伸びまして、月を追うごとに順調に利用人数は伸びてきております。

ただし、コロナ禍の影響ということで、年間で昨年度は、当初は8,200人と想定していたところ4,091人、だいたい半分程度ということに収まっております。

現在もなお外出自粛が続いておりますが、でき得る範囲で周知啓発を行い、利用の促進に努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、お答えさせていただきます。

支給対象者ということで回答させていただきます。

支給対象者は、「子又は孫に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子又は孫とみなす」としておりますので、配偶者も支援金の対象となる場合があります。

ただ、子または孫とその配偶者が重複して支援金を受けることはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 配偶者も一応対象ということで、広報あさひのほうに載っている情報だと、子または孫だけとちょっと勘違いしかねないので、もし配偶者も対応ということも記載いただけたらもっと親切なのかなとは感じました。

最後に、就農関係、新規就農事業の関係について質問させていただきます。

これらの事業は、農業の新しい担い手を増やしていくための支援金、補助金だと認識しておりますが、ちょっと申請数が少ないので、今後は申請数を増やしていくための策などを、現状考えておられますでしょうかということをお尋ねします。

○議長（木内欽市） 質問は終了です。

自席へお戻りください。

続いて、伊藤保議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○13番（伊藤 保） 質疑をいたします。

議案第1号、333ページ、大原幽学記念館費の流用について、同じく、キャンプ場費の流用について、それから335ページの社会教育施設再編費の流用について、今回の決算書では各課にあまりにも多く見受けられますので、なぜ流用に至ったのか、原因を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、伊藤保議員の議案質疑に生涯学習課から回答いたします。

333ページ、大原幽学記念館費の流用増について、初めに回答いたします。

初めに、文化財の保護事務費からの流用の内容であります。国庫補助事業として実施していた、令和元年度の台風15号で土蔵の壁が剥がれ落ちたため、剥がれ落ちた宝蔵庫の外壁工事中、新たに損傷箇所を発見し、柱、床などの改修費用等になります。

続いて、文化振興事業費からの流用内容は、史跡内で発生した漏水の修繕費用になります。

その下の大原幽学記念館管理費からの流用内容は、記念館の北側駐車場で大雨のときにあふれてしまっている排水路の補修費用になります。

その下の大原幽学記念館活動費からの流用内容は、大原幽学遺跡の説明看板と注意喚起のための看板の設置費用になります。

それから、同じページのキャンプ場費からの流用減について回答いたします。

成人式開催事業への流用ですが、新型コロナウイルス感染拡大により成人式が中止となり、残念な思いをしてしまった新成人へ、恩師からのメッセージや意見発表の原稿などをまとめた記念冊子を作成するための費用に充てるものでございます。

続いて、335ページ、社会教育施設再編費用への流用について回答いたします。

海上公民館管理費への流用内容は、緊急的に対応が必要であった屋上消火設備の改修費用等に充てたものでございます。

続いて、その下の干潟公民館管理費への流用内容ですが、旧干潟公民館地下の重油タンクの廃止に伴う洗浄業務の費用に充てたものでございます。

続いて、その下の海上ふれあい館管理費への流用内容ですが、施設照明2か所をLED化する修繕工事費用になります。

続いて、その下のいいおかユートピアセンター管理費への流用内容ですが、外灯設備更新工事費用等になります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） ご答弁いただきましたけれども、不測の事態が生じたというふうに捉えておりますけれども、またそうでない事態もあったようなこともありますので、これ、非常に各課に多いんです。ですので、今回特に多いと、それと金額がかなり高いということでございますので、不測の事態を除いては当初予算に組み込んでしっかりと予算編成をしていただけたらと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 不測の事態でない工事もあるというようなことでありましたが、当初予算に乗せるべきであろうというようなことでありました。結構、生涯学習課の部分については緊急的な対応が必要な部分が多くございまして、各生涯学習施設、老朽化が進んでおりまして、利用者が安心して利用していただけるように整備を進めているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、予算編成の時点でしっかり予算を組んでほしいということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、予算編成に当たりましてはその編成時、各課からの要求に対しましてはしっかりと事業内容やその必要性などを精査して、しっかりとした予算編成を組んでいきたいと、そのように思っています。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 款項目とありますけれども、目は法律上、組替えは可能なんです。ですけれども、あらかじめ分かっていたらぜひ当初予算に組み込んでいただきたいということをお願いいたしまして、質疑を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

伊藤保議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○8番（林 晴道） それでは、議案第3号になります。令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

決算書では377ページからであります。施設勘定、これは滝郷診療所に関してであります。歳入の決算額7,389万12円で、歳出決算額6,744万4,663円、それで歳入歳出差引残額が644万5,439円となっております。先日の担当課の説明によりますと、330万円を財政調整基金に積み立て、残額の314万5,349円を繰り越すとのことでした。

滝郷診療所へは僕も毎年予防接種等でお世話になっておりますが、大変に評判がよく、患者数も年々増加傾向でありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策として令和2年の8月から予約制になり、診療の人数を制限したことで、おのずと診療報酬は減少したと考えられますが、では予約制の詳細と人数制限による診療時間数の推移も併せてお願いをします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） まず、予約制の詳細と、今ご質問の診療時間数の推移についてお答えします。

初めに、予約制の詳細ですけれども、まず診療時間ですが、こちらは予約制を導入する前と変わらず、午前9時から午後零時まで及び午後1時30分から午後5時までと、こちらは変わっておりません。予約は、30分枠の中に4人ほど予約を入れて診察を行っております。

次に、診察の時間数の推移ですけれども、年間の診察時間数を単純に患者数で割り返した数値ということでお答えしますけれども、平成30年度が年間で1,225時間、これを1人当たりで換算しますと約10分、令和元年度は年間1,211時間、1人当たりで換算するとこれも約10分、令和2年度はコロナということもありましたけれども、年間で1,203.5時間、1人当

なりに換算すると約13分となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 滝郷診療所の決算に関して再度伺いますけれども、診療収入では収入決済額が前年度対比で11.7%の減となっています。これは、コロナ対策として今伺いました予約制にしたことによる診療者の減少と、あとそれに加えて、薬価改定により薬剤の単価が下がったことによるものと説明がございました。

そこで、診療時間が減ったことは分かりましたので、では患者さんお一人当たりの診療収入の変動と薬価の改定がどの程度影響を及ぼしたのか、薬剤の収支や薬価差益の状況を伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） ただいまの質問の中で、1人当たりの単価についてはちょっと手持ちがないのでお答えができないんですけれども、薬価の改定による部分についてですけれども、まず薬価の改定については令和2年度0.99%のマイナス改定ということもありまして、その影響額については、令和元年度と2年度で比較して約40万円ぐらいの差額がありました。

薬価の差益という部分なんですけれども、こちらと比較する部分としては単価契約時の予定数量の部分があります。契約の段階で、まずは薬の公定価格というのがあります。その公定価格の総額から契約価格の総額を差し引く、それが差益という部分になると思うんですけれども、約140万円くらいということになります。

実際、そういった形で、ちょっと今確認をさせてもらうのは、その辺でお答えさせてもらっちゃいましたんで、すみません、よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 以前も決算の同じような質問の中で、たしか患者さんお一人当たりの診療報酬は九千幾らというご答弁が、前任者かな、その前か、あったのを覚えております。ぜひその状況を確認してもらいたいと思うので、3か年ぐらいのお一人当たりに係る診療収入の推移を後でも構いませんのでお示しいただけたらと思っております。

それでは、最後に、厚生労働省が行う薬価改定には、医療用医薬品費の公定価格を見直すことで、原則として2年に1回だったのがたしか当年度より毎年行われるということになっ

ておると思いました。その傾向は事前に通知されますので、薬価改定による施設勘定に及ぼす影響、それをどの程度踏まえておられるのか、どういう取組なのかを教えていただきたいと、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） すみません、今のお答えのほうですけれども、薬価改定については毎年今行われている中で、診療収入の中で考えますと、だいたい4割ぐらいが薬の部分に当たってきますので、こちらが薬価改定でマイナス改定になれば当然収入のほうは減少するというようになっていきます。診療所としましても、診療収入が歳入の中で最も占める部分ですから、こちらが減少するという事になればやはり運営上非常に厳しい状況になります。

診療収入のほかに、やはり健康というものを考えると予防というふうに考えますので、そういったその他の収入の中では健診とか、そういった収入もこれからは取り組んでいかなければならないかなというふうに考えております。

先ほどの中で、診療収入に、1人当たりに占める金額ですけれども、ちょっと遅れて申し訳ございません。まずは、直近3年間の部分で考えますと、平成30年度が1人当たり9,920円、令和元年度が1万197円、あと令和2年度が1万740円ということになっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、始めてください。

○8番（林 晴道） それでは、居残りになりまして、続いて議案の第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

初めに、予算書の10ページ、6款1項3目、説明欄1、農水産業経営支援給付金についてです。

この給付事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に影響を受けている農水産業者を支援するための事業であります。当事業の目的と支援の内容について改めて伺いたいと思います。

次に、同じく10ページの7款1項2目、説明欄1にございます中小企業等経営支援給付金についてです。

こちらの給付事業も、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経営に影響を受けているという中小企業事業者を支援するための事業ということですが、当事業の明確な目的、それから支援の具体的な内容について伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうからは農水産業経営支援給付金について、支援の目的、支援の内容についてお答えさせていただきます。

今回の給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や度重なる緊急事態宣言等の発出により、経営に深刻な影響を受けている市内農水産業者に対し、給付金を支援することにより、経営継続の一助となるよう、新たに市独自の支援をするものです。

支援の内容につきましては、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが前年または

前々年同月と比較して20%以上減少した農水産業者に一律10万円を給付するものです。

昨年度の経営継続支援金は対象期間を今年3月までとしておりましたので、今回、対象期間を4月からとすることで切れ目のない支援ができるようにいたしました。

また、対象要件である売上げ減少率を昨年度の30%以上から20%以上に拡大することで、幅広く支援が行き渡るものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからは中小企業等経営支援給付金につきましてご説明をいたします。

事業の目的、それと事業内容についてということでお答えをさせていただきたいと思えます。

本事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化、拡大していることから、経営に深刻な影響を受けております市内の中小企業者等に対し、事業の維持・継続の一助として支援金を給付するものでございます。

令和2年度も中小企業者向けの給付事業を行っておりますが、事業の対象や支援の内容等を見直し、令和3年度分として新たに支援を行うものであります。

支援の内容は、市内で事業を営む中小企業者や個人事業主のうち、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが前年または前々年同月と比較しまして20%以上減少した事業者に一律10万円を支払うものでございます。

本事業は千葉県中小企業等事業継続支援金の上乗せの支援となるものですが、県の要件であります減少率30%に届かない事業者へも広く支援が行き届くように、売上げ減少率を20%以上にいたしました。

また、本市では昨年度も今年3月まで事業者への支援金の給付事業を実施しており、このたびの事業対象期間を4月からとすることで、コロナの影響に対して切れ目のない支援ができるものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） ご答弁いただきましたけれども、まず農水産業の経営支援給付金事業では、売上げが前年度または前々年度同月と比較して20%以上減少した事業者に対して、1事業者当たり10万円の給付、行うということをご説明いただきましたけれども、では市内の対

象事業者の数と、申請を行っていただく方法を伺いたいと、そのように思います。

次に、中小企業等経営支援給付事業も、やはり合わせてあるんだと思います。同じなんですよね。売上げが前年または前々年同月と比較して20%以上減少した事業者に対し、1事業者当たり10万円の給付金を支給するということでもあります。

前年度も中小企業向けの給付事業を行っておりまして、そのときは医療法人だとか社会福祉法人、それにNPO法人といった事業者がなぜ対象外であったのかと、担当課に給付対象にならないのかなと確認したのを思い出しました。

そこで、対象となります業種を具体的に伺いたいと、またその申請方法についても併せてお尋ねをいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうから対象者数と申請方法についてお答えさせていただきます。

今回の給付金対象者は市内の農水産業者2,226件のうち800件を見込んでおります。昨年度、30%以上の売上げ減少者を対象とした経営継続支援金の実績が369件でありましたので、今回は売上げ減少率を20%以上と要件を緩和したことなどから、昨年度の支援金給付事業の約2倍の件数を見込みました。

申請方法につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則郵送による受付としております。受付期間は令和3年10月1日から12月28日を予定しております。

なお、申請書類につきましては、市のホームページからダウンロードできるほか、市役所及び各出張所、JA各支店と営農センター、海匠農業事務所、海匠漁業協同組合などに、返信用封筒、申請書、記入例など関係書類を同封し、配置いたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、議員のご質問にお答えいたします。

対象者並びに申請方法というお話でございました。

まず、対象者につきましては、市内に事業所または住所を有する中小企業等ということで、こちら、県の同じような支援金の要綱を参考にしております。それで、令和3年3月以前から事業を営んでおりまして、売上げ減少率が先ほど説明したとおり20%以上減少した者が対象となります。

それで、先ほどのご質問の中で、社会福祉法人やNPOあるいは医療法人が入っていなかったということで、昨年度はこちらもお断りした経緯があったと思います。ただし、本年度の事業に関しましては、NPO等を含めまして、県と同様にこちらを該当させるようにいたしました。

ただし、農水産課が行う農業者あるいは水産業者、それと宗教法人等は除かせていただいております。

あと、現在行われております千葉県感染拡大防止対策協力金の対象となった方は、対象外とさせていただきます。

申請方法につきましては、市が定めます申請書に必要事項を記入していただきまして、審査に必要な書類を添えて、原則郵送で商工観光課へ送付をお願いしたいと思っております。

受付期間につきましては、10月1日から12月28日までといたしまして、申請後、おおむね2週間程度で申請者の指定する口座へ給付金を振り込む予定でおります。

それと、あと申請書につきましては、市ホームページからダウンロードできるほかに、商工観光課へ直接お越しになったり、あるいは各出張所、あと商工会に申請書等も配布する予定でございますので、そちらでお取り寄せをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 分かりまして、最後に確認でもう一度質問をさせていただきますが、まず農水産業経営支援給付事業ですか、こちらも今お話ありました前年度に農水産業者向けの給付事業がございました。前年度はなかなかその制度に該当する方がなくて執行の残があったということを聞いておりますけれども、前回の分析や検証を行って制度設計をしたんだなと、そのように感じました。

新型コロナ感染拡大の影響で経営に深刻な影響を受けている農水産業者に対して、周知を徹底してもらわなければならないのですが、本市の農水産業者の高齢化も多く見受けられますので、ぜひ丁寧に分かりやすい形で周知、それから申請まで導いてもらわなければならないのかなと、そのように思いますので、その点を伺いたいと思っております。

次の中小企業等経営支援給付事業についてであります。今回は社会福祉法人やNPO、それに医療法人もしっかりと拾い上げているとのこと、よかったなと、そのように思います。給付対象となる事業者がさらに増えて多くなると思いますので、こちらも周知方法をより一層強化すべきと考えますが、担当課の取組、その辺のところをお知らせいただきたいと

思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、支援給付金の周知について言わせていただきます。

市の広報、ホームページ、フェイスブックに掲載するとともに、市役所及び各出張所のほか、JAや県、漁協にも協力をお願いして、JA各営農センター、海匠農業事務所、海匠農業協同組合にポスターの掲示と申込書を配置いたします。

また、市内の郵便局や金融機関、農業用資材販売店などにもポスターの掲示やチラシの配布をしながら周知を図っていきたいと思っております。

また、受付につきましては丁寧の説明をし、農業者の皆様に支援できるように事業を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからも周知方法ということでお答えをしたいと思います。

まず、周知の方法ですが、市の広報紙が10月1日と12月1日の2回掲載を予定しております。

また、ホームページあるいはフェイスブック、こちらでも周知を行う予定を取っております。本定例会で承認された後に、速やかに掲載できるよう準備を進めております。

そのほか、市役所本庁舎、あとは各出張所、商工会や市内の金融機関11機関ですか、そちらと、あと各農協支店6か所、郵便局12か所など、ご協力をいただきまして、チラシあるいはポスター等を配布しまして周知を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、伊藤保議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○13番（伊藤 保） それでは、ご質疑をいたします。

一般会計補正予算、議案第9号の7ページ、教育負担金の学校給食費負担金について、大変すばらしいことなので、もう一度なぜ減額補正をするのか詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、教育総務課から、7ページの学校給食費負担金についてご解答いたします。

今回の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令などにより、景気悪化の影響を受けやすい子育て世帯への支援として、経済的負担の軽減を図るため、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間、小・中学校の給食費の免除を行うものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 小学校の児童・生徒数、それから児童・生徒数の1人に対してのこの半年間の免除額というのは幾らなのか。

また、中学生の生徒数と、同じく生徒1人の半年間の金額を伺います。

また、これは昨年同様の免除措置を行いましたけれども、これと同じなのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、お答えします。

まず、対象児童・生徒数ですけれども、当初予算ベースで小学生が3,039人、中学生が1,580人です。合計で4,619人となります。

1人当たりの免除額でございますが、小学生が2万5,140円、中学生が2万8,320円となります。こちらのいずれにしても、条件としては昨年と同じような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 新型コロナウイルス感染症に対する市の独自の経済対策の一つとして、保護者の経済的負担を軽減するためと言われました。緊急事態宣言が発出される中で昨年同様に減免措置をするというのであれば、未就学児を抱える家庭にもなぜ予算を組まなかったのか、不公平になりますので、未就学児1人に対して昨年同様に予算を組んでいただけるよう要望いたしまして、質疑を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

伊藤保議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

崎山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

- 1番（崎山華英） 議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらの条例の別表2、その2の一部分を削るとありますが、これはマイナンバーカード再発行時の手数料についての内容と思います。

こちらは、マイナンバーカードの再発行手続き時に市の窓口で800円の再発行手数料を受領する手続き自体は今後も変わらないという認識でよろしいかということと、本市の条例で規定する必要がなくなった理由を明確に説明をお願いしたいと思います。

以上です。

- 議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

- 市民生活課長（八木幹夫） それでは、最初に条例で規定する必要がなくなった理由を明確にという部分でお答えをしたいと思います。

まず、これまでですが、カードの発行主体、これは市でありました。そして、マイナンバーカードの再交付手数料については、カードの発行主体である市が手数料条例に基づいて申請者から徴収しておりました。そして、今回の法改正によりまして、マイナンバーカードを発行する主体が市から地方公共団体情報システム機構となり、再交付手数料の徴収につきましても同機構が行うこととなりました。9月からは市はマイナンバーカードの発行主体ではなく、再交付手数料の徴収も必要がなくなったため、市の条例から削除をするものでございます。

次に、800円の再交付手数料を受領する事務に関してのご質問がございましたが、今申し上げましたように同機構が再交付手数料を申請者から徴収することになりますが、その事務につきましても同機構からの委託を受けて市が行うこととなりますので、事務自体は今まで

と大きく変わるところはないと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 分かりやすい説明をありがとうございました。

質問は以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○2番（永井孝佳） 議席番号2番、永井孝佳です。よろしくお願いたします。

では、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑させていただきます。

ここにいらっしゃる方はこの条例に関してご存じだと思いますけれども、ちょっと補足させていただきます。防災、衛生、景観に深刻な影響を及ぼしている管理されていない空き家を特定空家として指定できることとなっております。

さて、今回の条例で旭市空家等対策協議会が設置されます。協議会では、空き家の活用方法や特定空家の認定の基準や措置の方針などが決められます。とても大事な協議会だと思います。

そこで、質疑なんですけれども、第7条の2項で委員は10人以内とありますが、構成されるそれぞれの人数をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課から、空家対策協議会の構成人数について回答いたします。

内訳といたしまして、地域住民の代表1名、学識経験者4名、関係団体から推薦された者が1名、関係行政機関の職員が3名、市議会議員1名を予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

議員からは協議会に入れるのは1人ということでした。私自身、この空き家問題に強い関心を持っているんですけども、とても加わりたかったんですけどもちょっと難しいかもしれません。

そこで、再質疑ですけども、第7条の5項で委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとありますけれども、どういったことが秘密になるのでしょうか。会議の内容そのものが秘密になるということでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 秘密を漏らしてはいけないという、この会議の内容がというところでございますが、国より示されております空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針というものがございまして、協議会における協議の過程で空き家等の所有者等の氏名、住所などの情報が外部に漏れいすることのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要があるとなっております。

ただ、議事録等の公開状況、他市のものを見ておりますと、ほとんどの行政で公開しているところが少ないというのが実情でございます。ですから、ほとんどの情報は個人情報に当たる部分が多いというところで、知り得た内容は口外しないようにしていただきたいというところがございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 個人情報が基本的に秘密に当たるということで、しかし慣例的に全体的な会議の内容も外には出さないというような回答だったんですけども、基本的には行政の情報というのは隠さずに発信していくべきだと考えています。個人情報や利害が発生する情報以外は原則公開したほうが健全だと思います。情報を公開すれば、協議会に入れなかった場合でも経過が伝わりますし、委員に意見を託すこともできると思います。そうすれば、より市民の意見を反映できる組織になると考えます。

そこで、条例の秘密に当たる資料には部外秘などと記載していただき、公開できる部分と漏らしてはならない部分を明確にしたほうがよいと考えますが、最後にこの件に関してご見

解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 情報公開条例もございますので、そこに抵触しない範囲で情報の発信のほうを検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

崎山華英議員、質問席に移動してください。

準備が整い次第始めてください。

○1番（崎山華英） 議案第13号、工事請負契約の締結について、契約金額は2億7,280万円とありますが、令和3年度予算書285ページには、サッカーグラウンド整備工事請負費として4億895万円とあります。これは、この工事自体がこの価格で決定したということなのか、ほかにも追加でこれからかかってくる費用があるのかお尋ねします。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、お答えします。

予算書のサッカーグラウンド整備工事4億895万2,000円につきましては、四つの工事を合

計したのになっております。その内訳ですけれども、サッカー場の整備工事、それと管理棟の改修工事、東側駐車場の砕石敷、あと整地費になります。今回のこの契約ですけれども、そのうちのサッカー場整備工事になります。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

こちらのサッカー場は規模としてはどのような団体が利用して、最大どのくらいの大会が開ける想定で造る予定なのか、市民が少人数でも気軽に利用できる設備になるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） まず、施設ですけれども、国際基準のサッカー場が1面あります。その中に、色の違ったラインを使って子ども用のサッカー場が2面、それとフットサルコート4面を整備します。一つのグラウンドに違った色のラインを使うことで、大人用、子ども用、フットサル用と利用できるように整備するものです。

利用者につきましては、旭市サッカー協会、またスポーツ少年団、フットサル団体をはじめ、スポーツ合宿等、市内外の大人から子どもまでの利用を想定しております。

あと、多くの方に利用していただけるよう、サッカー以外の軽スポーツ、また少人数でも利用していただければと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございました。

最後の質問として、以前の会議録のほうには令和3年度中に完成予定とあるのを見ましたが、それは現在も変わらない予定で進めていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） お答えします。

まず、この工事の工期ですけれども、令和4年3月18日となります。ですので、令和3年度中に完成をして、令和4年度から使い始めたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、宮澤芳雄議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

宮澤議員。

○12番（宮澤芳雄） 議案第13号について質疑を行います。

工事請負金額と工事についてお尋ねいたします。

この入札では、予定価格よりも低い価格で締結されていますが、低入札ふだは何者あったのか、また旭市ではこれまでに低価格入札はあったのか、併せてお尋ねいたします。

次に、工事についてお尋ねいたします。

サッカー場には人工芝が使われるということですが、人工芝には不陸ができると聞いていますが、これについてはどのようなお考えがあるのでしょうか、大丈夫なのでしょうか。お尋ねします。

また、サッカー場の排水についてはどのような工法で行われるのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、宮澤議員のご質問にお答えいたします。

低入札ふだは何者あったのかと、これまで低価格入札はあったのかということにお答えします。

旭市サッカー場整備工事の入札において、旭市低入札価格調査実施要綱に基づく調査基準価格を下回る低価格で入札した者につきましては、4者ありました。

また、令和元年度から始まりました総合評価方式で実施した入札はこれまで3件ございましたが、要綱に基づく低入札価格調査を実施した入札は今回が初めてでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 私のほうからは、不陸、いわゆるコートの凸凹の話と排水についてお答えいたします。

まず、グラウンドの凸凹ですけれども、これは整備する地面によりまして、先ほど言いました碎石の上にウレタン樹脂をする工法でもアスファルト舗装にする工法でも、年数が経過するにつれてコート上に凸凹というのは出てくるというのはしょうがないのかなというふう

に考えております。

ただ、今回工事をします旧飯岡中学校の跡地につきましては比較的強固な地盤でありますから、このウレタン樹脂でやる工法で行っても大丈夫なのかなというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 失礼しました。排水についてのほうの回答が漏れていました。失礼しました。

まず、排水につきましては、サッカーコートの外周周辺にU字溝を設置します。そこから既存の集水ますのほうに流す仕組みになっています。

ただ、雨水の2割程度については浸透による処理となりますけれども、現在のグラウンドは水はけがよいので、暗渠排水は設置しないというふうに考えております。

以上です。すみませんでした。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） 今、説明ですと暗渠排水は行わなくても大丈夫だと。傾斜での排水で対応するのでしょうかね、了解です。

それでは、再質問を行います。

先日の補足説明ですと、9,000万円ほど安い価格での締結がされておりますが、その主な理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

また、問題点はなかったのか、それについても併せてお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

今回の入札は、企業の施工能力や技術者の能力と、予定価格の範囲内で入札した価格とを併せて評価し、評価値の最も高い者を落札者として決定する総合評価方式で実施をいたしました。

契約金額は、評価値の最も高い第1順位者が入札した価格となっております。

入札価格は、あらかじめ設定した調査基準価格を下回っていたため、旭市低入札価格調査

実施要綱に基づく調査を実施いたしました。調査は、まず入札価格の内容が価格失格判定基準に該当するか否かを判定いたしました。調査の結果、価格失格判定基準に該当しなかったため、調査対象者に入札理由書や下請業者からの見積書等を提出させて、その内容がその他の失格判定基準に該当するか否かをさらに調査をいたしました。

調査項目といたしましては、当該価格により入札した理由が合理的であるか。入札価格の内訳について、下請業者の見積りが正しく反映されているか。建設副産物の搬出計画が適切であるか。経営状況が良好であるかなどの14項目について調査や事情聴取等を実施し、低入札価格でありますけれども、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがなく、問題点がないことを確認をいたしました。

それらの調査結果について、旭市建設工事等入札参加資格委員会に意見を伺い、それを踏まえて契約の相手方と決定いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） どの工事もそうだと思いますけれども、このサッカー場についても工事全体に対する、以前言われました瑕疵担保責任というんでしょうか、今は契約不適合責任と言うんだそうですけれども、この責任年数は何年あるのかお尋ねしたいと思います。

また、人工芝の貼り替えの目安というのはおおむね10年とよく言われますけれども、その10年という中で人工芝のメーカー保証、これがもしありましたら分かる範囲で結構ですでお聞かせください。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

工事に対します契約不適合責任の期間につきましては、旭市サッカー場整備工事の建設工事請負契約書に規定しておりまして、契約不適合を理由とした履行不備などの請求は引渡しを受けた日から2年以内となっております。

また、人工芝についての保証につきましては、現在仮契約中であることから、メーカーについて決定はしておりませんが、メーカー保証は一般的に3年から5年となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の質疑を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

---

#### ◎追加日程 議案第14号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第14号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第14号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子採決により行います。

議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れないと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

---

#### ◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（木内欽市） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。総務常任委員会から3名、文教福祉常任委員会から3名、建設経済常任委員会から2名の8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

---

### ◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長(木内欽市) 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、宮澤芳雄議員、飯嶋正利議員、平山清海議員。

文教福祉常任委員会より、景山岩三郎議員、林晴道議員、片桐文夫議員。

建設経済常任委員会より、向後悦世議員、遠藤保明議員。

以上の8名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

---

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選任していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時38分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（木内欽市） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に飯嶋正利議員、副委員長に遠藤保明議員。

以上のとおりであります。

---

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号から議案第13号までの5議案をお手元に配付してあります付託議案分担表1の

議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、16日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は6日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時39分

## 令和3年旭市議会第3回定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和3年9月6日（月曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（18名）

1番	崎山華英	2番	永井孝佳
3番	井田孝	4番	島田恒
5番	片桐文夫	6番	平山清海
7番	遠藤保明	8番	林晴道
9番	宮内保	11番	飯嶋正利
12番	宮澤芳雄	13番	伊藤保
14番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹

---

#### 欠席議員（1名）

10番 高木寛

---

#### 説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
行政改革 推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成

環境課長	高根浩司	子育て 支援課長	多田英子
健康づくり 課長	齊藤孝一	高齢者 福祉課長	赤谷浩巳
農水産課長	多田一徳	建設課長	浪川正彦
消防長	伊東秀貴	教育総務課長	杉本芳正

---

**事務局職員出席者**

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

---

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは、質問席でお願いします。

---

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 通告順により、崎山華英議員、ご登壇願います。

（1番 崎山華英 登壇）

○1番（崎山華英） おはようございます。議席番号1番、崎山華英です。

議長より、発言の許可が下りましたので、一般質問を始めさせていただきます。

改めまして、まずは7月の市議会議員補欠選挙にて、多くの市民の皆様よりご支援をいただき、この場に立たせていただくことを、心より感謝を申し上げます。また、本定例会におきまして、早々にこのように登壇する機会をいただき、誠にありがとうございます。

本日もお忙しい中、傍聴を聞きに来てくださった方々、ネットを通してこの中継を見てくださっている方々にも感謝を申し上げます。

時間も限られていますので、早速ですが質問を始めます。

項目を大きく五つに分けて質問いたします。

まず一つ目の質問、64歳以下の方の新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねします。

今年の5月より、65歳以上の高齢者を対象に、新型コロナウイルスワクチンが接種開始となりましたが、7月末で申込みをされた方、ほぼ全員の接種が完了したとのことで、市民の皆様のご協力と本市の迅速な対応、従事して下さった医療スタッフの方々には、心より感謝を申し上げます。

8月からは、64歳以下の方へ向けたワクチン接種が開始されましたので、(1)の質問として、ホームページ等には載っていることとは思いますが、改めて接種の流れや実施体制についてお尋ねしたいと思います。

次に、64歳以下ということで、子育て世代やご家族を介護されている方も多くいらっしゃると思えて、(2) 集団接種会場へ行くことが、育児や介護等で困難な方への対応をお尋ねします。

また、現在、インターネットやSNSでのワクチンに関するデマや一部分だけ切り取られた情報、不確かな情報により、接種をためらう方もいると聞きます。そこで、(3) より多くの方が、ワクチンの正しい知識を持って、前向きに接種を検討していただくための情報の周知の現状についてお尋ねします。

次に、大きな項目の二つ目の質問に移ります。

学校の長期休業中の児童クラブの昼食支給についてですが、現在本市では、夏休みなどの長期休業中に、小学生の子どもを児童クラブへ預ける場合の昼食は、各家庭でお弁当を用意して持たせる方法となっています。しかし、保護者にとっては、ふだんのお勤めに加えて、毎日のお弁当作りとなると、大きな負担が伴っているのが現状です。また、お弁当を持たせる手間を考えるなら、自宅で子どもだけで留守番させてしまっているご家庭も、一定数いらっしゃるのではと考えます。

そこで、質問2の(1) 長期休業中の児童クラブの昼食支給サービスについて、現在実施していない理由と実施する予定があるのかお尋ねします。

次に、(2) 昼食の件も含めまして、児童クラブの運営について、保護者へ広く要望を聞く予定はあるのかお尋ねします。

大きな項目三つ目に移りますが、選挙公報について質問します。

現状、本市では、選挙時に頒布される選挙公報について、新聞折り込みをメインの頒布方

法として取っているようですが、今年の秋以降も衆議院議員選挙や市議会議員選挙も予定され、特に選挙が多い1年と思います。選挙において、選挙公報は、投票する候補者を決めるための大事な判断ツールであり、投票意識の向上につながると考えますので、次の質問をさせていただきます。

(1) 7月の市長選・市議補選において、新聞折り込みによって選挙公報が一体何世帯に頒布できたのかお尋ねします。

(2) として、現状の方法だけでは、近年の新聞購読率を考えると、十分に市民の目に選挙公報が行き渡っていないと考えます。今の方法以外で選挙公報を広く頒布する方法、個別に全戸配布等を行うことはできないのかについてお尋ねします。

次に、大きな項目4の質問として、旧市役所支所等の今後の活用方法についてお尋ねします。

本年4月からの新庁舎開設に当たり、旧支所やほかの公共施設にて行っていた機能が新庁舎へ集約される形となりましたが、それに伴いまして、(1) 新庁舎開設によって、以前の機能がなくなった旧支所やその他の公共施設の今後の活用方法・運用方法はどのような予定か、改めてお尋ねします。この質問は、6月定例会に林議員のほうで質問されたことと類似しますが、続いて(2)の質問に関連しますので、いま一度確認の意味も含めてお尋ねします。

そして(2) 現在本市には児童館が存在しませんが、既存の施設を利用して、児童館として新規運営を検討できる施設はないか、旧支所以外の公共施設も含めた中でお尋ねをしたいと思います。

最後に、大きな項目5の質問ですが、市役所職員の労働環境についてお尋ねします。

市民への行政サービスの向上、男女共同参画社会実現のためにも、まずは行政から、市職員の働きやすい環境を整えることは非常に重要と考えます。

そこで、(1) 市の労働環境の現状、実態、具体的に今どのような問題があって、労働上での問題により休職・療養されている職員がいるのか、もしくは退職された職員がいたのか、市のほうできちんと把握しているのかをお尋ねします。

そして、(2) 現在、市の労働環境向上のために、どのような取組・対策をされているのかお尋ねします。

最後に、(3) 万一労働環境で問題が起きた際の職員へのケアや再発防止について、どのようなことをされているのかお尋ねします。

以上、5項目、1回目の質問とさせていただきます。再質問は、質問席にて行います。何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうからは、1、64歳以下の方に向けた新型コロナワクチンの接種促進について（1）から（3）についてお答えいたします。

（1）接種の流れ、概要についてですが、まず初めに、市からワクチンの接種券を送付いたします。64歳以下の方は7月に、15歳以下の方は8月に送付しております。

接種券に同封された専用はがきで、集団接種の申込みを受け付けております。申し込まれた方には、市で日時・会場を割り振り、予約票を作成し郵送しておりますので、指定日時に接種していただくという流れになります。

市から指定された日時・会場で都合の悪い方は、コールセンターで変更が可能です。優先順位は、基礎疾患のある方、60歳から64歳の方、9月からは妊婦とその夫、またはパートナーを優先し、次にそれ以外の方としています。

集団接種会場は、8月から旭市総合体育館と旭中央病院内特設会場の2か所で実施しております。1会場当たり医師2名から3名、看護師12名から15名、事務職等24名から29名で実施しており、最大で1日合計1,000人程度の接種を予定しております。

なお、市内在住の市内公立及び民間の保育士、幼稚園の教諭、小・中学校の教諭と高齢者居宅サービス事業所等の従事者については優先接種を実施し、既に2回の接種を終了しております。

次に、会場に行くことが困難な方の対応についてですが、接種の時間帯を幅広く設定しており、土曜日や夕方方の接種も実施しております。総合体育館では、平日午前9時から12時、午後1時から3時、旭中央病院内特設会場は、平日午後4時から7時、土日は午前9時から12時、午後1時から3時になっております。接種日及び時間については、コールセンターで変更ができますので、ご都合に合わせて変更をお願いしたいと思います。

続いて、（3）情報の周知に関しましては、ホームページや広報等で、新型コロナワクチンの接種について情報を周知しております。

広報では、7月15日号で、接種券の送付、予約方法、接種会場内の流れについて周知をしております。8月1日号では接種開始日を、8月15日号ではワクチンに関する情報と、12歳から15歳の接種券の送付について……

○議長（木内欽市） 答弁の途中ですが、課長に申し上げます。

答弁は手短かをお願いします。項目が多いので、時間が1時間以内に終わらせる都合があります。要件のみお答えください。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 接種券発送についてお知らせをいたします。

また、ホームページとフェイスブックやツイッターでも同様の情報を発信しております。以上になります。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私から大きな2番目の（1）、（2）についてご回答いたします。

まずは（1）実施の予定について、現状実施していない理由についてでございますが、現在、長期休業中の放課後児童クラブでの昼食支給については、保護者様などに対しまして、衛生管理にご配慮いただき、お弁当を持参していただくようお願いしているところでございます。

現在、実施していない理由といたしましては、仕出し弁当等の提供等により、毎日の発注管理や昼食時の配膳対応など、昼食提供による業務増加に伴い、放課後児童支援員等を増員し確保する必要があること、近年多くなっている児童の食物アレルギーへの配慮など、安全面も考慮しなければならないことから勘案すると、昼食支給の実施については難しい状況となっております。

ご家庭で用意するお弁当は、子どもの発育や体調などに合わせて作ることができ、親子のコミュニケーション等を図ることもできるものと考えております。衛生管理にご配慮いただいたお弁当の持参につきまして、ご協力していただきたいと考えております。

続きまして、（2）昼食のほか、児童クラブの運営について、保護者へ広く要望を聞く予定はあるかについてお答えをいたします。

現在、放課後児童クラブ利用者などからの要望については、電話など、個別に対応しているところでございます。今後は、加入申込時に提出してもらう調査書に要望欄を設けることや、次年度も継続して利用する保護者を対象に、改善点や評価などのアンケートを行うなど、放課後児童クラブにおける支援員の資質向上や利用者の利便性向上に向けた改善に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは、3の選挙公報についてでございます。

（1）でございますが、配布の件数ですが、7月18日執行の旭市長選挙及び旭市議会議員補欠選挙における選挙公報につきましては、新聞折り込みによる頒布部数は1万8,310部でございます。

続いて、（2）の選挙公報の頒布方法についてでございますが、新聞折り込みのほかの方法といたしましては、希望者や広報郵送希望者への郵送、各公共施設への据置き、ホームページへの掲載など、多様な入手手段を設けております。また、新型コロナウイルスのワクチン接種会場におきましても、据置きを行っているところでございます。

今のところ、個別に全戸配布というのが難しい状況なのかなということで、現在のこういった状況で頒布を行っているところでございます。

続きまして、5の市役所職員の労働環境についてでございます。

（1）の職場環境の現状・実態ということですが、特に時間外勤務の状況についてのお答えでよろしいでしょうか。

まず、時間外勤務に関しましては、選挙であったり、大規模な災害などがあった年度によりまして、時間数にかなりのばらつきがございます。

現状で申し上げますと、新型コロナウイルスの感染拡大が災害レベルの非常事態でございますので、担当する課の職員におきましては、ワクチン接種の業務、また通常業務等がございますので、規定されている上限時間を超過しているのが現状でございます。

続きまして、（2）の現状どのような取組・対策をされているのかというようなことでございますけれども、まず包括的な時間外の削減対策といたしまして、月に30時間を超える時間外勤務を命令を行う場合は、総務課長と協議をすることとなっております。また、毎週水曜日をノー残業デーとすること、夜間納税窓口など勤務時間外に行う業務で、あらかじめ終業時刻が把握できる場合については、時差出勤制度を活用するなど行っております。

次に、（3）の万一問題が起きた際の職員のケアや再発防止につきましては、長時間労働が続いている担当課の職員に対しましては、健康の確保に最大限の配慮を行わなければならないため、臨床心理士によるカウンセリングを実施しております。なお、カウンセリングの状況によっては、産業医による面接指導等も考えているところでございます。

総務課からは以上でございます。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課からは、大きな4番、旧市役所支所等の

今後の活用方法についてお答えいたします。

初めに、(1) 今後の活用方法・運用方法はどのような予定かについての質問でございました。

初めに、旧庁舎についてお答えいたします。旧本庁舎につきましては、間もなく解体に着手する予定となっております。道路を挟んで南側の南分館につきましては、借用施設であることから、返却予定でございます。

続いて、旧海上庁舎につきましては、現在、消防の海上分署と市役所の出張所が入っております。また、来年1月をめどに、東総地区広域市町村圏事務組合の事務所として2階フロアを貸し出す予定となっており、今後も行政的な機能を持った庁舎として利用を継続いたします。

旧飯岡庁舎につきましては、現在、出張所機能を隣の保健センター内に再配置したことから、消防の飯岡分署のみが入っており、将来的には解体予定でございます。

旧干潟庁舎に関しましては、既にひかた市民センターとして、公民館を中心とした複合施設に転用を図っておりますので、今後も利用を継続してまいります。

次に、直近で廃止した施設やこれから廃止する予定の施設について申し上げます。

まず、青年の家につきましては、老朽化により解体を予定しております。

次に、旧海上保健センターにつきましては、施設内に開設しておりますこども発達センターに加え、これまで青年の家に配置しておりました旭青少年少女発明クラブを移転する予定であります。

次に、旧海上ふれあいサポートセンターにつきましては、旭市歯科医師会からの要望によりまして、現在は貸付けに向けた協議を進めているところでございます。

このように、旧庁舎以外で機能廃止した施設、または廃止予定の施設につきましては、現時点では有効活用できるような施設はございませんが、今後、施設の再編等を進めていく中で、有効活用を検討できる施設が出てくるものと考えております。

続きまして、(2) 既存施設で児童館として運営できるものはないかについてお答え申し上げます。

このご質問につきましては、児童館ということに限定せず、既存施設の有効活用の側面からご回答させていただきます。

今後、施設の再編等を進めていく中では、その後の有効活用を検討しなければならない施設は必ず発生してくるものと考えておりますので、施設の老朽化の状況であるとか、法律の規制

等、諸条件を整理の上、施設の転用等を検討してまいりたいというふうに考えております。しばらく時間はかかりますが、小・中学校、保育所の再編が一つの転機になると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 答弁のほうありがとうございました。

項目1から順番に再質問させていただきます。

では、1の64歳以下のワクチン接種についてですけれども、(1)から、現在接種券を発送したうち、何人の申込みが来ていて、そこから接種日を指定した予約票を何人へ発送できているのかお尋ねしたいと思います。先日、優先枠を設けた妊婦の方についても、現時点で何件申込みが来ているのか、集計できていれば結構ですので、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それではお答えします。

16歳から64歳の方につきましては、7月1日に対象者3万5,736人に接種券を発送しております。9月2日現在の申込数は2万3,374人で、65.4%となっております。予約票の発送ですが、7月に8月分として8,758人、8月に9月分として1万1,331人、合計2万89人分を送付しております。また、15歳以下の接種につきましては、8月13日に1,897人に接種券を発送しております。9月2日現在の申込数は1,194人で、62.9%となっております。予約票につきましては、今週発送予定でございます。

もう1点、妊婦の予約状況なんですけれども、現在のところ、妊婦の優先接種の予約状況は、妊婦が91名、パートナーが65名になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

指定された接種日時が、都合が悪かったりキャンセルしたい場合はコールセンターへということなんですけれども、先日電話をしてもなかなかつながらなくて、変更の連絡ができないということが起こっていました。今はかかりにくいことはないとお聞きしたんですけれども、今後そういったことがないように改善できているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 市では、予約変更等の対応のため、旭市保健センター内にコールセンターを設置し、5回線、5名体制で毎日9時から17時まで受け付けております。

予約票の発送数にもよりますが、発送後3日から4日程度はつながりづらい期間がありますけれども、その期間を経過すると解消していきますので、現在のところ、コールセンターの改善等は考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

（1）の最後の質問として、無連絡で、指定日に接種会場に来られなかった方がいた場合、余ったワクチンの対応法と、後日来なかった方へ連絡が行くのかどうかをご質問させていただきます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 余ったワクチンの対応につきましては、各自治体に判断を任せております。旭市としましては、ワクチンを廃棄しないことを最優先として、現在は接種会場に従事している職員と、あと市民と接する機会の多い職員を対象に接種をしております。

接種当日に無連絡で見えなかった方については、連絡は差し上げておりません。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございました。

（2）の再質問に移らせていただきます。

予約票にある注意書きを見ますと、接種会場にはお子様の同伴は遠慮いただくようにと書いてありますけれども、特に乳幼児を抱えるお母さんは、ふだん保育園等を利用していない場合、お子さんを預ける先を探さないといけないということになると思います。

また、接種後の副反応で、子どもの世話ができないくらいに具合が悪くなってしまわないか、不安に感じている保護者の方も大勢いるのではないかと考えています。また、介護においても、介護や介助をしてもらっている側の方ももちろんですが、ふだん介護サービス等を

利用するほどではないけれども、自宅で見守りが必要な家族がいたりして、介助する側の方でも、単独で接種会場に行くのが難しいという方もいるのではないかと考えております。

子育て世帯のワクチン接種支援策として、富津市では保護者向けに、接種日当日から最大3日間、ファミリーサポート利用料や一時預かり利用料を無料としているようですし、そのほかの自治体でも、接種会場の近くに託児スペースなどを設けているところも増えている印象です。

少なくとも、接種日時を市のほうで指定する以上、なるべく変更することがないように、市でできる限りのサポートがあってもいいと思うんですけれども、その点について市としてはどう考えているのか、ちょっと見解をお聞きしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 市では、新型コロナワクチン接種に関しまして、第一に接種を希望する市民全員に、安全にいち早く接種を完了することを最優先として、市役所全庁で取り組んでまいりました。子育て世帯向けをはじめ、接種の支援に関しては、今後検討していきたいと思っています。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 検討していただけるということで、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

（3）の再質問のほうに移ります。

若い人にとっては、インターネットやSNSなどで、自分で調べようとしなくても勝手に入ってくる情報に、自治体が発信する情報が負けてしまっているのが現状だと思います。広報のほうも、新聞を取っている方でないと、なかなか見る機会もありませんし、市としてはきちんと信用できる情報、なぜ、高齢者に比べたら重症化するケースが少ない若い人でも、ワクチンを打つ必要があるかの説明を、積極的に行うことが急務だと思っています。

公式ホームページだと、能動的にアクセスしなければ見ることができないと思いますけれども、今後さらにワクチン接種の促進のために、新たに何か取り組むこと、予定はありますでしょうか。お願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

- 健康づくり課長（齊藤孝一） より多くの方が、ワクチン接種をしていただくためには、ワクチン接種に関して正しい情報の周知が必要と考えております。従来どおり、今後も広報・ホームページ等で情報の周知に努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 以上になります。

- 議長（木内欽市） 崎山華英議員。

- 1番（崎山華英） ありがとうございます。

では、2項目めについて再質問に移りたいと思います。

長期休業期間中の児童クラブの昼食についてなんですけれども、現状実施が難しいということについて何点か説明をいただきましたが、一つ先進事例を紹介させていただきます。

大阪府の箕面市というところが、学童保育にて長期休業中のお弁当購入システムを導入しているようです。希望者に1食当たり400円で、注文、キャンセル、代金決済も、保護者のPCやスマートフォンから直接できるとのことなので、学童保育の支援員の方を、そのために増員しないとできないことではないと考えております。

夏休みの児童クラブのお弁当問題は、保護者にとって切実な悩みであり、上の兄弟が一緒だから大丈夫だろうといった理由で、夏休みに子どもだけで自宅に留守番させるほうが楽になってしまうこと自体が、子どもにとっても健全ではないことと思えますし、リスクもたくさんあると感じます。

定員が限られている、指導員が少ないといった理由では、十分な市民サービスを提供できない、子どもたちを十分に守れていない状態だと思います。もちろん昼食が支給されないからということが全ての要因ではないにしても、現状を把握していただき、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

(2)のほうで再質問をさせていただきます。

今年度より、長期休業中の児童クラブの開所時間が変更になりましたが、そのような運営に何か変更があった場合には、保護者への周知はどのようにされているのでしょうか。よろしく願いいたします。

- 議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

- 教育総務課長（杉本芳正） お答えいたします。

児童クラブの運営内容に変更等があった場合の保護者への周知につきましては、広報あさ

ひや市のホームページにおいて、変更内容を掲載しているところでございます。

現在、児童クラブを利用している保護者に対しましては、変更のお知らせ通知を、利用している学童の支援員より手渡しにて配付をいたしています。また、次年度に小学校入学を迎える市内の公立保育所及び市立保育園・幼稚園などに在籍の全ての年長児の保護者の方々を対象に、放課後児童クラブの加入案内書類とともに、内容の変更のお知らせの通知も同封し、配布しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

この周知についてなんですけれども、現在児童クラブを利用していない在校生の保護者の方にも、今回開所時間に変更があったお知らせは行っているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

現在、児童クラブを利用していない保護者にも、開所時間に変更があった場合の周知については、今回広報あさひで周知を行ったところでございます。

今後、利用内容等に変更があった場合は、SNSなど、より効果的な方法での周知を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 在校生の保護者でも、利用時間が変わったということは、今は利用していないけれども、利用したいという方も出てくると思うんですね。なので、ぜひ在校生の保護者の方にも、プリント等で周知のほうをお願いしたいと思っております。

今回、児童クラブのお弁当支給のほうにスポットを当てさせていただきましたが、私自身働きながら子どもを育てていて感じたのが、保育園に子どもを預けていたときはできた働き方が、小学校へ上がるとできなくなったり、大変になることが増えるということです。いわゆる小1の壁という言葉が、お母さんの間では有名かと思いますが、小学校や児童クラブに合わせて仕事をセーブしなくてはいけなくなったり、最悪仕事を変えなくてはいけなくなったり、実際本市においても、女性の社会進出促進とは逆行してしまうことが当たり前になっています。

行政の仕組み上、保育園は子育て支援課、学校や児童クラブは学校教育課と担当課が変わることにより、支援に実質切れ目ができている現状を市のほうで認識していただきたい、そ

ういう思いでこのような質問をさせていただきました。

実際、声が上がっていないだけで、児童クラブの運営については、保護者の皆さんが我慢したり合わせていらっしゃる、利用を諦めたというケースもあると考えます。先日もいただいた意見として、児童クラブを半月しか利用しなくても毎日利用していても同じ料金なのは不公平に感じる等のお声もありましたし、ぜひ積極的に要望を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、3の選挙公報の再質問のほうに移ります。

新聞折り込みのほかに、希望された方などに、個別で郵送される方法もあったようですが、それらの方法では公報は何件発送されたのかお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、個別で郵送を希望された方ということで、希望された方は4件ございました。これ以外に、広報あさひのほうを郵送を希望されている世帯が692件ございますので、それらを合わせますと、696件に選挙公報を郵送している状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

実際に、新聞折り込みで頒布された数というのが1万8,310部ということで、これは世帯の数ではないということで、実際にどのぐらいの世帯に行き渡ったのか、行き渡っていないのか、はっきり証明ができない状態なのに、現状の方法で十分だと思われる理由は何なのでしょう。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、先ほどお答えしたとおり、配布に当たっては、新聞折り込みのほか、多様な入手手段を設けております。それは、公共施設のほうの関係で配布を行ってというようなことです。

これらの配布方法につきましては、公職選挙法の第170条の第2項の規定によりまして、適切に実施されているというようなことが主な理由でございます。さらに多くの方に読んでいただけるよう、引き続き周知のほうは、今後もちよっと検討していきたいなというふう

に考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

私が、この7月に選挙に立候補した際に、周りの若い世代の方々から、そもそも投票に行くこと自体初めてなので、投票の仕方がよく分からないという方や、選挙公報の存在すら知らないという方も多くいらっしゃいました。

（2）の再質問として、旭市選挙管理委員会のツイッターアカウントがあると思うんですが、投票者人数の結果情報だけでなく、もっと選挙公報だったりとか、あと投票に行く方法だったりとか、積極的に発信することはできないのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 選挙に関するSNSの利用について、コロナ禍での対面によらない若年層に向けた新たな取組といたしまして、今年2月に市の選挙管理委員会のツイッターアカウントを開設いたしまして、選挙啓発や選挙に関する情報発信を行っています。

ご提案いただきました選挙公報や投票の仕方などにつきましては、今後またツイッター等によるさらなる情報発信の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） さらに情報の充実を図っていただけるということで、よろしく願いいたします。

続いて、（2）の質問に入るんですけれども、県内にあります白井市では、2019年の市長選・市議選において、選挙公報の全戸配布を行っているようです。白井市は、2019年当時2万6,000世帯と、世帯数も本市とほとんど変わらないんですけれども、白井市ではできて、本市で行えないその違い、全戸配布が行えない違いは何なのでしょう。お尋ねしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 白井市のほうでは、ポスティングによるようなものを実施したというような事実は把握しております。ポスティングにつきましては、本市で対応できる業者が

今のところございませんので、実施することができない状況でございます。

なお、令和3年3月執行の千葉県選挙におきましては、県内37市中35市で、新聞折り込みによる配布というものを行っていた状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

選挙期間中、選挙管理委員会の職員の方々にとっては、大変忙しい期間とは思いますが、投票率が年々下がっている中、より多くの市民に投票の意識を高めていただくことが重要と思いますので、何とぞますますの検討をよろしく願いいたします。

では続いて、4項目目の質問に入りたいと思います。

旧市役所支所等の今後についてなんですけれども、（1）のほうの再質問として、旧海上中学校の跡地について教えていただきたいんですが、旧海上中学校の跡地は現在更地になっておりますが、今後予定されている工事事業があれば、併せて教えていただきたいな思っております。いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

旧海上中学校の跡地につきましては、飯岡中学校の跡地を含めまして、平成30年度に跡地の利用の検討委員会を設置して検討しました。結果といたしまして、旧海上中学校の跡地につきましては、検討委員会からの報告では、民間活用による住居系を中心とした複合的施設という方向性が示されております。

こういった基本的な方向性は示されておりますが、今、市では、人口減少対策の一つとして、民間のノウハウを活用した生涯活躍のまち・あさひ形成事業を進めております。こちらが実現しましたら、海上中跡地、至近の距離にございますので、こちら生涯活躍のまち・あさひ形成事業が実現した後の波及効果ですとか、そういったものを考えながら、今後検討を重ねていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

現状、市内の親子の交流の場として、庁舎内に入っているハニカムがあると思えますけれ

ども、対象年齢も3歳以下が原則となっており、それ以上の年齢のお子さんがある家庭では、そういった親子でゆっくり遊びながら交流できる環境が少ないですし、小学生以上となりますと、子ども同士で遊ぶことができる公共施設が、公園以外ほとんどありません。

平成30年12月から平成31年1月にかけて行われた子育て世帯向けのアンケートで、子どもの遊び場について日頃から感じていることは、雨の日の遊び場所がないという意見が、未就学児の保護者、小学生の保護者の両方で非常に多かった意見だったことから、既にこういう問題が起きていることは分かっていたことと思います。天候に左右されず、親子連れや小学生以上の子ども同士で、気軽に毎日でも利用できるような公共施設が現状ないことについて、市としてはどうお考えなのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課のほうからお答えいたします。

崎山議員のおっしゃるとおり、令和2年から6年度を期間とした第2期旭市子ども・子育て支援事業計画に基づき、施策を現在展開しておりますが、その施策に当たりまして、ニーズ調査をさせていただきました。その中で、子どもの遊び場や市に期待する子育て支援について保護者に意見を伺ったところ、雨の日に遊べる場所がない、子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい、児童館など親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しいなど、就学前児童、小学生の保護者の両方からたくさんの要望をいただいたところでした。

現在、市といたしましては、既存の旧施設を活用して、児童福祉法に基づく児童館を設置する予定はございませんが、機能的には、保護者ニーズにも対応した児童館に近い施設といたしまして、民間活力を生かした、より魅力ある自由度の高い屋内型の多世代交流拠点施設「おひさまテラス」を、生涯活躍のまち「みらいあさひ」の中に設置し、令和4年度から供用を開始する計画がございます。こちらの施設で、親子で楽しんでご利用いただけるものと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

おひさまテラスのことが、答弁のほうにいただきましたけれども、おひさまテラスは私自身、非常に楽しみにしている施設の一つとなっております。しかし、地元に住む親や子の交

流の場としてだけでなく、地元以外の人にも広く遊びに来てもらう場所になると思っております。

イオングループにとってはビジネスであるし、本市にとっては、市外からの訪問者・移住者を増やすのが主な目的の施設になっていると私は考えておりますので、全く悪いことではないんですけれども、児童館としての子育て支援や子どもたちの健全な遊びや学びの場といった機能とは、少々ずれるものがあるのではないかと考えております。ぜひ、地元の親子の目線に向けたそういう遊びの施設を検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、5項目めの市役所の労働環境について、再質問に移らせていただきます。

(1)の質問に対してですけれども、ありがとうございます。今回、実際に市職員として以前働いていた方で、セクハラが職場内にあったとのご意見をいただいて、急遽項目に入れさせていただきました。時間外の件についても説明いただいたんですけれども、セクハラ・パワハラの面に関しても、質問をさせていただきたいと思います。

労働環境を向上するために、取組をご紹介いただきましたが、以前に比べて改善できていると分かるデータはありますか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） ハラスメントの関係での効果のデータということでございましょうか。

（発言する人あり）

○総務課長（宮内敏之） 時間外でよろしいですか、はい、すみません。

時間外勤務の数値につきましては、電算上のシステムで管理を行っておりまして、月ごとのデータなど集計して、勤務状況と時間外勤務の状況を把握している状況でございますが、議員おっしゃるように、先ほど申し上げたように、時間外勤務については、選挙や災害などいろいろな、年度によっていろんな条件がありますので、そこで一概に時間数等のデータだけで判断するというのは非常に難しい状況になっておりますので、今ここで答えできるような改善が図られたかどうかというデータは、今のところ把握できていない状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

では、セクハラ・パワハラ等、人間関係のことで退職されたとか、療養されている職員がいるというデータは、市のほうで取っているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） パワハラの数の把握ということですが、直近5年間で申し上げますと、パワーハラスメントの相談件数というのは2件ございます。2件とも、関係者などからの聞き取りによりまして、事実確認を行っております。そういったものがありまして、そういった場合には、当然いろいろ次のフォローアップだったりとか、そういったものを行うような体制を取っているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 以前ヒアリングしたときに、定期的に職員からアンケートを取っているということだったので、直属の上司が絶対に見ることができないなど、アンケートを答える職員が完全に守られた環境をつくられているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） アンケートの秘密厳守ということでよろしいでしょうか。

職員のアンケートにつきましては、庁内ネットワークのグループウェアという機能を活用しまして行っております。総務課の職員担当班以外の者が見ることはできないようになっておりますので、秘密の厳守というのは守られていると思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） （3）の再質問として、カウンセラーの年間利用件数と利用促進の取組をしているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） カウンセラーの利用件数と取組というようなことでよろしかったでしょうか。

カウンセリングにつきましては、長時間、時間外勤務等、そういった労働が続いている職員や、ハラスメントを受けた職員だけでなく、カウンセラーとの面談を希望する職員、また

は新人職員に対して行っている状況でございます。

令和2年度の利用件数で申し上げますと、延べ93名が利用している状況でございます。

なお、利用促進の取組につきましては、庁内ネットワークのグループウェアの掲示板とか、そういった機能を活用しまして、毎年4月に全職員へ周知を行っているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） グループウェアというものを使って、システムのほうを使って、アンケートの提出ということをしているということで、ちょっと安心した面があります。

問題が起きた場合に、直接カウンセラーや弁護士などの相談機関につながる等の体制を取ることというのは、今後できないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 外部の相談窓口といたしまして、我々市町村職員が加入しております千葉県市町村職員共済組合が運営いたしておりますメンタルヘルス相談室があります。こちらは、電話や面接による相談が行えるようになっております。

また、弁護士による法律相談室も開設されておまして、本市の職員も利用できるような状況になっているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

特に、セクハラ・パワハラ問題については、本当に根深い問題になると思います。先週のニュースでも、近隣の自治体において、職員のパワハラが報道されたばかりですが、その自治体の場合は、パワハラを受けた職員の方が、勇気を持って相談したことと、相談された担当部がきちんと対応したからこそ、ああいうふうに出ましたが、相談すること自体がとてもハードルの高いことだと思います。

パワハラ・セクハラかどうかは、受け取る側がどう感じるかの問題だからとか、最近の若い子は我慢ができないとかで切り捨てられてしまったら、そもそもそう言われるのが分かっているから、相談すらできない方もいらっしゃると思います。これは、今後学校のいじめ問題を予防、解決することと同じようになりますが、相談・通報する側をしっかり守れる体制をつくっていただきたい、目を背けないで、できる限りきちんと向き合っていただきたい間

題だと思えます。形式だけじゃなくて、きちんと意味のある取組を、今後より一層やっていたらいいと思っております。よろしくお願ひします。

初めての一般質問で、至らないことばかりだったとは思いますが、これで私からの一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

#### ◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願ひします。

（2番 永井孝佳 登壇）

○2番（永井孝佳） おはようございます。議席番号2番、永井孝佳です。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、コロナウイルスに対応されている医療関係者、行政職員に心より感謝申し上げます。先が見えない中で、ご尽力いただきありがとうございます。

では、質問に移らせていただきます。

本日の一般質問は、大きく分けて3項目になります。

一つ目に、消防団の免許問題について質問させていただきます。

平成29年3月の道路交通法の改正により、それ以降に取得した普通免許では、車両総重量3.5トンを超える消防車が運転できなくなりました。

そこで（1）の質問です。

旭市消防団の消防車両で3.5トンを超える車両はどのくらいあるのかお伺ひいたします。

（2）番の質問です。

免許制度が変わったことによって、今後3.5トンを超える車両は、普通免許では乗れなくなってしまうと思いますが、これからどのような対策を取るのかお伺ひいたします。

続きまして、大きな2番目の質問です。

近年、線状降水帯やゲリラ豪雨などの雨の降り方が変わってきています。数十年に一度の豪雨が毎年のように発生し、冠水被害や土砂災害が起こっております。

そこで（1）の質問は、旭市ではどのような基準で対策本部が設置されるのかをお伺ひします。

（2）番では、避難所の開設の基準もお伺ひいたします。

続きまして、大きな3番目の質問です。

令和3年4月1日からごみ袋が変わり、分別方法、回収日が変わりました。これがきっかけで、集積場の状態が悪化している地域もあります。分別が悪かったり、収集日を守らなかったり、指定ごみ袋に入っていないケースもあります。地域のごみステーションの管理者からは悲鳴が上がっております。

周知を徹底して、少しでも改善していかなければならないと思いますが、そこで(1)番の質問です。区に入っていない世帯はどのように周知しているかお伺いいたします。

(2)番、外国人にはどのように周知しているかをお伺いいたします。

(3)番、悪質な店舗は、収集日を守らずに出しているところがあるそうですが、店舗に対してはどのような対応をしているかをお伺いいたします。

(4)番は、あまりにも改善されない場合は、防犯カメラの設置を求める声もありますけれども、旭市の見解をお伺いいたします。

(5)番、粗大ごみや指定の袋に入らない品目は、旭市の中継施設に直接搬入に変わりました。車を持っていない家庭もありますし、とても不便に感じていると思います。何か代わりになる制度が必要だと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

以上で、一度目の質問を終わります。再質問からは、質問席から行わせていただきます。

○議長(木内欽市) 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長(木内欽市) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長(伊東秀貴) 私からは、ご質問の1、消防団の免許問題についてお答えいたします。

初めに、(1)旭市消防団の消防車両で3.5トンを超える車両はどのくらいあるのかというご質問です。

現在、旭市消防団の構成といたしまして、5中隊16分団47個部で、団員数は742名でございます。旭市消防団の消防車両につきましては、47個部に各部1台配備しており、うち3.5

トンを超える車両につきましては21台でございます。21台の内訳としましては、旭地域に12台、海上地域に5台、飯岡地域の4台、合計21台が3.5トンを超える車両でございます。

次に、(2)若い団員の免許取得について、これからどのような対策を取るのかというご質問です。

平成29年3月12日の道路交通法の改正により、普通免許で運転できる車両が改正前の5トン未満から改正後は3.5トン未満に引き下げられました。これに伴い、現在普通免許で運転できる消防ポンプ自動車が開発されております。

対策といたしまして、旭市消防団につきましても普通免許で運転、対応できる3.5トン未満の車両で更新をしていきたいと考えております。また、車両の更新時期につきまして、20年から25年を経過した車両を消防団車両整備計画により更新する予定となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、2の(1)どのような基準で災害対策本部を設置されるのかというご質問に対しましてお答えいたします。

市では、防災体制や災害が起きた場合に対応するため、旭市地域防災計画を策定しており、その中で災害対策本部の設置基準を設けております。大雨時は大雨、洪水、土砂災害等の気象警報が発表され、災害の発生または発生するおそれがあるとされたときに設置を行います。地震、津波の場合は、市内で震度5強以上を観測したときや、九十九里・外房に津波警報が発表されたときなどに設置を行います。その他、大規模災害や危険物等災害の重大な事故が発生した場合でも、総合的な対策が必要と認めたときは事故災害対策本部を設置することになっております。

続きまして、(2)の避難所の開設基準ですが、災害対策本部と同様に旭市地域防災計画では、災害発生または発生するおそれがある場合に高齢者等避難や避難指示等を発令し、避難場所を開設することとしております。避難所の設営及び運営は担当課をあらかじめ定めまして、スムーズに開設が行えるよう避難所運営マニュアルを整備しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな3番、ごみ集積場の悪化について、これの(1)から(5)までお答えします。

まず（１）ですが、区や自治会に加入していない市民への周知の方法とのことでございます。

まず、区や自治会に加入している方には新しいごみの分け方・出し方や品目別一覧表、ごみの収集カレンダーを、本年２月に区長を通じて各世帯に配布したところでございます。区や自治会に加入していない方には、市の広報やホームページでお知らせしているほか、市内への転入者に対しても、市民生活課の窓口におきましてごみの分け方・出し方やごみの収集カレンダー等をお渡ししております。

また、区や自治会に加入していないアパートなどの管理会社のほうから入居者に対しましてごみの分け方・出し方、ごみの収集カレンダー等を渡していただき、周知していただくようお願いをしております。

次に、（２）番、外国人居住者に対する周知ということです。

外国人の方に限らず、希望される方には市民生活課や各出張所、環境課の窓口におきまして、英語、中国語、タイ語のごみの分け方・出し方のパンフレットをお渡ししております。また、アパートなどの入居者に対しましては、管理会社を通じて英語、中国語、タイ語のごみの分け方・出し方のパンフレットにより周知をお願いしているところでございます。また、外国人の方を雇っている雇用主や経営者の方からのお問合せに対しましては、同様の周知や指導を行っているところでございます。

続きまして、（３）です。店舗に対しての対応はどのようにしているか。

これは、店舗といいますと飲食店も含めてということでしょうか。

店舗、飲食店等の事業系ごみにつきましては、ごみの集積場、ごみステーションに出すことはできませんので、事業者は自ら旭中継施設や銚子市野尻町にございます東総地区クリーンセンターまで直接搬入していただくか、旭市が許可をしている一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼していただくことになっております。

続きまして、（４）番です。防犯のカメラの設置についての市の見解はということです。

ごみ集積場を管理されている方が、その管理上必要な防犯カメラを設置することにつきましては他市でも事例がございますので、法的に問題はないと認識しております。

なお、防犯カメラの性能が良くなり、より鮮明な画像を映し出すようになったため、プライバシーの侵害とならないようカメラの設置場所や角度、撮影範囲、録画した記録などにつきましては慎重な取扱いが必要になると考えております。

続きまして、最後です。（５）番ですが、車を持っていない高齢者などに対する市の見解

ですが、現状でご質問のような問合せが環境課にあった場合には、お知り合いや身内の方などに頼める方がいないなど、他に粗大ごみを運搬する手段がない場合には、市で許可を出しております一般廃棄物収集運搬許可業者を紹介して、対応をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

では、消防団の問題から一つずつ再質問させていただきます。

21台が3.5トンを超える車両とのことですが、ポンプ車とタンク車のそれぞれの台数は何台あるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） お答えいたします。

3.5トンを超える21台それぞれの台数につきましては、ポンプ車と言われます消防ポンプ自動車、こちらが11台、タンク車と言われます水槽つき消防ポンプ自動車が8台、それに加え水槽つき小型ポンプ積載車、これが1台、小型ポンプ積載車が1台、合計の21台でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 再々質問になりますが、水槽つきの車両が9台あるということですが、水槽に水を入れますと総重量を3.5トン未満に抑えることはできないと伺っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 現在、配備しています消防ポンプ自動車、こちらの総重量は水槽のない車両で約5トンでございます。また、小型ポンプ積載車、こちらの総重量は約3トンでございます。このことから、水槽つきで3.5トン未満、これに抑えることは現在のところ難しいと思われまます。また、メーカーに現在開発されていないということも伺っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ありがとうございます。

では、それを踏まえて（２）番の再質問になります。

普通免許で乗れる3.5トン未満の車両に更新していく予定とのことですが、どのぐらいの期間で完了するのかをお伺いいたします。また、更新する車両はオートマチック車になるのでしょうか。こちらも併せてお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 普通免許で運転できる3.5トン未満の車両に更新する場合、現在最終登録の車両が令和2年3月、こちらの登録でございます。ここから更新に要する期間は、この後20年ぐらいかかる見込みでございます。

また、更新する車両なんですが、普通免許新規免許取得者の半数以上がオートマチック限定であると言われております。このことから、今後更新する車両についてはオートマチック車で更新する予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 再々質問になりますけれども、水槽つき車両はどのくらい残していくのかと、また準中型免許の取得補助金についてご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 現在、タンク車と言われます水槽つき消防ポンプ自動車、こちらは9台ございます。以前は、消防ポンプ自動車、水槽つき消防ポンプ自動車の配備につきましては、地元の意向もあり、その都度協議してまいりました。

現在、免許制度の改正に伴い、今後は3.5トン未満のポンプ車へと車両変更を考慮し、更新していきたいと考えております。また、各地域、地区の特性により水槽つき消防ポンプ自動車の必要性があれば、協議、検討してまいります。

補助金についてですが、近隣消防で平成27年度より制度化しております。こちらの消防では、現在まで団員からの補助申請はないとのことでございます。また、現在、本市消防団の免許状況を見ますと、各部の該当車両を運転できる団員の割合は96%であります。以上のことを踏まえ、補助金制度につきましては現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

現在は問題ないというご回答でしたが、免許問題は今後発生してくる問題だと思っております。水槽つき車両を運用するなら3.5トンを超えてしまいますので、免許問題は残ってきます。10年後は、30歳以下が運転できなくなります。20年後は、40歳以下が運転できません。様々な課題があるとは思いますが、必要があれば補助金に限らず対策をよろしく願いいたします。

消防団の免許問題については以上になります。

続きまして、大きな2番目の大雨時の対策本部設置基準についてなんですけれども、計画に沿って設置するとご回答いただいたんですけれども、最終的に決定するのはどなたになるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 最終的に決定するのは、本部長が市長になっておりますので、市長が決定することになっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 計画に沿って、最終的には市長が設置を決めるということでした。

消防団では、中隊ごとに自主的に広報活動や瓦礫の撤去活動などをするときがあります。しかし、大災害時などは中隊長の判断では難しい場面が出てくる可能性もあります。そういったときに、対策本部があると安心して活動できると現場から意見がありました。ぜひ対策本部を設置するか、しないかで迷ったときは、迷わず、ちゅうちょせずに設置していただくことを望みます。無駄足に終わることを恐れずに、最悪の事態を想定して先手先手の対応をお願いいたします。

では、避難所の設置に関しても早めの対応が必要だと思います。崖崩れは急に起こります。後で、避難所を設置しておけばよかったなと思わないように迅速な判断をお願いします。こちらでも再質問はございません。

では、大きな3番のほうです。ごみ問題ですけれども、1番のごみの集積場の出し方について、区に入っていない方への周知方法ということだったんですけれども、広報や市役所に置いてあると、分別表などが、ということだったんですけれども、それだけでは多分全ての家庭には周知できていないと思うんですけれども、全戸配布することは難しいのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） チラシの全戸配布ということですか。すみません、先ほど申し上げたんですが、本年2月に区長を通じて各世帯にはそういったごみの分別の収集のパンフレットを配布しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 区に入っている方には行くんですけども、区に入っていない方にはそれでは行かないということで全戸配布を提案したのですけれども、できれば前向きにご検討をいただきたいと思います。

それがもし無理であれば、再々質問になりますが、ゴミ袋の販売店にごみの分別表などを置いていただくことや防災無線を使つての分別の徹底の呼びかけはできないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 販売協力店のほうにパンフレットを置けないかのご質問です。

ゴミ袋の販売協力店に対してご意見のような取組は現在のところ行っておりませんが、啓発用のチラシやごみの分け方・出し方などを店舗内に置かせていただくには店舗の売場スペースの問題等もございますので、販売協力店のほうへ意向調査、意向確認、これらを行った上でのお願いになると思います。

もう一つ、防災無線での周知ですが、詳細な内容は難しいと思いますが、環境月間やゴミゼロ月間、こういったものがございますので、これらと併せた形で周知することは可能だと思いますので、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 前向きなご回答ありがとうございます。

では、（2）番の外国人への周知方法なんですけれども、英語、中国語、タイ語の分別表があるそうですが、外国の方は文化も環境意識も違います。ごみの出し方で困らないように、先ほどおっしゃっていましたように雇用主や家主、あと行政がしっかりと教えてあげて環境を整えていくのが必要だと思います。こちらも再質問はございません。

では、3番の店舗に対しての対応ですが、基本的にはゴミ集積場には業者は出してはいけ

ないことになっているのですけれども、実際は店舗が出してしまっている現状はご存じでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 実際に、そういった事業所が出しているのをご存じかというご質問だと思います。

実際、事業所が出しているかどうかというのは個々に一つ一つ確認しているわけではないんですが、苦情として事業所のごみじゃないのかと。事業所とか飲食店のごみじゃないのかというような、そういったお電話、ご連絡はいただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

しっかりと分別して指定日に出していただければ問題ないと思いますが、悪質な業者がいた場合は環境課のほうでぜひご指導をしっかりとお願いいたしたいと思います。

では、続きまして（4）番、ごみ集積場への防犯カメラの設置についてです。

区や責任者が主体となって管理しろというのが市の見解だと思うんですけれども、区に入っていない、ルールを守らない人を特定するのはとても難しいと思います。いつ現れるかも分からない無法者を監視するのはとても無理です。そこで、市民から防犯カメラを設置してほしいという要望が出ています。

そこで、再質問なんですけれども、市で防犯カメラを設置してもらうことや補助金を出してもらうことはできないでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず、補助金制度についてですが、現在のところ一般の市民が設置する防犯カメラに対する市の補助制度はございません。現状では、防犯カメラの設置につきましては、ごみ集積場ごとに各地区等に対応していただくということになりますが、今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 今後考えていただけるということで、前向きにご検討をお願いします。

現在は防犯カメラの設置は難しいとの回答でしたので、周知を徹底していただき、少しでもルールを破る人が少なくなるようにご尽力をお願いいたします。

続きまして、(5)番の粗大ごみに関してですけれども、もしそういう車がなくてごみの集積場まで運べない人は環境課が業者を紹介するという事だったのでしょうか。この場合は有料ということでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 個人で依頼するということですので、これにつきましてはその個人負担、有料でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ごみの集積場が変わったからといって、行政サービスが一気に悪化し過ぎだと感じました。毎週回収されていた資源ごみが缶やペットボトル、紙類、衣類などは月に2回に減りました。瓶に至っては月に1回になってしまいました。焼却場が遠くなったので仕方ないということもありますが、急に不便になり過ぎだと思えます。

そこで、(5)の再々質問ですけれども、せめて粗大ごみは市の事業で回収したほうがよいのではないかと考えていますけれども、ご検討いただけないでしょうか。ご見解をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 粗大ごみの回収を市の事業でということでございます。

これにつきましては、運転手段がない高齢者世帯の方などの対応についてもそうなんです。今後の検討課題であると考えておりますので、慎重に検討したいと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 慎重に検討していただけるということで、ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

行政には、日々市民のためにご尽力いただき誠にありがとうございます。私たちが安心して便利な暮らしができるのは皆様のおかげです。これからは人口が減っていきますので、行政サービスが悪くなることもあると思えますけれども、そこで仕方ないと思わずに、どう

やったら維持できるかをまずご検討いただきたいと思います。一緒に旭市をよいまちにしていきましょう。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇ 島 田 恒

○議長（木内欽市） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（4番 島田 恒 登壇）

○4番（島田 恒） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、島田恒です。

今回は、私にとって初めての議会であるにもかかわらず、このような初質問の機会を与えていただきましたことに改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

7月18日の選挙で活力あるまちづくりを目指しますというお約束をいたしまして、たくさんの方々からご意見あるいはご要望をいただきました。そして、この議会に送っていただきました。この旭市が安心して暮らしやすいすばらしいまちになりますよう一生懸命働いてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいま木内議長より発言の許可をいただきましたので、2項目、おのおの3点の一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めですけれども、旭市の総合戦略の見直しについてであります。

特に災害対策について、近年は人知を超える災害が多発、頻発しております。今年の7月にも避難指示が発出されております。このような異常気象による風水害等に対する対応策について旭市でももう一段進んだ具体的方策が必要と考えますけれども、これについては市長のお考えをお伺いしたいと思っております。

それから、2点目です。旭市内で土砂災害の危険箇所、あるいは浸水の箇所、人命に関わるような危険箇所の洗い出し、それから整備計画はどれぐらい進んでいるのか。また、そういうものについての見直し計画というものはあるのかお伺いしたいと思っております。

3点目です。非常時の避難道路整備や具体的な安否の確認、あるいは避難確認などをもう一段と進めて、市と地域の役割分担を進めてはどうかと考えます。また、防災無線に加えて非常時の連絡手段となる地域の例えばFM放送、短波放送ですけれども、そういうものの検討、さらに進んだ防災のまちへと提言したいと思っておりますが、旭市としてどのようにお考えか、

お伺いしたいと思います。

それから、2項目めです。

1点目として、農業用廃プラスチックの処理問題について、過去に、今年の10月だと思いましたが、提出された要望書に対する経過と進展についてお伺いしたいと思います。

それから2点目、旭市は県下第1位の野菜の産地でありますけれども、近年農業用の廃プラスチックの処理費が上昇しております。このようなコロナ禍もあり、将来の負担が増大していますけれども、旭市としてどのような対応を検討しているかお伺いしたい。

最後に、本年、銚子市の野尻町に竣工しました東総地区クリーンセンター広域ごみ処理施設へ農業用のこのような廃プラスチックの搬入あるいは処理ができれば、農家への運搬費、処理費が軽減できると思っておりますけれども、旭市としてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

2項目、おのおの3点については以上であります。

以降につきましては、質問席にて行わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、1の（1）災害対策について、市長の考えはという質問にお答えいたします。

近年、自然災害が多発する中、私も防災力の向上に取り組むこととしています。行政の対応はもちろんのことですが、多発する台風や大雨などからの被害を最小限に食い止めるために、市民の皆様と一体となったチーム旭、オール旭で取り組むことが重要と考えております。

具体的には、自主防災組織の結成、育成を推進してまいります。消防や警察、市役所等の人材には限りがあり、いざというときには皆で助け合う共助、自らが行動する自助、市民の皆様の方が必要であります。そのため、日頃から付き合いのある地区で避難時の声かけや土のう作りなど身近な防災活動が行えるよう、また備蓄品の購入費用に充てられるよう補助金を活用し、組織の結成、育成を推進してまいります。また、地域防災のリーダー的役割として、研修や訓練を通じ、消防団の活動の支援に努めてまいります。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、1の（2）の土砂災害の危険箇所、浸水箇所、人命に関

わる危険箇所の洗い出しにつきまして総務課から申し上げます。

土砂災害について危険な市内104か所を県が土砂災害警戒区域に指定しております。市では、平成30年3月にハザードマップを作成し、対象となる地区の世帯へ配布を行いました。なお、避難対象の世帯は海上、飯岡、干潟各地域で1,507世帯となっております。

また、本年度からこの警戒区域とは別の場所を県が調査を進めていることから、今後は警戒区域が増えることも予想されます。新たに指定を受けた際は、速やかに公表を行う予定であります。

浸水被害は、津波や河川、ため池などがありますが、津波についてはハザードマップを作成し、最新版を平成30年2月に区を通じまして配布を行ったところでございます。なお、避難対象の世帯は、旭と飯岡地域で8,789世帯となっております。また、ため池も市内5か所が防災重点農業用ため池に県から指定され、浸水想定エリアをこの4月に公表したところでございます。

河川につきましても、新川の浸水想定エリアが県がシミュレーションを行っているところで、決まり次第お知らせをする予定でございます。なお、各ハザードマップ等は対象地区以外の方でも希望者に総務課の窓口で配布するほか、市のホームページで公開をしているところでございます。

7月3日の避難指示の状況ですけれども、前日からの大雨警報に続き、県と銚子气象台から土砂災害警戒情報が発表されたことで、市内では3日午前6時27分に海上、飯岡、干潟地域に避難指示を発令し、併せて避難所を3地域に5か所開設を行ったところであります。なお、避難者は最大で4世帯4人で行いました。

その後、土砂災害警戒情報が午後1時50分に解除、大雨警報が午後2時9分に注意報に切り替わったことで、午後2時30分に避難指示を解除、避難者も戻られたことから、併せて避難所も閉鎖したところでございます。

続きまして(3)になりますが、(3)非常時の連絡網の整備、具体的な安否確認、避難確認等ということで、もう一段進めてはというようなことであります。

市長の答弁にあったように、防災力の強化を図るためには行政が行う公助だけではなく、みんなで助け合う共助、自らが行動する自助等、市民の皆さんの協力が必要不可欠でございます。そのため、出前講座や区長への案内などで自助、共助の重要性をお伝えし、防災意識の向上と自主防災組織の結成の呼びかけを行っているところであります。

また、手助けが必要な人たちの要援護者台帳の整備も進めており、同意のある方につつま

しては消防や警察、民生委員等と情報を共有しております。

なお、防災行政無線については、現在2万2,000戸の個別受信機を配布しており、おおむね全戸に行き渡っているような状況でございます。そのため、地域FMラジオ放送については今のところ考えていないところでございます。

総務課からは以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、質問事項の1の（2）旭市内土砂災害の危険箇所等についてお答えいたします。

ご質問の中でございました危険箇所の洗い出しと整備の計画、そして具体的な見直しはということでお答えさせていただきます。

初めに、土砂災害のほうでございますが、土砂災害危険箇所のうち、この中で急傾斜地崩壊危険区域として千葉県により8か所が指定されております。この内訳といたしましては、海上地域3か所、飯岡地域3か所、干潟地域2か所であります。こちらの整備の進捗ということで、全ての対策工事は現在完了済みとなっております。

次に、具体的な見直しはということでございますが、新たに現在事業化の予定箇所が海上区域の見広地先で1か所ございます。また、その他に実施検討されている箇所といたしまして同海上地域の清滝地先の1か所でございます。今後も事業進捗に向けて、千葉県などの関係機関と連携を図ってまいります。

続きまして、浸水箇所等の関係でございます。

初めに、浸水箇所の洗い出しでございますが、現在、前年度、令和2年度におきまして旭地域のニ、ハ地区と海上地域の後草地区につきまして、冠水対策排水整備事業の基本設計というものを実施いたしました。この結果を基に具体的な見直し対策について現在精査中でございます。

また、整備の進捗状況ということでございますが、冠水箇所の対策につきまして、現在は旭地域のイ地区と海上地域の蛇園南地区において対策事業を実施中でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私からは、農水産課が所管しております危険箇所についてご説明申し上げます。

危険箇所については、山地災害危険地区というものがございます。これは、千葉県が山崩

れ等により人家や公共施設等に直接被害が及ぶおそれのある地区を調査し、一定の基準以上の危険度であると判定した地区のことです。旭市では32か所が設定されており、全ての民有林となります。

整備計画につきましては、千葉県に確認したところ、現在具体的な整備計画はないとのことです。また、見直し計画につきましても、設定した地区の再点検を適宜行っていますが、地区の変更はないということで伺っております。

先ほど、総務課からの回答にもございましたが、農業用のため池について、こちら防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が、令和2年10月1日に施行されたことにより、市内5か所のため池が防災重点農業用ため池として指定されております。

続きまして、大きな2番の農業用廃プラスチック処理問題についての(2)県下1位の産地である旭市において、現在の市はどのような対策を検討しているかということについてお答えいたします。

現在、旭市から千葉県に対する要望として、国に対する再資源化への取組や処理費抑制の働きかけ、民間処理業者を活用した処理スキームの見直し、処理に係る運搬費などの農業者の負担軽減について早急な対応をお願いしています。

処理費高騰の原因は、国際的なリサイクルの問題のほかにも、処理施設の老朽化などが影響しているため、県では民間業者の規模拡大や新規参入者の情報を収集するなどし、民間業者との連携も含め、現在の回収体制を生かした効率的な処理の在り方について検討を行っております。市としましても、農家負担の軽減に向け県と連携し、引き続き改善策の検討を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな2番、農業用廃プラスチックの処理問題についての(1)と(3)についてお答えいたします。

まず(1)ですが、受入要望書を提出後のその後の経過と進展についてというご質問です。

まず、農業用廃プラスチックにつきましては、産業廃棄物の区分に該当いたします。広域ごみ処理施設、東総地区クリーンセンターにつきましては、国からの交付金を受けて、一般廃棄物処理施設として建設していることから、農業用廃プラスチックを処理する場合には目的外使用となり、国の承認を受ける必要がございます。

この件につきましては、東総地区広域市町村圏事務組合と協議をいたしましたが、まず前

提条件として、当該施設の処理能力に余力がなければ受け入れることはできません。また、稼働当初の数年間は当該施設に搬入されるごみ量の増加も見込まれます。このようなことから、農業用プラスチックにつきましては現状においても受入れが難しい状況であります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、(3)になります。市の考え方を伺いたいとのことでございます。

広域ごみ処理施設、東総地区クリーンセンターは、本年4月の稼働からまだ5か月であり、またこの施設は一般廃棄物、家庭ごみ、生活ごみの処理を目的としております。現状としては、受入れは難しい状況ではございますが、農業関係団体の皆様のご意見等を聞きながら、東総地区広域市町村圏事務組合及び構成市と慎重に協議、検討し、進めていくことになると思います。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、島田恒議員の一般質問を行います。

島田恒議員。

○4番（島田 恒） 米本市長からのご回答、ありがとうございました。

旭市の総合戦略あるいは防災計画、様々な計画も、現在このような大変厳しい環境下、何が起こるか分からないようなとき、その時々に対応する適切で迅速な見直しが求められていると思います。

この旭市の総合戦略の中での、第5編の中に国土強靱化の項目がございますけれども、基本的な考え方、旭市の脆弱性の評価というものも、うまく細かくまとめられております。こういった難しい課題に取り組むということが、今後は極めて重要であると考えます。

進捗管理と見直しについては、迅速な対応と説明を今後もお願いしたいと思います。

1番目の再質問はございませんので、次に進みます。

ご説明をいただいた土砂災害の危険箇所あるいは浸水の危険箇所など、既に予定されております様々な整備計画があらうかと思えます。ハザードマップも配布されていますけれども、

市のホームページあるいはスマホでも確認することができとなっております。

最近是我々が経験したことのない災害が頻発する中で、緊急度の判断によって計画の優先度合いというもおのずから変わってくると思います。そのような中で、適時柔軟な見直し、対応は即座にできるのか、あるいはそういう見直しの計画を具体的にやるのかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 見直しは迅速に行えるのかということでございますけれども、当然、必要に応じましてそういった見直しというのは考えていく予定でございます。

最近でも、国のほうから避難指示の状況であったり指示の方法であったり、そういったものが大幅に変更されているような状況になっていきますので、そういったものをしっかり市民の方々のほうへお伝えできるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） 7月3日に、レベル4の避難指示が当市にも発出されております。たしか6時27分であったかと思いますが、干潟、飯岡、海上地区のそれぞれ、土砂災害警戒区域の1,507世帯、5,172人に避難指示が出されて、ホームページにこういうふうになりました。

私の地区にも、このような急傾斜の崩落危険箇所がございます。その日の朝、私も消防機庫に行きました。消防団員の方々が巡回しながらアナウンスということで、まさしくそういうときでありましたけれども、いつも頼もしい働きをされています。心から感謝を申し上げたいと思います。

そこに住む方々の避難誘導、あるいは避難状況、いざというときの安否の確認など、なかなか情報が一元化できないというのも、これもまた事実かな、現況かなと思いますけれども、これについてはもう一段進んだ防災計画の中で、地区と行政との連携等を進めていただきたいと思います。

また、実際に7月3日の避難指示が発出された後のおのおのの地区あるいは家庭の避難の状況はどうであったのか、確認等はどういう状況であったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 各家庭での避難の状況等、どういう状況だったかというものは、ちょっと把握はしていませんけれども、実際7月2日から3日にかけて大雨警報が出た状況ではありますけれども、今までに土砂災害が起きたような状況と比べますと、ちょっと状況が違ったのかなと、そういったことが原因なのかなというふうに感じております。

実際避難された方は、4世帯、4人の方ということで、もう少し激しい雨であったり、危険な箇所の状況がもっと悪化しているのであれば、避難される方は多かったのかなと。

雨量的にも、1時間当たりの雨量も、災害が発生するまでには市内ではそこまで到達していなかったのかなと。24時間で計測しますと、それなりの雨量かなということではあります。短時間に集中的な雨というのが一番怖いのかなというようなこと。

また、以前から降雨によりまして地盤が安定していなかったとか、そういったいろんな状況を地元の方が一番よく把握していらっしゃると思いますので、そういったことから、Jアラートで放送はあったものの避難する方は少なかった。

それと、早い時間に警報が出たんですけれども、暗いうちに避難指示とかを出してもかえって二次災害とかそういったものを心配されますので、市においては夜明けとともに、明るくなりました6時27分に避難指示を出したというような状況でございます。

そういったことから、今後もそういったものをもし把握できる機会があれば、現状把握なり努めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） このような避難指示が空振りに終われば、これが本来一番いいわけであり。しかしながら、何らかの被害が発生したときには、避難あるいは誘導指示、その確認の実効性というのが問われてくるんだろうと思います。

実際に7月3日の午前10時頃、ご案内のとおり、熱海市ではあのような土砂災害、土石流ですか、が発生して、貴い命、あと財産が失われているという状況がございます。人命に関わる防災あるいは減災の取組というのは、近年の喫緊の課題、最重要課題でもあろうかと思っております。どうかスピードを上げて見直して、修正あるいは追加をためらうことなくお願いするところであります。

次に進みたいと思います。

3点目ですが、災害の発生時に、警戒時もそうですけれども、正しい情報が極めて重要になってくるのは、これは当然であります。非常時の情報収集の手段として、防災無線はもちろんですけれども、テレビあるいはラジオがあります。

さらに、スマホによるSNS、あるいはインターネットなどが、その有効性ですとか拡散性も評価されている一方で、先ほどのお話にもありましたけれども、フェイクニュース等、正確な情報が必ずしも担保されないで、いたずらに混乱を引き起こす、二次被害につながりかねないような状況も報道されております。

非常時の情報を的確に、地域の生きた情報を正確に伝達する手段として、先ほど私が申し上げましたFMコミュニティ放送局など、様々な伝達手段の検討をぜひお願いするところがあります。

今回は災害にフォーカスしてお話をしておりますけれども、それに加えて、地域情報の重要な発信基地、あるいは中心としての役割があるかと思えます。

地域の結びつきというものをさらに強化する拠点として、そういう機能も併せ持つ、このような小規模なFM短波放送局と言われるようなものの情報伝達手段の研究あるいは検討を提言したいと思っておりますけれども、市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） FM放送の開局のご提案のほうの関係ですけれども、我々の情報としましては、総務省のホームページによりますと、令和2年11月1日現在で、千葉県内で五つの市に五つのコミュニティ放送が開局されております。事業者は民間企業ということで、うち4市が協定を結びまして、災害時の情報発信を行っているというふうに伺っております。

旭市内にも放送局が開局されていれば、情報伝達の手段として検討していきたいところではございますが、今のところそういった放送局がない状況でございますので、活用ができない状況となっております。

議員がおっしゃったように、現在防災情報は防災行政無線や市のホームページのほか、携帯電話やスマートフォン等による防災メールでも情報を発信しており、登録を推進している状況でございます。

今後は、防災情報に限らず、市の情報発信としてどのようなものがよいのか、様々なツールが選択できるよう行政として調査研究のほうを重ねていく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） 全国のコミュニティ放送は、この4月に335局あるそうです。単純に都

道府県の数で割りますと、1県七つ。先ほど五つというお話がありましたけれども、ほとんどが民間の放送局でありますけれども、その立ち上げには行政も深く関わっているというのがほとんどであると聞き及んでおります。

放送エリアというものが地域に限定されるわけでありますので、災害時の対応あるいは正確な情報発信は当然でありますけれども、加えて、様々な地域の産業、行政情報、独自の地元情報に特化して、その目的は最終的には地域の活性化というところにつながっていくんだと思います。積極的な検討研究をお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

2項目の1であります。

廃プラの要望書に対する回答でありますけれども、若干の進展があったということでご説明いただきました。今後の対応についても、将来の見通しを含めて丁寧、迅速な回答、あるいは報告を行って、円滑な取組を進めていっていただきたいと思います。

この課題、問題については、3点目の質問、最後の質問と重複する部分もございますので、その中でお伺いしたいと思いますので、2番目の質問に移ります。

平成29年度、中国が廃プラを輸入停止したと、廃プラの料金がそれに伴って上昇しております。そのような状況下で、国内の受入れ業者からは、処理量の増加、あるいは先ほどありましたように、施設の老朽化という要因から、料金の値上げが示されております。

具体的に申し上げますと、令和元年に処理料金は1キロ当たり44円50銭でした。千葉県、それから全農系統、農協も含めてですが、それと市がおのおの10円程度を助成して、生産者の負担は14円50銭。これが昨年、令和2年には約2倍の89円60銭になっています。助成金は変わらない中で、生産者負担が令和元年は14円50銭であったものが、昨年令和2年には59円60銭になっております。4倍。

これは行政だけで対応できる問題ではありませんけれども、処理料金の増大が、適正な処理スキームというんでしょうか、そういう立てつけというのが崩れてしまうということにもなりかねません。

市としても、関係団体としっかり連携して農家負担の軽減を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 本市の基幹産業であります農業を担う農家の負担が増大していることは、対策が必要な課題であります。また、高騰している処理料金のほかにも、処理場までの

運搬費用がかかっているとお聞きしております。

今後、農家負担の軽減に向け、前向きに検討してまいります。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） ありがとうございます。

農業用の廃プラは産業廃棄物であります。一義的には、排出者の、農家ですけれども、責任において適正に処理をしなければならないと、これは法律で定められております。

農家個々の処理量というのは少量であります。10キロとか100キロとか、多くてもそういう単位になります。全体的なスキームがしっかりしていないと、適正な処理が滞ってしまうということになります。そのためにも、行政がしっかりと指導する、あるいは指示を出しながら、関係機関との関係を密にして対応をお願いするところです。

次に進みます。

3番目の最後の質問であります。

昨年の10月に要望書が出て、旭市、銚子市、匝瑳市の市長に出されておりますけれども、これについては最初にお答えいただきました。

東総地区のクリーンセンター広域ごみ処理施設というのは、今年始まったばかりです。実際に1年間稼働した後、何年か稼働した後で、将来の受入れ計画というものを見通していくということになると思います。

センターの処理量については、最初からオーバーフローしてしまうような計画は当然立っていないと思うんですね。私も東総広域市町村圏事務組合の廃棄物の処理及び清掃に関する条例というものを拝見しました。

廃棄物の処理に関して、この条例によりますと、一般的には一般廃棄物を処理するんですけれども、第6条に一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物が書かれております。つまり、農業用の廃プラがこれに当たります。

この処理が、一般の廃棄物の処理または組合の施設の機能に支障がない範囲において、環境大臣の定めた要件をまず満たしていること、それから議会の議決が必要ということになっております。

つまり、クリーンセンターの稼働状況によっては、条件が整えば、当然議会の議決が必要ですが、受入れは可能になってくると、そういう解釈でよろしいでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではご回答申し上げます。

島田議員のご理解でよろしいかと考えますが、ただこれ、併せ産廃という形での受入れになります。これは非常にデリケートな問題だと思います。ただ産業に関しては、農業だけではなく、銚子市でいえば水産業、そういった業種もございますので、農業だけというようなことに特化したものだけでできるのかどうか、そういった意味で慎重な議論というか協議検討が必要ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） この問題は、旭市だけの問題ではなくて、銚子市、匝瑳市共通の課題であろうかと思ひます。東総地域の農業分野、特に施設園芸にとっては、農業用ビニール、のほりもそうですけれども、必要不可欠な生産資材でもあります。

一方で、農業用廃プラスチックは産業廃棄物でありまして、適正な処理がされないと環境の負荷も大変大きいものになります。SDGsという、最近はそういう考え方も浸透してきてまして、再生処理をさらに加速推進させるということが求められております。

我々の旭市というのは、農業産出額が県下第1位、そういうものを標榜しているわけでありまして、環境にも配慮した農業の維持発展を推進していくことが必須だと、大きな課題だと思ひます。

そのためにも、引き続き県や関係団体と連携して、現場の動き、情報、そういうものも収集しながら、処理業者もございます、いい事例もあろうかと思ひます、そういう情報提供も行っただきたいと思ひます。

農家負担の軽減のため、廃プラの安定的な回収と処理体制を推進していただきたいと考えております。積極的な対応をぜひお願ひしながら質問を終わりたいと思ひますけれども、私の、最後に、7月の選挙期間中にも申し述べさせていただいたところですが、農業は旭市の基幹産業であります。

商業、水産業、建設業あるいは観光業、製造業、サービス業、みんなそうですけれども、地域の医療も含めて、一体となってバランスの取れた発展をしていくのができるのが旭市の最大の強みだと確信しております。

旭市は眠れる獅子だということ、象徴的にいつも私、言っております。眠れる獅子というのは必ず目覚める、そんな思ひを長年持ち続けております。

旭市が皆さんの、これは全ての皆さんの共通認識であろうかと思えますけれども、潜在力のあるまち、住みやすいまち、そして安全で安心できる、誰一人取り残さない、そんなまちでありますように、先ほど米本市長からもありましたスローガンでもありますチーム旭というものをよりどころにしながら、一方でしっかりと緊張感を持って議員活動を行うと、そういう決意の一端を申し述べさせていただき、私の一般質問を終了いたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（3番 井田 孝 登壇）

○3番（井田 孝） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、井田孝でございます。木内議長より発言の許可をいただきましたので、令和3年第3回定例議会にて一般質問をいたします。

大きい項目3点、計6点について質問いたします。

質問事項1、市内の通学路について質問いたします。

（1）6月に起きた八街市での交通事故後、市内全域の通学路について安全対策の見直しは行っているのでしょうか。

（2）歩道沿いにある民家の植木がせり出していて、通行の妨げになっている箇所も見受けられます。旭市が速やかにできる対応はないのでしょうか。

質問事項2、ごみの収集について質問いたします。

（1）ペットボトル、空きかん、段ボール等の収集日が毎週から隔週に変わった経緯を教えてください。

質問事項3、異常気象による集中豪雨対策について質問いたします。

（1）現時点で洪水、冠水等の起こり得る箇所を旭市として把握できているのでしょうか。

（2）海上、飯岡、干潟地区等、土砂災害のハザードマップの更新や住民への周知はできているのでしょうか。

1回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 教育総務課からは、大きな1の市内の通学路について、（1）

6月の八街市の交通事故後、市内全域の通学路の見直しは行っているかについてお答えをいたします。

現在、本市の通学路については、旭市通学路交通安全プログラムに基づき、15小学校を三つのグループに分け、重点校として毎年5校ずつ、旭警察署、千葉県海匠土木事務所、建設課、市民生活課、教育総務課及びPTA等の学校関係者が立ち会って行う合同点検を実施するとともに、重点校以外の10校においても各校で自主点検を実施しております。

今回、八街市の交通事故を受け、千葉県教育委員会からの小学校の通学路の緊急一斉点検の実施についてに基づき、今年度重点校ではなかった10校についても緊急に合同点検を実施し、合わせて185か所の点検を8月10日に終了したところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、大きな1番、市内の通学路について、（2）歩道沿い民家の植木が歩道にせり出していて、通行の妨げになっている場所もある。旭市が速やかにできる対策はないかと、大きな3番、異常気象による集中豪雨対策についてのうち（1）現時点で洪水等、冠水等の起こり得る箇所の把握はできているかについて回答申し上げます。

初めに、大きな1番の（2）歩道にせり出している、通行の妨げになっている植木の対策でございます。

市の対応といたしましては、当該箇所の土地の所有者を調査いたしまして、訪問や電話、郵便などにより伐採や枝払いをお願いしているところであります。また、日頃より広報紙やホームページにて、個人の所有地から道路、歩道への植木等の枝の張り出しなどがないように適正な管理をお願いしているところです。また、台風などで道路上に倒木等が発生した場合など、通行に支障を来す場合は、道路管理者として倒木等を撤去いたしております。

市道につきましては市役所建設課、国県道でございました場合は千葉県海匠土木事務所により対応しております。また、電線や電話線に接している樹木等の場合には、東京電力やN T Tにて伐採しているケースもございます。

続きまして、大きな3番、異常気象による集中豪雨対策についてのうち（1）現時点での洪水、冠水等の起こり得る箇所の把握はということでございまして、建設課におきましては各地域での冠水箇所について、洪水箇所はございませんが、集中豪雨時などで、市内各所で一時的な冠水箇所はございます。

この中でも主立った箇所で申しますと、旭地域で11か所、海上地域3か所、飯岡地域1か

所、干潟地域1か所と把握してございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） では私のほうからは、大きな2番、ごみの収集についての（1）収集日が毎週から隔週に変わった経緯ということでお答えしたいと思います。

令和3年4月から、ごみ処理広域化に伴い、これまでより収集したごみの搬入場所が遠くなったことにより、収集区域やごみの排出量に応じた収集回数の見直しを行いまして、東総地区広域市町村圏事務組合や銚子市、匝瑳市と協議の上、回収の作業効率を考慮しまして、現在の収集体制に変更をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、3の（2）のほうのハザードマップの更新や住民への周知はできているかというご質問に対しましてお答えさせていただきますが、先ほどの島田恒議員のご質問でお答えしたように、土砂災害については危険な市内104か所を県が土砂災害警戒区域に指定しておりますので、市ではその箇所のハザードマップを作成し、対象地区の世帯の各戸へ配布を行ったほか、市のホームページでの掲載、窓口での希望者への配布などを行っております。周知に努めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） それでは、質問事項1（1）について再質問いたします。

対策の必要な箇所のリストは上がっているということですが、その対策は進んでいるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 要対策箇所のリストは上がっているが、対策は進んでいるのかという再質問でございます。お答えします。

旭市通学路交通安全プログラムに基づき、平成30年度から令和2年度の3年間で全小学校の合同点検を実施した結果、道路の外側線や横断歩道の塗り直し、はみ出した樹木の伐採など対策が必要な箇所は279か所で、そのうち227か所については対策を終えております。

また、8月に実施しました緊急合同点検の結果、新たに確認した185か所の要対策箇所に

については、今後関係機関と連携して効果的な対策を講じていく予定でございます。よろしく  
お願いします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） それでは再々質問いたします。

市道と県道では管轄が違うと思いますが、県道への対応はどうしているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 県道についてはどのように対応するのかという再質問でござい  
ます。

最初の回答でお答えしましたとおり、旭市通学路交通安全プログラムで、県の関係機関と  
して千葉県海匠土木事務所及び旭警察署も立会いの下、合同点検を実施しております。点検  
の結果、県道の対策箇所につきましては県の関係機関へ対応の要望を行っているところでご  
ざいます。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） 了解いたしました。縦割りの行政ではなく、県とも協力して速やかに対  
応していただくことを要望いたします。

続きまして、質問事項1（2）についてですが、東京電力では地権者の了解を得てせり出  
した木を伐採しているということですが、旭市でも高齢化が進む中、自分で伐採できないと  
ころでは、今後地権者の了解を得て伐採するという対応ができないかということをお願いいた  
します。

続きまして、質問事項2（1）について再質問いたします。

コロナ禍により自宅で過ごす時間が増えてきており、家飲みや通販の利用も増えてきてお  
ります。隔週の収集では不便に感じている市民も多いのではないのでしょうか。

また、民間のスーパーでも処分できるそうですが、以前のように毎週に変えることはでき  
ないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

しばらくは現状のままで実施しまして、今後は収集状況やごみの発生量等を見ながら、ま  
た、市民の皆様の意見や要望などを伺いながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） それでは再々質問いたします。

一度ごみを出し忘れると、空きかん、ペットボトル等に関してですが、4週間分のごみがたまってしまうことになり、衛生的にもよくありません。

個人でも旧処理場へ持ち込むことはできるようですが、改めてその方法を教えてください。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

ある程度たまったごみは、旭中継施設、旧旭市クリーンセンターでございしますが、そちらへ搬入することができます。

ただし、どんな袋に入っても全て料金、手数料がかかりますので、市の指定袋は使わずに搬入していただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ありがとうございます。今までも広報等により周知はしていると思いますが、再度時期を見て周知していただければと思います。

続きまして、質問事項3（1）について再質問いたします。

冠水のおそれのある箇所は把握しているとのことですが、その対策はできているのでしょうか。島田議員の答弁と同じようになりますが、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、冠水箇所の対策は行っているのかというご質問でございます。

冠水箇所につきましては、個別に対応が必要な小規模なものにつきましては、その都度対応を行っております。

また、今後の対策といたしまして、冠水対策の基本設計を旭地域、海上地域において現在行ってきたところでございます。

基本設計業務といたしましては、令和2年度に実施したものでございまして、先ほどの回答と同様の内容となりますが、旭地域二、ハ地区、海上地域後草地区の2地区について、雨

水等の排水ルートとその能力について現状を把握しまして、問題点や解決方法について基本的な方策を調査検討したものでございます。

この内容を基にいたしまして、今後の具体的な対策について現在精査中でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） 今まで、今お聞きした冠水対策として、工事の実績はあるのでしょうか。

また、実績があった場合、7月に旭市でも起きたゲリラ豪雨による冠水被害がなかったかを併せて教えてください。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、対策の実施とゲリラ豪雨時の状況につきましてお答え申し上げます。

まず、冠水対策の工事实績につきましては、様々な地域で冠水対策を行っておりますが、近年では2地区で対策工事を行っております。

1か所目は蛇園南地区の流末排水整備で、平成21年度から事業を開始し、令和2年度に完了しております。これによりまして、蛇園南地区を流域とする地域の雨水排水の流末が確保され、上流の面整備と一体化して整備することによりまして、本事業の効果促進を行うものでございます。

令和2年度からは、上流の蛇園南地区の排水整備を進めております。これにより、既に完成した流末排水路への接続を推進し、地域の雨水排水が円滑となり、道路冠水被害が改善され、生活環境の向上を図るものでございます。

7月豪雨時の状況ですが、現在着手しました地域内の面整備を今後進めることで効果が促進されるものでありますが、既に完成、接続しています一部の場所では冠水が改善していると認識しております。

2か所目はイ地区の排水整備であります。平成28年度から事業を開始しまして、令和5年度の完了を目指しております。これにより、老朽化が著しく断面不足で越流していた排水路を整備し、当地区の冠水対策の効果を促進いたします。

こちらの7月豪雨時の状況ですが、排水路の整備は完成していない段階ではありますが、最下流部の工事が完了したことで上流域で冠水が解消されつつあると認識しており、今後完成時には相当の効果が見込まれると考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ありがとうございます。速やかに整備が完了することを願っております。

続きまして、質問事項3（2）について再質問いたします。

ハザードマップに危険箇所が追加された場合の措置はどうしているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） こちらも先ほど島田恒議員のご質問に回答したように、指定されている土砂災害警戒区域とは別の場所を県が調査を進めていることから、今後は土砂災害警戒区域がさらに増えることも予想され、新たに指定を受けた際には速やかな公表とハザードマップの更新を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ありがとうございます。土砂災害に関しては、人命に直結するものなので、今後とも速やかな対応をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

#### ◇ 片 桐 文 夫

○議長（木内欽市） 続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（5番 片桐文夫 登壇）

○5番（片桐文夫） 議席番号5番、片桐文夫です。木内議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、7月の市長選挙では、新人4名の選挙戦を勝ち抜き米本市長が誕生しましたこと、お祝い申し上げます。市長には、大切な市民のために政治手腕を遺憾なく発揮していただきますよう期待しております。旭市の発展のために、是々非々で前向きな議論を行ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本市においては、新型コロナワクチン接種が順調に進んでおります。職員の皆様に

は、ご苦労多いことと思います。感謝を申し上げます。

ワクチン接種の効果に期待が膨らむところですが、デルタ株と言われる変異型の感染力は予想をはるかに上回り、爆発的に広がり、医療崩壊が危惧されています。小・中学校も新学期が始まり、さらなる感染拡大を心配する声もよく聞かれます。

そこで1点目、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

昨今、爆発的な感染拡大により、入院したくても入院できず、不安の中やむなく自宅療養したという報道をよく目にします。旭市の実態はどうなのでしょう。現在の感染者数の入院中の人数、自宅療養中的人数、ホテル療養の人数、入院・ホテル療養に向けて調整中的人数、施設内療養の人数、回復された人数を伺います。

次に2点目、本市の基幹産業、農業について質問します。

農業用ハウス残渣の処理については、焼却が禁止ということで、農家の皆様が大変頭を悩ませているという状況があります。

平成31年4月には、ちばみどり農協より野焼き禁止の例外として認めてもらえるよう、要望書が提出されたと聞いています。

令和元年6月議会でも、一般質問で同様の質問があり、当時の市長から前向きな答弁をいただいたようです。その後、この問題はどうなっているのか。農協からの要望についての回答はどうなっているのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。再質問以降は質問席で行います。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうからは、1の新型コロナウイルス感染症対策についてということで、現在の感染者の状況ということで、療養の内訳についてお答えします。

旭市の感染者数は、9月2日現在で443人です。感染者の療養の内訳といたしましては、入院中が2人、自宅療養が29人、ホテル療養が5人、入院・ホテル療養調整中が40人、退院などが367人となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは私のほうからは、大きな2番、旭市の基幹産業について、その（1）農業用ハウス残渣の焼却処理についてお答えします。

まず、野焼き行為は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2によって禁止されております。

議員のご質問にあった要望書を受けまして、野菜の残渣等の焼却が野焼きの例外に当たるかどうかについて、内部で協議をいたしました。その結果、市の方針としましては、野菜の残渣等の焼却は焼却禁止の例外には当たらず、市の条例で例外の規定を設けることも難しいということで、その旨、要望者でありますちばみどり農業協同組合のほうへお伝えさせていただきました。その後、この方針に関しましては変更はございません。

なお、残渣に混入しているプラスチックやビニール類を取り除いていただければ、東総地区クリーンセンターへ事業系一般廃棄物として持ち込み、処分することができますので、適正な処理にご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） コロナウイルス感染症について再質問をいたします。

感染者の療養内訳について、先ほど答弁いただいた人数なんですけれども、隣の匝瑳市ではホームページで公表しているということなんです、旭市として公表できないのか。

また、基本的には、入院の調整や医療提供体制の整備というのは保健所、県の仕事になると思いますが、市ができることとはどういったことなんでしょうか。

例えば、自宅療養の方の支援など、できるのでしょうか。そのためには、自宅療養の方の情報を共有する必要がありますが、協議が進んでいるのでしょうか、伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ご質問にお答えします。

感染者の療養内訳の公表につきましては、今後県内の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

また、自宅療養者の情報共有については、65歳以上の自宅療養者につきましては、海匠保健所が本人、家族の同意を得て高齢者福祉課と情報共有をしまして、ケアマネジャーや地域包括支援センター、訪問介護事業所等で健康観察や必要な支援を行っております。

64歳以下の自宅療養者の情報共有は、現在海匠保健所から協議依頼があり、今後協議を行っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） ぜひとも、市として自宅療養する方の負担が少しでも和らぐような取組を進めていただきたいと思います。また、ホームページですか、極力早めに開設できるようにお願いしたいと思います。

次に、旭市には地方独立行政法人が設置、運営する国保旭中央病院があるわけですが、中央病院の病床の使用率はどのような状況でしょうか。

また、コロナで緊急搬送を要請された場合に、旭中央病院が満床で受入れができないといったときは、どの辺りの病院を探すということになるのでしょうか、伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 病床の稼働率につきましては、9月3日現在、県全体で確保病床数は1,429床でございます。病床稼働率は71.6%であります。

各病院の稼働率については、県において非公表とされておりますので、旭中央病院の病床の稼働率については把握をしておりません。

また、入院の調整は保健所のほうで行っておりますので、市では把握しておりません。

以上になります。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） すみません。

市では把握していないということなんですが、近くにある中央病院に市民の方は行くと思っっているんですけども、そういったあれでも、市では把握はできないんですか。

それとあと、血中酸素飽和度を図るパルスオキシメーターについて伺います。

血中酸素飽和度は、93%を下回ると呼吸困難を起こし、危険な状態になると言われています。自宅療養者のためにも、測定できるように本市でも用意できないのか。また、所有しているなら何台あるのか伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） パルスオキシメーターについては、市で5台所有しておりますが、ワクチン接種会場で体調不良者が出た場合について、使用を5台しております。

自宅療養者のパルスオキシメーターについては、海匝保健所が貸出ししているということ

でありますので、現段階について貸出しについては考えておりません。

以上になります。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） 分かりました。これからも、市として自宅療養の方の負担が和らぐ取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、旭市の基幹産業、農業について再質問します。

残渣は、ビニールを取り除いていただければ東総地区クリーンセンター事業系一般廃棄物として持込みができるということですが、旧の旭市クリーンセンターでは、残渣を搬入する農業者に対してその都度搬入量や搬入台数を聞き取りしていたと聞いていますが、東総地区クリーンセンターでは同様の取扱いをするのか、また、1日の搬入量がもし分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

搬入の際には、当然車の荷台の量は確認しておりますが、今まで残系、いわゆる野菜残渣が大量に搬入されたことはないとのことで、改めて聞き取りをすることはなかったと聞いております。

しかし、農家の方が一度にたくさんの量の野菜残渣等を持ってくる場合には、ごみの投入ピットの容量もございますので、搬入量、搬入台数を確認し、制限をかけることはあるかもしれないということでした。

それとあと、すみません、1日の搬入量でございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、ここでは今回答できません。ご容赦願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） それでは、搬入量なんですけれども、少しの、一軒一軒ですか、まとまった量じゃなく、一軒一軒の農家が持ってくる分には全然問題ないという考えでよろしいんですかね。

それと、内部で協議して、野焼きの例外に当たらないという結果を農協に伝えたのですが、令和元年6月議会で、当時の市長、担当課長から、県と相談をしながら今後対策を検討したいという答弁がありました。その後、2年がたっておりますが、県と相談、打合せ

は行ったのか伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

まず、最初の農家の方が一軒一軒持ってくるのはよいのかとのご質問でございますが、それにつきましては、各農家個人単位で搬入してもらって構いません。残系等の野菜残渣に関しましては、一般廃棄物となりますので……。

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） 失礼しました。

量に関しましては、1日当たりで、例えば午前中2台、午後2台というような、そういった制限はかかると思いますが、基本的に量の制限というのは、1日の搬入量を除いては特にないと思います。

例えば、1週間続けて搬入してもらおうということになると思いますが、とにかく一度に例えば2トンダンプで10台、20台というふうには運ばれた場合にはちょっと困るなということがございます。

それと、あともう一つでございますが、その後の県との打合せとのご質問だと思います。

その件につきましては、随時県のほうには問合せ、相談をしているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） 分かりました。

それでは最後に、基幹産業を支える農水産課として、残渣の処分についてほかの対策、方法があるのか伺いたと思います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 残渣処理についての方法ということで、お答えさせていただきます。

方法としまして、焼却以外の処理方法でございますが、堆肥場において家畜のふん尿と混ぜ堆肥化し、活用する方法がございます。他県においても、堆肥化を行っている事例が紹介されております。

現状では、つるなどの残渣処理に誘因で使ったひもの分別が必要になることから、時間と

労働力がかかりますが、堆肥化やすき込みにより残渣を再利用することで経費削減にもつながり、また、焼却によらない処理においてCO<sub>2</sub>の削減にも効果があると考えます。

さらに、細断機による処理では、現地で残渣を細断して土壌の分解を促進する添加剤を加え、すき込むという方法もあるようです。

その他、先進的な技術といたしまして、野菜残渣等を燃やし温風暖房機としても利用できる装置や、残渣を粉砕し脱水機にかけ、脱水した後の残渣物は堆肥として活用できるなどの方法も開発されているようでございます。

市としましても、引き続き関係機関と連携し、効率的な処理につながる事例などの情報収集に努め、生産性や経費抑制につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

片桐文夫議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時59分

## 令和3年旭市議会第3回定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和3年9月7日（火曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（18名）

1番	崎山華英	2番	永井孝佳
3番	井田孝	4番	島田恒
5番	片桐文夫	6番	平山清海
7番	遠藤保明	8番	林晴道
9番	宮内保	11番	飯嶋正利
12番	宮澤芳雄	13番	伊藤保
14番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹

---

#### 欠席議員（1名）

10番	高木寛
-----	-----

---

#### 説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
行政改革 推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成

税務課長	伊藤義一	市民生活課長	八木幹夫
健康づくり課長	齊藤孝一	社会福祉課長	椎名隆
子育て支援課長	多田英子	商工観光課長	加瀬博久
農水産課長	多田一徳	建設課長	浪川正彦
都市整備課長	栗田茂	上下水道課長	宮負亨
教育総務課長	杉本芳正		

---

**事務局職員出席者**

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

---

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは、質問席でお願いいたします。

---

◇ 伊 藤 保

○議長（木内欽市） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤 保 登壇）

○13番（伊藤 保） おはようございます。議員番号13番、公明党、伊藤保。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

質問に入る前に、米本市長におかれましては、初当選おめでとうございます。明智前市長の後、市政を継承し、東総の中核都市、旭市をさらに発展させるべく、手腕を発揮して市政を牽引されることを望んでおります。

また、市議会議員補欠選挙に当選されました4名の皆様、ご当選おめでとうございます。昨日の堂々たる一般質問と内容に負けてはいられないという思いで頑張っております。

この旭市が未来に向けて発展し続け、市民生活を守り、安心・安全に暮らせるまちにしていきたい。このように願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速、質問に入ります。

6月度の一般質問で、要保護児童・準要保護児童について質問をしたところですが、塾な

どに通うための援助は残念ながらないということでした。そこで調べると、こども未来応援事業という内容があり、貧困の連鎖を断ち切るために行っている自治体の制度がありますので伺います。

1 項目め、こども未来応援事業について。

1 点目に、旭市は、この事業を行っているのか伺います。

2 点目に、この事業は補助事業としてありますが、あるとすればどのような制限があるのか伺います。

2 項目め、新生児聴覚スクリーニング検査について。

この検査については、日本耳鼻咽喉科学会及び日本産婦人科学会では、マニュアルを作成し、その内容によりますと、国内では新生児聴覚スクリーニングで難聴が疑われ、全国の精密聴力検査施設を受診する赤ちゃんは、1 年間に約4,000人、国内出産数の0.4%おります。このうち、約1,000人に両耳難聴が発見されます。また、ほぼ同じ人数の赤ちゃんが片耳難聴と診断されます。両耳難聴の赤ちゃんでは、早く発見して補聴器を装用し、聞く力や話す力をつける練習ができると、それだけコミュニケーション能力を高く発揮することができますと検査を呼びかけております。

また、国では、平成28年に新生児聴覚検査の体制整備事業を創設し、都道府県を通じて市町村に、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いすると通達が出されました。平成28年度の実施状況について報告がなされました。旭市では、人数は少ないかもしれませんが、新生児聴覚障害赤ちゃんは何人いるのか。また、検査の実施可能な医療機関が何施設あるのか伺います。

3 項目め、飯岡刑部岬展望館は、旭市の観光スポットですが、この9月から令和4年2月28日まで改装のため利用できませんが、改装後は旭市に移譲され、管理運営を行うと思いますが、1 点目、移譲された場合の今後の計画について伺います。

2 点目、自然環境の教育関係の補助金を使用しているような話を伺っておりますが、用途について使用制限があるのか伺います。

4 項目め、市長が公約で持続可能な地域づくりとしてSDGsについて、総合戦略に具体的に絞り込むなどして取り組んでまいりますとあります。

そこで、1 点、行政のSDGsについて、私は、ある意味で総合戦略そのものが行政のSDGsと考えておりますが、どのような計画をお考えなのか伺います。

以上で、1 回目の質問を終わります。再質問は質問席で行いますので、分かりやすいご答

弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） おはようございます。

私からは、4、行政のSDG sについて、（1）旭市の行政としての取組についてお答えいたします。

持続可能な開発目標、いわゆるSDG sについては、2015年に国連サミットで採択されて以来、世界中でSDG sに基づいた活動が行われ、国内でも様々な取組がされているところでもあります。また、私がまちづくりの基本方針として訴えてきた「豊かな旭を次世代につなげていく」についても、このSDG sを意識したものであります。

市の最上位計画である旭市総合戦略において、SDG sについて直接的な記載こそありませんが、持続可能なまちづくりを推進するための基本施策などを掲げており、SDG sにおける国際目標と基本的に異なることはありません。

これからの国際社会を見据えた中で、本市でも、より一層SDG sを意識したまちづくりを推進する必要があると考えております。

具体的な市政への反映方針などについては、今後も検討や精査を重ね、よりよいまちづくりにつなげていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（木内欽市） 続いて、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 1、こども未来応援事業について、旭市でこの事業は行っているのかについてお答えいたします。

本市において、ご質問の事業の名称を使った事業は実施しておりません。

全国では、自主財源や内閣府所管の地域子供の未来応援交付金を活用し、子ども、未来などを事業名に掲げて、子どもの貧困対策の推進に関する事業を実施している自治体もあるようでございます。

次に、（2）補助金・交付金につきまして、この事業について制限はあるのかのご質問にお答えいたします。

国の地域子供未来交付金を活用した事業内容で申し上げますと、対象は大きく二つに分かれております。

一つ目は、地方自治体が実施する貧困の状況にある子ども等の実態調査と支援を行う団体の状況把握及び支援体制の整備計画の策定に係る費用に対する補助となります。補助対象事業費の上限は300万円で、補助率は事業費の2分の1です。実施調査だけでも活用は可能ですが、基本的には、各自治体が「子どもの貧困対策の推進に定める法律第9条に定める計画」を策定する目的での活用が求められております。

二つ目は、子ども等支援事業に対する補助金で、子どもたちの支援を結びつける事業で、子ども食堂等の居場所づくり事業やコーディネーターの配置等でございます。また、連携体制の整備といたしまして、自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業、NPO等の民間団体との連携事業となっております。補助対象事業費の上限は1,500万円で、補助率は事業費の2分の1です。

地域における総合的な支援体制の確立を目的に、原則、単年での活用が基本とされておりましたが、短期間で定着が難しいため、令和元年度からは当面2年間の交付金活用が認められるようになりました。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうから、2、新生児聴覚スクリーニング検査について、難聴の赤ちゃんはどのくらいいるのか、適用する医療機関等についてお答えいたします。

新生児聴覚スクリーニング検査は、主に出生した産科でおおむね3日以内に行われることが多い検査です。市内では、産科は旭中央病院1か所だけですが、近隣市町村の産科医院は全て検査を行うことができます。

検査の結果なんですけれども、令和元年度に3名、令和2年度に1名、令和3年度は、これまでに1名が再検査という結果になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからは、3項目め、飯岡刑部岬展望館「光と風」についてのご質問でございます。

まず1点目が、展望館の今後の計画についてということで、移譲後の展望館の使い方につきましてご説明をしたいと思います。

本年、第2回定例会の政務報告にありましたように、飯岡刑部岬展望館は、令和4年4月、旭市への移譲を前提に、県と市で必要な手続きを進めております。現在、市が要望いたしま

した施設の改修工事が行われており、来年の2月末まで一時休館となっております。

今後は、施設の設置及び管理に関する条例などの制定に向けて準備を進めてまいります。

展望館を含む上永井公園は、自然公園施設として整備されたものでございますが、市の代表的な観光スポットでもあります。市といたしましては、県に対し、展望館において観光目的で来訪された方が楽しめるような展示や飲食、物販などを行いたい旨を要望し、了解を得ている状況です。

今後、具体的に何ができるか市内部で検討してまいりたいと思います。

続きまして、(2)でございます。使用制限についてということで、環境施設の補助金で建てられたと思うが、用途に使用制限はあるのかというご質問でございました。

では、回答申し上げます。

飯岡刑部岬展望館の使用につきましては、現在、県の設置管理条例などで定められております。移譲後は、新たに市で設置管理条例などを制定する中で、市内外から訪れる多くの方々に4階展望台はもとより、1階多目的室や2階パノラマ展示館なども積極的に使用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 再質問をいたします。

まず、こども未来応援事業についてですが、旭市ではやっていないというお話でございました。詳しい内容も聞きましたので、確かにNPO、または民間団体、あるいはボランティア団体が子ども食堂、あるいは学習支援を行う団体に対して補助金を交付するとあります。

しかし、北海道北広島市は、2020年から生活が困難な世帯の中学生が通う学習塾や習い事に要する費用の一部を助成するこども未来応援事業をスタート、対象の習い事の範囲は、塾、通信教育、家庭教師、ダンス、そろばん、英会話、音楽、球技、書道、武道、陸上競技、水泳などであるというふうに書いてあります。習い事の月謝の上限、これは5,000円を助成し、現在で69人の中学生が利用してありますとありました。恐らくは要保護児童・準要保護児童の児童・生徒に対して、北広島市が独自で行っているんだろうと思います。人口規模5万9,000人、財政規模もあまり旭市と変わっていないのですけれども、財調が5億8,000万円ぐらいしかないんですね。旭市とここが大きく違うところでございますが、そこで、多子世帯の児童・生徒は、この事業対象というのには入るのでしょうか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 北広島市の事業の内容でお答えするということでしょうか。

多くの子ども未来応援事業を実施されている市町村におきましては、多子世帯も含まれていると思われまます。一部の自治体で先進的に実施している事例では、貧困世帯の子どもを対象としておりまして、これまでの制度等に各自治体が上乗せや独自で実施している事業もあるようですが、本市におきまして多子世帯の支援事業といたしまして、ちょっとご紹介させていただきますと、出産祝い金等の支給事業では、第2子出産時10万円、第3子以降20万円の祝い金を支給しております。また、第2子の保育料の2分の1の減額、また第3子以降保育料の無料化といたしまして、国は在園児から第3子を数えますが、旭市は独自で18歳年度末から第1子を数えまして、無料化の条件を広げております。また、副食費の免除といたしまして、年収360万円未満相当及び第3子に対しまして該当する場合、免除しております。これら様々な事業を実施いたしまして、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 今の内容は、もう既に旭市で行っていると、この国の補助制度も一部活用されているというお話でございます。そういった多子世帯の生徒は、この対象になるかっていうと、ならないというふうに考えていいんですか。それとも、なるんでしょうか。該当するというところでよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 多子世帯も該当すると考えております。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 次の再質問の補助金交付金についてですけれども、この事業、補助事業とありますが、補助金交付金は縛り、いわゆる対象が決まっているのではないかと思います。そこで支給対象の制限というのはあるのでしょうか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 支給対象の制限につきましては、すみません、今のところ確認のほうはちょっとできておりませんので、今の時点ではないかと考えております。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） では、次の再々質問にいけますけれども、先ほど北広島市の例を出しましたけれども、国連がSDGs 17の持続可能な2030年を目標として掲げた一つ、貧困の連鎖を断ち切るということで、国の施策として打ち出していますが、千葉県では福祉政策が全体的に遅れております。北広島市は、市が一つの方向性を示して、中学生を対象に上限を設けて始めたのではないかと思います。旭市として、この事業について、今後の計画について伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、旭市では、子どもや家庭が支援を必要としている状況に応じて、関係各課及び関係団体等との連携を図り、様々な支援関連事業を実施しております。

今のところ、地域子供の未来交付金を活用した事業等の実施計画もございませんけれども、今後、市町村の先進事例等を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 先進事例って言いましても、全国の先進事例ということになると思いますけれども、千葉県ではまだ3事例かな、4事例しかないんですね。ですから、これはぜひ庁内で検討していただいて、やはり中学生を中心とした塾に行けない子どもたちをどういうふうにしていくのか、これを考えていただきたいと、このように思いまして、次の2項目めの新生児聴覚スクリーニングの再質問を行います。

全国の自治体の中でも新生児の難聴の検査受診が少ないと聞いておりますけれども、検査受診の有無はどのように確認しているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、検査の有無を確認しているかという質問にお答えします。

新生児聴覚スクリーニング検査の結果を赤ちゃん訪問時に保健師、助産婦が母子手帳を見て検査結果を確認しております。それにより、検査の有無を確認しております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 旭市は、この新生児聴覚スクリーニングの部分では、早いほうなんです。全国でも、まだこの検査というのは非常にできていないというのが実情のようです。

ご両親がいるので、両親の意思に任さなければならないと思いますが、検査受診をしていない赤ちゃんに対しての対策はしているのでしょうか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 検査が未受診のお子様に対しては、その後の乳幼児期の健康診査時に子どもの反応の観察や言葉の出方等、発達から聴覚の確認をするように努めております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） そうすると、だいたいご両親は納得して、あるいは、これから補聴器なり何なりを使うというふうな話でしょうと思いますけれども、この検査費用について公費負担をしているのか、また、もしも難聴の場合、補聴器装用となった場合に、補助などはあるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 令和3年度より、県内の医療機関で使える母子手帳の別冊（医療・健診補助券つづり）に、生後50日以内の乳幼児が利用できる新生児聴覚検査受診票を追加しております。

里帰り等により県外で出産・検査された場合には、償還払いで助成します。この検査の助成金は3,000円です。補聴器等の助成金については、現在のところございません。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 補聴器等の補助はないということで理解しました。

次に、3項目めの飯岡刑部岬展望館「光と風」について再質問いたします。

展望館は、潮風が非常に強く、維持管理に費用がかかると思われますので、現在の県が支払っている年間の維持管理費はどのぐらいか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、展望館の年間の維持管理費というお話でございます。

現在、県は、平成29年度から令和3年度まで5年間の指定管理によります管理を行っております。指定管理料は5年間で約3,800万円、1年間で換算しますと760万円ほどになると伺っております。ここには管理人の人件費、それと設備の保守点検にかかる委託料などが含まれております。また、施設の修繕が必要となれば、その都度費用が発生することとなりますので、それらを含めると年間800万円から1,000万円程度の経費が必要と考えられます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 先ほど指定管理と言われてましたけれども、旭市に譲渡された場合、譲渡後の管理運営方法、これはどのようになるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、移譲後の管理運営方法についてというご質問でございました。

令和4年4月に移譲後、直ちに指定管理者に任せるとするのは、制度の手続き上時間を要しますので、しばらくは市が管理運営をしていく予定でおります。これにつきましても、今後、具体的にどのように進めていくか、指定管理者も含めて市内で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 年間に28万人以上、ここは訪れております。刑部岬展望館ですので、旭市にとってはかけがえのない観光スポットです。観光目的に来訪された方や地元の方々が訪れてよかったと言えるようにしてもらいたいと思います。

先ほど、展示場として、また飲食、それから物品販売などを考えているとの答弁がありましたが、以前、物品販売を1階の多目的研修室ですか、そこで行ったときに、旭駅の三川屋の売店での売上げよりも2倍以上の売上げがあったと聞いております。ですので、ぜひそういったことで、これ売上げも維持管理費に多少なりとも回せたらと思いますので、ある程度柔軟な対応ができるようお願いしたいと思います。

次の市政のSDGsについてですけれども、今、市長よりご答弁をいただきました。ぜひ

とも、旭市が未来に向けて発展していくよう努力を重ねてもらいまして、市民生活を守り、安心・安全に住めるまちづくりをしていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 先ほど、補聴器等の関係で、補助金がないとお答えしましたが、社会福祉課のほうの身体障害者のほうの関係で、補聴器の補助がございました。すみません、訂正させていただきます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

伊藤保議員は自席へお戻りください。

#### ◇ 飯 嶋 正 利

○議長（木内欽市） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（11番 飯嶋正利 登壇）

○11番（飯嶋正利） おはようございます。

まず最初に、7月の市長選、米本市長、大変おめでとうございます。大勝のうちに市長選が終わり、その類いまれなる手腕、今度は旭市発展のために振るっていただきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

また、補欠選挙の4人の新人議員の皆さん、肩ひじを張らずに、この雰囲気、早めに慣れていただけるとありがたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

秋雨前線が急に雨をもたらしてまして、一気に秋めいてまいりました。農家のほうは、この収穫の秋真っ最中でございます。今年度に関しては、収穫、価格とも約前年の7割程度になるのではないかなというふうな話でございます。農業が持つ、水田が持つ、この保水力、環境等も含めて、今後、米価のほうを決定されるよう農水とも協議いただきながら、米価のほうが決まるように願っております。

それでは、一般質問に入ります。

1点目、市長の政治姿勢についてということで、（1）今回の市長選でチーム旭でまちづくりということを公約に、市長、やっまいりました。このチーム旭、具体的なものをお知らせいただければありがたいなというふうに考えております。

（2）今後、今後の事業等を公募の事業として予定することはあるのかというふうにお聞

きしたいと思います。

大きな2番としまして、生活道路について、この話題も市長選の一つの話題になっておりました。

(1) 1市3町の市道の舗装率、また、市道の認定条件についてお知らせいただきたいと思えます。

(2) 私の認識では、4メートル以下の道路は修繕はするが改良はしないという認識で今までおるんですが、その認識でよろしいのでしょうか。ご教示いただきたいなというふうに考えております。

(3) 例外があるとすれば、どのような場合かというふうにお聞きしたいと思います。

大きな3番、新型コロナワクチンについて、64歳以下の予防接種の予約状況についてお聞かせいただきたいと思えます。

(2) 15歳以下の接種についてお聞かせいただきたいと思えます。

大きな4番、都市計画税について、都市計画税についての市長の認識をお伺いいたします。

2番、都市計画税納税者の中でサービスを受けられない地域の住民に対してどのように考えるのか、これも市長のほうにお聞きしたいなというふうに考えております。

3番目、受益者負担では基本的にはないのかなと、この受益者、大きく分けてどこまでが受益者と言えるのかお聞きしたいと思えます。

4番目、今回、この都市計画税、市長選の話題にもなっておりました。私の認識では、課税地域以外の方からも不公平であるという意見がありました。これについてお聞かせいただきたいなというふうに思えます。

再質問は質問席で行います。簡潔明瞭な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、1の（1）、（2）、4の（1）、（2）にお答えいたします。

初めに、1、市長の政治姿勢について、（1）チーム旭でまちづくりとはにお答えいたします。

チーム旭でまちづくりについては、私のトップダウンでまちづくりを進めるのではなく、市民の皆様をはじめ、市議会や行政委員会、審議会などと連携し、市が一丸となって進める

まちづくりをイメージしております。このため、実際に一つの政策グループなどを形成するわけではなく、幅広い分野から意見を取り入れ、市政に反映したいと考えております。

今後の方針としては、市長との対話集会の開催や企業と連携した課題解決、市民からの相談機能の強化などを実施することにより、市内から様々な意見を取り入れ、まちづくりに反映できればと考えております。

いずれにしましても、まだ着手間もない政策方針のため、未確定な部分もあります。今後も検討を重ね、精度を高めていきたいと考えておりますので、よりよいまちづくりを推進するため、改めて皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、(2) 今後の事業等を公募する予定はにお答えいたします。

先ほど、チーム旭でまちづくりのイメージは伝えさせていただきましたが、あくまでも今後、市民との対話や関連団体との協議などを通じて、様々な意見を取り入れてまちづくりに反映させたいという構想なので、市が実施する事業について、現段階では公募するということは想定しておりません。

また、対話や協議を重ねる中で、市民が強く望む事業、市や市民にとって必要とされる有益な事業などについては、事業化を検討していくようなケースが出てくる可能性もあるかと思えます。

繰り返しになりますが、まだ着手間もない政策方針のため、今後も検討を重ねていく必要があると考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、4、都市計画税について、(1) 都市計画税についての市長の認識についてお答えいたします。

都市計画税は、市が行う都市計画事業、施設の整備等に要する費用に充てるための目的税であります。旧旭市において、昭和30年10月に都市計画決定し、昭和31年度から課税を開始しており、地方税法及び旭市都市計画税条例の規定に基づき、都市計画区域（旭地域）のうち、農用地区域を除いた区域に所在する土地及び家屋に対して課税しております。

現在、都市計画事業で実施中の事業はございませんが、過去に整備した施設の償還金等に充当している貴重な財源であります。なお、最終の償還完了予定は、令和27年度となっております。

これまで、都市計画事業や都市計画での土地利用規制等により、計画的なまちづくりにより、利便性の向上と地域の発展に寄与してまいりました。

現在、都市計画区域の見直しを進めており、併せて都市計画税の見直しについても進めて

いきたいと考えております。

続いて、(2) 都市計画税納税者の中でサービスを受けられてない地域の住民に対してどのように考えるかについてお答えいたします。

税については、法律等に基づいて課税をしています。下水道事業についても、都市計画法に基づいて行われる適正な事業であると考えています。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、建設課からは、大きな2番、生活道路について、(1) から(3) までを続けて回答させていただきます。

初めに、(1) の市道の舗装率及び認定条件についてということで回答させていただきます。

市道の舗装率につきましては、市道全体で70.83%でございます。内訳は1級市道が99.32%、2級市道が99.38%、その他市道が63.37%となっております。

各地域ごとの舗装率につきましては、1級・2級市道につきましては、各地域をまたがる路線がございますので、地域ごとの舗装率としてはお示しできませんが、先ほど申し上げましたとおり、99%を超えております。その他市道につきましては、全体の舗装率が63.37%で、地域別では、旭地域が75.39%、海上地域が44.26%、飯岡地域が67.29%、干潟地域が54.61%となっております。

続きまして、市道の認定の条件、要件でございますが、主なものについて申し上げます。

初めに、起点と終点が、市道、県道または国道のいずれかに連絡する道路であること、もう一つが、幅員は、原則として4メートル以上であること、三つ目として、側溝が敷設、設置できる状態にあること、などが主な要件であります。

続きまして、(2) の質問でございます。4メートル以下の道路は修繕はするが改良はしない認識でよいのかというご質問でございます。

初めに、修繕につきましては、4メートル未満のままで実施しております。

修繕内容といたしましては、未舗装市道の場合は、碎石の敷きならし及び整地、舗装市道の場合は、既存舗装の打ち替え、これは舗装のやり直しでございます、及び合材での補修などを行っております。

続きまして、道路改良につきましては、内容といたしましては、路面の舗装に加えまして、必要な道路幅員の確保、排水側溝の整備などが主な目的でございます。

このため、4メートル未満の幅員のままでの道路改良は、基本的には実施しておりませんが、4メートル未満の市道につきましても、道路幅員の拡幅を前提といたしまして道路改良は従前より実施しておるところでございます。

続きまして、3番目の質問でございまして、例外があるならどのような場合かという質問でございまして。

道路幅員が4メートル未満の市道の道路改良につきまして、例外として実施しているということではございませんで、道路幅員が4メートル未満、4メートル以上であるかにかかわらず、4メートル以上への拡幅を前提とした改良工事については、あくまで地区からの要望や交通量、危険度、緊急性などを総合的に検討いたしまして、道路改良の計画路線として整備を進めているものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私からは、3、新型コロナワクチンについての64歳以下の接種予約状況についてお答えします。

16歳から64歳の方につきましては、7月1日に対象者3万5,736人に接種券を送付し、申込みを受け付けております。

9月2日現在の申込み数は2万3,374人で、65.4%となっております。内訳といたしましては、基礎疾患を有する方が3,676人、60歳以上65歳未満の方が3,342人、16歳以上60歳未満の方が1万6,356人です。

続きまして、(2)の15歳以下の接種についてです。

15歳以下の接種につきましては、8月13日に1,897人に接種券を発送いたしました。ファイザー社製のワクチンは、12歳以上の方が対象ですので、これから12歳になる方には随時接種券を発送していく予定です。

9月2日現在の申込み数は、1,194人で62.9%となっております。

接種体制につきましては、旭中央病院内特設会場での集団接種を中心に考えております。個別接種につきましては、現在、各医療機関と調整中でございます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから、大きな4番、(3)と(4)についてお答えさせていただきます。

大きな4の(3)でございますが、なぜ受益者負担ではないのか、こちら、都市計画税について受益者負担はどこまでかというご質問でございました。

都市計画税は、地方税法及び旭市都市計画税条例に基づきまして、農振農用地を除く都市計画区域全域に課税されておるものでございます。

現在、都市計画税は、過去に整備した施設でございますが、下水道、道路、公園等がございます。それら施設の償還金等に充当してございます。そのようなことから、都市計画区域全体を税の受益者、全体にいるものを税の受益者とするものでございます。

続きまして、大きな4の(4)課税区域外の方からも不公平感があるかということでございます。こちらにつきましては、課税に見合う事業を実施しておらず、課税区域からも不公平ではないかという意見があるとのことだと思われま。

事業につきましては、都市計画法に基づきまして、手続きを経て計画・実施しているものでございます。課税につきましても、地方税法及び都市計画税条例に基づきまして課税をしておりますので、いずれも適正なものであると考えております。

以上です。

○議長(木内欽市) 都市整備課長。

○都市整備課長(栗田 茂) 私のほうからは、ただいま都市計画の見直しに関する答弁がございましたので、市内全域を都市計画区域にするための見直しにかかる期間について、回答させていただきます。

この件につきましては、以前も答弁させていただきましたが、現在準備を進めておりました、区域拡大の方向性が定まった時点から4年から5年程度の期間が必要であると考えております。

具体的には、都市計画区域変更の原案作成や建築確認の際必要となる道路・家屋等に関する調査、また都市計画区域の拡大につきましては県の決定案件となるため、国や県の関係部局との協議等、一般的に見込まれる事務手続きで3年から4年を見込んでおり、また新たな都市施設や用途地域の検討等も含めた場合、さらに1年から2年程度を要するものと想定しております。

なお、今年度は、都市計画見直し業務に係る費用の試算及び予算要求、庁内関係部局との協議を行うとともに、都市計画区域見直しの決定権者である千葉県への事前相談を進めております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、飯嶋正利議員の一般質問を行います。

飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 1番、政治姿勢についてということで、これについては、市長のほうから丁寧な答弁がございました。幅広い分野から、いろいろな人材、集めていただいて、その中で市政の方向を決めていっていただければいいのかなというふうに私は考えます。

よろしく願いいたします。

（2）番、今後の事業の公募ということが予定にあるのかということでございますが、この事業をするに当たって、市の方で、その優先順位というか、どのやつをどういうふうに順番で持っていくのか、それについてどのような内部での決定があるのか、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、私のほうから回答させていただきます。

事業を展開するに当たって優先順位はというお尋ねでございます。

これは、まさしく市長が先ほど答弁しておりますが、まず何もかもなく、市民の声、そういったものを一番大事に優先すべきだと思ひまして、そこら辺は、組織内には庁議という組織がございまして、そこら辺で十分いろいろな方面から、いろいろなメリット・デメリットありますので、十分精査した上で決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 副市長から、今、そのようなお話がありましたが、なかなか分かりづらい話でありまして、それでは答弁のいろいろなお話に対してポイント制があるだとか、ポイント高い順番にやっていくとか、そういった目に見える決定の方法はあるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

優先順位のポイント制はあるのかといったようなことですが、市政運営、まさしく市民の生活に対応する全方位的なものでございます。教育も健康も建設も産業も全てある中で、じゃ、どういったポイントをつけるか、それはちょっと不可能だと思います。

いろいろな市民の声を聴く中で、いろいろなバランスの取れた政策を打っていく、優先していく、そのような考えでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 分かったような、分からないような答弁でしたが、幅広い声を聴くと、先ほど米本市長が、そのような話がありました。その中に、その変な考えがあったか、混じってはやっぱりその辺のところ、明瞭に行っていただきたいなというふうに考えます。

それは再質問は結構です。

じゃ、2番、生活道路についてということで、この舗装率70%という話でございました。

この市道については、地方交付税の算定の基準になると思うんですが、これが認定されないというのは、費用対効果ということもあると思うのですが、その辺についてお聞かせいただきたいなというふうに考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、舗装率、舗装していない部分ということでございます。

お答えいたします。

まず舗装は……

（発言する人あり）

○建設課長（浪川正彦） 認定ということでございますと、市道としては全て認定されておりますので、認定されたものが市道となっております。赤道につきましては、これは移管を受けて以降、延長等こちらの方で把握できているものではございませんので、これは加えて、率をとということになりますと、ちょっとご容赦いただきたいということになります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 先ほど言ったのは、地方交付税の算定の基準には全てのせたりはしないわけなんですか。にはなっているんですか、全て。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。  
建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 市道として認定しておりますので、距離等算定の基礎となっているものでございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） それでは（2）番、4メートル以下の道路は修繕ということなんですが、合併前に、この前もいろいろな地域ちょっと歩いたんですが、2メートルあるのかな、ないのかなという道路も舗装はしてある。そういうところは合併前に駆け込んで多分やったところもあると思うんですよね。そういったものは、今後も傷めば舗装はしてくれると、それ以外のものは基本的に4メートル以下、そこにやっていなかったところは舗装はしないよと、4メートル以下のところは基本的にしないよというのは、ちょっと矛盾しているのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。  
建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、お答えいたします。

まず、合併前に2メートル、3メートルの道路も舗装していたのではということですが、これは合併前の各市町におきましては、それぞれの状況におきまして4メートル未満の道路、確かに認定や舗装整備を行ってきておるものでございます。

これは、それぞれ時期が様々でございまして、当然、昭和の時代から、時代背景がございまして中で必要性、社会情勢などから認定舗装がされてまいったものと認識しております。

それで、ご質問の、じゃ、これからは4メートル未満ではしないのかということですが、4メートル未満、舗装だけが全てではございませんで、道路改良という枠の中での解釈といたしましては、先ほども申しましたように、舗装に加えて、幅員の確保というものがございます。

幅員の確保をお願いする主な理由になりますけれども、やはり緊急自動車の通行や避難、こういったものに支障がないということを前提に舗装もしていくということで、道路改良ということで今現在やっているものでございます。また、細いまま舗装というご要望は当然議員のおっしゃるような部分ございますが、舗装しますと、舗装の表面上に、今度は雨が降っ

た場合に雨水が排出できなくなりますので、今までは舗装を未舗装ということで、ある程度のは道路上で雨水がしみていたものが、全て表面から隣接地等へ流れ込むというような状況も出てまいりますので、建設課といたしましては、まず舗装する場合には、少なくとも道路排水のできる側溝をつけるということが、将来的なまちづくりとしては大前提かなというふうに現時点では考えておりますので、そういったことも含めると、側溝自体も最低でも50センチから52センチ程度は必要になってまいります。

そういったこと、もろもろ含みますと、やはり4メートルという都市計画区域内におきましては、また建築確認申請時に4メートル以上の道路への接道義務というのもございまして、これも先ほどと同様で、やはりお住まいになる方の安全という部分も多分にあると思いますので、まちづくりの観点からも、やはりぜひ拡幅をお願いした上で舗装させていただくというスタンスでいますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 今、課長の方から都市計画という話もちょっとありました。

これ、未舗装の4メートル以下の道路の場合、3町に先ほど広げていくというと、これ、家建たないわけですよ、そこではね。家が建たないところにも、再度舗装をやり直すということはないわけですよ。やっぱり基本的には、今、優先順位として4メートル確保してある道路が優先順位の上位になるわけですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、4メートル未満、住宅が建たないという部分につきましては、建築基準法等で、4メートル未満であっても建築基準法の定める42条ですかね、2項道路という指定を受ければ、自宅側だけセットバックすることで建てることができますので、全部が建たないということではございません。

ただ、整備の方向といたしましては、未舗装の部分、全部、市のほうで拡幅舗装できるものでもございませんので、どうしても優先順位といたしましては、住宅の立ち並びのあるところが優先的になってくるのかなという考えを持っております。

その中で、逆に、今、手元に資料はございませんが、4メートル以上で未舗装で住宅が立ち並んでいる市道認定されたものというのは、現実的にはあんまり存在しないと認識しております、建設課のほうで事業を実施している道路改良事業につきましては、ちょっと割合

は分かりませんが、先ほど例外というご質問ございましたが、相当数が4メートル未満の道路を拡幅しての道路改良というものを着手しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） それであれば、都市計画税、課税されている地域は、例えば農道舗装、今、農道舗装というのはありませんが、そういったものも優先してやってくれるということがあっても私はいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、お答え申し上げます。

手元に確かな資料がなくて申し訳ございませんが、過去の例から申しますと、住宅が立ち並びが少ない場所でありましても、農業等で、もしくは通行量が多い部分につきましては、拡幅改良工事、実施していると記憶しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） それでは、3番目の新型コロナワクチンについて再質問させていただきます。

先ほど、64歳以下の接種率ということでお聞きしましたが、この65歳以上はもう終わっていますし、64歳以下、たしか64.何%ということ言いましたか。

これは、例えば旭市の総人口に対して何パーセントぐらいなんですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 総人口に対しては、ちょっとはじいていないのであれなんですけれども、すみません。

○議長（木内欽市） 暫時休憩。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（木内欽市） 会議を再開いたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） この9月2日現在の申込み数、2万3,374人で、総人口、ちょっとすみません、4月1日現在の人口6万4,384人でありますと、約36.3%ということになります。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） 65歳以上も含めてですか。ちょっとすみません、65歳以上の申込み人数がちょっと手元にございませんで。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） それに分かれば、集団免疫、70%くらいで集団免疫が得られるというふうなことだと思うんですが、それには、旭市としてあとどのくらいの数がということでお聞きしようと思ったんですが、お答えできますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 手元の集計でよろしいですか。ちょっと古いんですけども、8月30日現在でちょっとよろしいですか。1回目の接種でいきますと、1回目の接種が3万3,971人います。すみません、これもちょっとあれなんですけれども、今、予約票を出している人が1万1,510人います。まだ予約票を未発送の分が4,140人いますと、合計しますと1回目の接種を希望している人と接種終わった人を合わせますと、4万9,621人おります。それを全人口、4月1日現在の全人口で割り返しますと、予想接種率ですか、77%ぐらいまでいくと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 分かりました。ありがとうございます。77%ということで、旭市の場合、ある程度の集団免疫が得られる数字にはなってくるのかなというふうに考えています。

私ごとにはなりますが、私、日の出保育所の後援会長をやらせていただいております。

昨日、保育園のほうに定期的に回っていたんですが、私の中では、小学校の先生、保母さん、ほとんど接種が終わっているという認識ではいたんですが、実は日の出保育所の中にも、銚子から来ている保母さんが一人まだ接種が終わっていないということでした。大事な子ど

もたちを見てくれている学校の先生や保母さんです。

その辺がまだ終わっていないというところがまだあるのでしょうか。お答えいただきたい  
と思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 確かに市外に住んでいて、市内の保育所また幼稚園、小・中  
学校に勤務している保育士、教諭につきましては、ワクチンの在庫量の関係がありまして、  
現在まだ接種が進んでない状況なんですけれども、現在、前向きに調整検討しておりますの  
で、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 大事な子どもたちを見てくれる、その大きな数ではないと思うんです  
よね。その辺のところ調整していただければありがたいなというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

（2）番、15歳以下の接種について。この接種については、学校での集団ではないという  
ことを聞いたんですが、その理由も含めてよろしくお願ひいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ワクチンの接種に関しては、希望制となっておりますので、  
学校単位で接種すると、接種している、していないが分かかってしまいますので、そこら辺を  
考慮しまして、集団の中に取り入れてやっていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） その辺まで配慮をしてくれるということは、非常にありがたいなとい  
うふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

それと、予防接種といえ、小学校、小学校6年生、12歳になる子どもは小学校6年生で  
すよね。あと中学校ということで。これ普通の予防接種、これ、同伴はなかなか認めていな  
いんですが、これは同伴で接種するつもりですか。お願ひいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 保護者同伴で接種をお願いしているところがございます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 分かりました。子どもたちですので、その辺のところ安全ということで、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

4番目、都市計画税について、（1）都市計画税について、市長の認識ということで、まだ負債があるという認識でございました。たしか最終は27年ですよ。あと60億円借金があるんですね。合併してからちょうど100億円です。旭市民が、旧旭市民が、多く払った税金が100億円です。この目的税、その間、例えばこの都市計画決定、ほかの地域されなくてですね、旭市だけで完結してしまったというふうになった場合、その先に都市計画決定がされて事業があったと、合併してあったということになった場合、その税についても、旧旭市から集めるんですか。お願ひいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほどもお答えしましたとおり、都市計画税は、目的税であり、過去に整備した施設の償還金等に充当している財源として適正に使用されております。

現在、都市計画区域の見直しを進めており、併せて都市計画税の見直しを進めていきたいと考えております。そのため、新しい都市計画が決定するまでは、現状を維持していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） この問題ね、なかなか難しい、一長一短にはいかないなというように考えております。例えば（2）に、順番だからな、このサービスが受けられない、2番です、サービスが受けられない地域ですね、例えば旭市でいえば、これ、下水道受益者というのは、今、2,000件くらいしかないですよ。正規に、下水道がつながっている家は。そのために、旭市全域、かかっているわけです。全くその恩恵を受けられないというところに対しても、こういうふうなことになるのかなと。

先日、視察した会合で、三町の人とお話する機会がありました。三町にも都市計画を引くのであれば、その地域にも下水道を引いてくれよと、それが条件だよという話がございました。

その辺の意見、いろいろな意見があると思うんですよ。それについて、集約した意見が本当にできるのかなというふうに考えていますが、市長はいかがですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 上下水道課でございます。

私からは、下水道サービス、旧三町のサービス受入れにつきましてお答えさせていただきます。

旭市の汚水処理計画につきましては、汚水処理施設整備の基本方針となります旭市汚水適正処理構想によりまして、地域の事情に応じた効率的かつ適正な方法となるよう、住居の張りつき等により検討区域を設定し、下水道や農業集落排水の集合処理が有利となるか、浄化槽などの個別処理が有利となるかの検討を行い、集合処理区域または個別処理区域の区分を行っております。

これによりまして、都市計画区域内であっても、個別処理方式のほうが経済的に有利であると判定された個別処理区域は、下水道区域外となってしまうため、公共下水道の事業区域としての整備をすることはできませんので、その点ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） ご理解いただきたいなど、私が理解してもしようがないわけであって、市民がどういうふう理解するかなんだよね。その辺のところは考えていていただきたいなというふうに思います。

例えば、3番ですね、受益者負担ではないのかと、大きな都市計画の事業とすれば、火葬場やごみ焼却場、これなんかも大きな面で都市計画事業です。全市、その受益は得ているんですから、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（木内欽市） 会議を再開いたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、都市計画税、先ほど来回答ありましたが、この充当事業は、下水道のほか、現在も街路、公園等に充当しているところでございます。

そして、下水道の受益者、2,000人ほどしかいないと飯嶋議員ご承知でございますが、例えば、旧旭市4万人の中で、下水道の直接的な受益地域は口の地域とイの一部ですかね、そこから辺の中で旧旭市4万人が都市計画税として負担してきたわけでございます。直接その地域にあるからということではなくて、例えば街路であっても公園であっても、その区域全体が受益者であるという認識に立っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 副市長にそういうふうと言われて、この問題は本当に難しいです。

税は税務課、法は都市整備課、いろいろな分野にまたがっていて、多分これをしっかり理解している議員もほとんどいないのかなというふうに考えております。

今後、例えば、期間を切って市内にこの問題、都市計画自体、都市計画税を含めて協議をしていただければ、設けていただけないでしょうか。

私は、個人的にもうこの議会の12月で今、取りあえず改選になるので、議員の中でもそういった形でそれに対して、議員連盟ではありませんが、話し合う機関が必要ではないかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 繰り返しになりますが、先ほどもお答えしたとおり都市計画税は目的税であり、過去に整備した街路、公園等の償還金に充当している財源として適正に使用されております。

現在、都市計画区域の見直しを進めており、併せて都市計画税の見直しを進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 今までどおりだということでしょうか。それとも、それに対して話し合う場を、協議の場を設けるといことはしませんか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○議長（木内欽市） 会議を再開します。

市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほど担当課から答弁しましたとおり、都市計画、都市計画税の見直しにつきましては、区域拡大の方向性が定まった時点から4年から5年程度の期間が必要であります。この期間のうちには見直しをしたいと考えておりますし、見直しというのは必ずしも変えるということではなくて、このまま続けるということも含めてどういった方向が一番いいのかということ協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

◇ 島田和雄

○議長（木内欽市） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（14番 島田和雄 登壇）

○14番（島田和雄） 議席番号14番、島田和雄です。一般質問を3項目10点いたします。

その前に、7月18日の選挙で当選されました米本市長、それから4名の議員の皆さん方、当選おめでとうございます。

皆様が市民の皆さんから市政の運営を託されました。それに応えて活躍されることをご期待申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

1項目めは、生涯活躍のまちについて伺います。

この事業は、旭市で人口減少、少子高齢化が進行していることから雇用の創出を図ることによって若年層の流出抑制と逆に流入促進を目指す、並びに高齢化の進行に伴う要支援・要介護認定者の増加があることから、介護施設不足への対応が大きな課題となっております。

あわせて、東日本大震災の被災地として災害地の安心・安全の確保も重要課題となってい

る。これらの課題克服を目標としてこの事業が始まりました。

それでは、生涯活躍のまちについて5点お伺いいたします。

1点目は、事業の進捗状況についてお伺いします。

来年4月にオープンという予定になっておりますけれども、予定されている事業全てが開業できる見通しかどうか伺います。

2点目に、この事業での雇用の創出について、全体で何名くらいの雇用の創出が見込めるのか、また、雇用の募集はいつ頃からどのように行われるのか伺います。

3点目は、介護、医療施設についてお伺いします。

介護、医療施設はどのようなものができるのか、それぞれの内容についてお答えください。

4点目は、防災拠点について伺います。

生涯活躍のまちは防災拠点ということですが、実際の災害でどのような活動を想定されているのかをお伺いします。

5点目は、官民連携について伺います。

旭市の生涯活躍のまち事業は、官民連携事業ということで、旭市とイオン、大和ハウスの日本を代表する大手企業、また地元の阿部建設、楽天堂との連携の事業となっています。

ここに民間事業者の資金と経営能力等を活用することによって、市民に質の高いサービスを提供するとともに、旭市のさらなる活性化を目指すものと思います。

地方創生事業において全国的にも初めてという官民連携の大事業に取り組みられるわけですが、明智市長から引き継がれた米本市長のこの事業についての考えをお伺いします。

2項目めは、新型コロナ対策について伺います。

1点目は、感染防止対策について伺います。

感染防止対策として、一つにはワクチン接種、二つ目には人流を抑える、三つ目には医療体制の構築が言われています。

これらについてお伺いしますが、まず、ワクチン接種については旭市の接種状況をお伺いします。

65歳以上の接種は7月中に終了していますが、この接種率は何%か、また、現在進行中の65歳以下について接種率は何%かお伺いします。

二つ目の人流を抑える対策として市はどのような対策をしているのか、また、2学期が始まり子どもたちの感染も心配です。学校での対策はどのようにされているのか伺います。

3点目の医療体制の構築について市民が心配しているのは、万が一、コロナに感染した場

合、こういった対応が取られるのかということだと思います。コロナ患者は病院に入院する、ホテルなどの宿泊療養施設に入る、自宅療養のいずれかと思いますが、現在、旭市民の状況はどうなっているのか伺います。

2点目は、経済対策についてお伺いします。

米本市長は、コロナ対策として、コロナ禍の市民、事業者を強力に支援すると発言されてきました。市長に当選され、どのような支援がされるのかお伺いします。

3点目は、避難所のコロナ対策について伺います。

台風シーズンを迎え、避難所が設置されることがあると思います。そこで、多くの市民が集まることが考えられる避難所のコロナ対策はどうなっているか伺います。

4点目は、小学校、中学校、保育所、幼稚園の水道の蛇口の自動化について伺います。

昨年からコロナ対策でこれらの施設の水道の自動化が進められていると思いますが、進捗状況をお伺いします。

3項目めは、道路環境保全事業についてお伺いします。

この事業の概要についての説明と事業開始以降の予算と実施件数をお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、1、生涯活躍のまち、（5）官民連携について市長はどのように考えているかにお答えいたします。

本事業については、旭市の将来を左右する重要な事業であると認識しています。

明智前市長が傾注してきたこの官民連携によるまちづくりを引き継ぎ、将来の旭市のために、市と事業者、さらには地域住民が一体となって積極的なまちづくりを展開し、市の魅力

を高め、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけていきたいと考えています。

前市長指示の下、開発準備段階から全庁一丸となって市の責務を果たしてきたことで、イオンタウン株式会社を中心とした事業グループからの強い信頼が得られたことが、これまで官民連携が円滑に進んでいる理由の一つと考えます。

このような良好な協力関係から生まれたのが、本市の中心的な施設となることが期待される「おひさまテラス」です。おひさまテラスの運営に民間事業者のノウハウ・アイデアを生かすことで、これまでの行政による取組では考えられなかったような多彩な展開が実現できるのではないかと期待しています。

また、市と事業者が良好な関係の下、熱意を持ってまちづくりに取り組んでいることが内閣府から評価され、ノボノルディスクファーマ株式会社が既に世界37都市で展開している、都市に蔓延する糖尿病の克服プロジェクトを日本国内でも実施するに当たり、世界で38番目のパートナー都市として旭市が選ばれることにつながったと聞いております。

ノボ社はデンマークに本社を置き、インスリンの世界シェア第一位を誇る世界有数のヘルスケア企業です。

令和3年6月に旭市と千葉大学附属病院、ノボ社が、糖尿病対策に関する包括連携協定を締結し、ノボ社による支援を受けながら、今後5年間かけて糖尿病患者の発症抑制と重症化予防や健康をテーマにしたまちづくり等を連携して実施していく予定となっております。

令和4年春のまち開きを前に、多方面からの注目を集め、広がりが生まれてくる官民連携による新しいまちづくりですが、施設をつくって終わりではなく、その後の取組が大変重要となります。

官民連携によるまちづくりの好事例として全国に発信できるよう、市として全力で取り組んでまいります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、1番の生涯活躍のまちについて、

(1) から (4) までお答えしたいと思います。

まず、(1)の事業の進捗状況についてということで、事業の全てが来年春に始まるのかというご質問でございました。

来年春にオープンいたしますのは、イオンタウンが手がけますいわゆる商業施設の部分、2階におひさまテラスが載る商業施設、それと別棟で健康増進施設というものが建つんですけども、これが来年の春にオープンする予定でございます。

少し遅れまして、楽天堂が手がけます老人ホーム及び大和ハウスが手がけます移住者向け住宅については、商業施設の開業後、事業者において段階的な整備を進めていく事業計画となっております。令和5年度以降の開業を目指しておるところでございます。

(2)として、この事業での雇用の創出についてのご質問でございます。

事業者による雇用数としては、イオンタウン株式会社でパート・バイトなど250から300名、介護施設を担う株式会社楽天堂では、約90名の雇用が見込めるということで伺っております。

この雇用の募集の時期ということでございました。求人数の大小によって異なりますけれども、一般的には開設日の二、三か月前くらいからの募集が多いと伺っております。

なお、株式会社楽天堂では、広域的な求人活動を行っておりまして、市外から旭市に移住した上で就労を希望する方が8月末現在で15名前後いると聞いております。今後も増える見込みであるとのことでございます。

それと、介護、医療施設について、どういったものができるのかというお話でございました。

まず、介護施設ですけれども、来年春にオープンします商業施設の1階に利用定員35名のデイ・サービス、それから計画地の南側に広域型の特別養護老人ホーム、こちらの定員は80名となります、これらが整備される予定です。

医療施設等に関しましては、こちらは先ほど申し上げた健康増進施設内に入ってくる予定です。健康増進施設には、診療所のほかフィットネスや飲食店が入る予定となっております。

テナントの誘致はイオンタウン株式会社が行っておりますが、本契約前のため、事業者名はまだ今のところ公表はできないと伺っております。

医院の誘致につきましては、こちらは昨今の医師不足及びコロナ禍の影響を受け、交渉が長引いていると聞いております。それ以外の歯科医院、フィットネス、飲食店はめどが立っていると聞いております。

市としても、旭中央病院と連携しながら、医院の誘致に協力していきたいと考えておるところです。

それと、4点目、防災拠点についてでございます。

災害発生時には、施設内や駐車場などを地域住民や帰宅困難者などの緊急避難場所として開放していただくことや、市からの要請に基づいて、不足が生じた食料品を中心とする物資の供給を想定しております。

現在、ショッピングセンターのサンモール内にありますイオン旭店とは、平成18年に災害

時の物資供給等に関する協定書を締結しておりまして、イオンタウン旭店とも同様の協定を締結することになるかと考えております。

また、これとは別に、千葉県とイオン株式会社において、万が一災害が起きたとき、ショッピングセンターが地域の防災拠点となるよう、平成24年より包括連携協定を締結していることもございます。

令和4年春のオープンに間に合うよう、イオンタウン株式会社との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課からは、2、新型コロナ対策について、（1）の感染防止対策についてのワクチンの接種率と感染者の療養の内訳についてお答えいたします。

ワクチンの接種状況ですが、65歳以上のワクチンの接種は、7月末には接種希望者のワクチンの接種をおおむね終了しております。9月2日現在、市の集団接種とそれ以外で接種を受けた方を含め、1回目の接種を完了した方は1万8,902人で、65歳以上の対人口比で90.1%、2回目の接種を完了した方は1万8,564人で、対人口比88.5%であります。

64歳以下のワクチンの接種状況ですが、同じく9月2日現在、市の集団接種とそれ以外で接種を受けた方を含め、1回目の接種を完了した方は1万5,776人で、2回目の接種を完了した方は9,534人で、12歳以上64歳以下の人口に対しての接種率は、1回目が41.1%であり、2回目は24.8%であります。

続きまして、感染者の療養内訳につきましては、9月2日現在、感染者数は443人、入院中2人、自宅療養29人、ホテル療養5人、入院・ホテル療養等調整中40人、退院などが367人となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、行政改革推進課からは、人流の抑制に関して市としての対策ということで、各公共施設等のコロナ対策の状況についてお答え申し上げます。

庁舎をはじめとする市内の各公共施設につきましては、先の緊急事態宣言発令直後より利用休止や利用制限を行っておりますが、今回の12日までの期限延長に伴い、それぞれの施設

所管課において、再度、施設等の対応を検討いたしました。主な施設の対応状況について申し上げます。

まず、庁舎につきましては、1階ロビーのピアノの利用、歴史を学ぶ広場への入場、展望階への入場について、制限期間中利用休止としております。

道の駅「季楽里あさひ」につきましては、先の緊急事態宣言後より、既に閉店時間を午後6時から午後5時へ繰り上げております。

市内公立保育所及び子育て支援センターハニカムにつきましては、感染対策を講じた上で開設をしております。

社会教育施設及び社会体育施設につきましては、感染対策を講じた上で利用人数を制限するなどしておりましたが、加えて新たな施設予約は宣言期間中行わないことといたしました。

あさひ健康福祉センター及び飯岡福祉センターにつきましては、感染症対策を講じた上で開設しておりましたが、やはり入浴施設や広場の利用も含め、宣言期間中利用休止といたしました。

あさひパークゴルフ場につきましては、市外利用者の受付中止や団体利用人数の制限を行いながら開設をしておりましたが、加えて新規団体予約及び月ぎめ会員以外の利用受付を休止といたしました。

このほかの施設につきましても、宣言期間中利用休止や感染対策を講じた上での開設といった対応をしております。この対策につきましては、基本的に今月12日までの対応ではございますが、非常事態宣言の延長や今後の感染者数の動向によりまして、各施設の利用については、さらなる利用制限といった対応についても視野に入れてまいりたいと考えております。

行政改革推進課からは以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私からは大きな2番の（1）（2）（4）についてご回答をいたします。

まずは、（1）感染防止対策について、学校の感染防止対策はについてお答えいたします。

市内小・中学校の感染防止対策として、まず、登校前、発熱や風邪症状等が見られる場合は無理に登校しないように、保護者にも周知しております。また、健康観察カードを毎朝回収し、児童・生徒の健康状態を毎日把握しております。

登校後の教育活動では、3密の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を徹底しております。

また、給食中は、対面での食事を避け、黙食としております。

さらに、校内に配備された検温器、自動水栓、手指消毒液などの利用に加え、アルコールによる共用物の消毒活動を行うなど、感染防止に努めております。

このほか、緊急事態宣言の延長を受け、市内全中学校での部活動を9月12日まで中止としました。

今後も、児童・生徒の教育活動の機会を確保するとともに、感染防止に努めてまいりたいと思います。

続きまして、(2) 経済対策についてお答えいたします。

経済対策の一つとして、昨年度実施しました事業と同様に、市内小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を10月から来年3月までの6か月間免除するとともに、市外の小・中学校及び特別支援学校へ通学する児童・生徒の保護者に対し、学校給食費相当分の6か月を上限に、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金を支給するものでございます。

学校給食費の免除については、1人当たり小学生が2万5,140円、中学生が2万8,320円の免除額となっております。

当初予算ベースの対象児童・生徒数は、小学生が3,039人、中学生が1,580人、合計4,619人となっております。

市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金については、学校給食費の免除額と同額を上限に給付金を支給するもので、対象児童・生徒数は、小学生が64人、中学生が54人、合計118人となっております。

続きまして、(4) 小・中学校、保育所、幼稚園の水道蛇口の自動化について、小・中学校の設置進捗状況についてご回答いたします。

市内小・中学校における水道蛇口の自動化につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、児童・生徒数に応じ、小学校15校では196か所、中学校5校で92か所に、令和2年度からの繰越し事業として6月末に自動水栓交換工事が完了したところでございます。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私からは大きな項目2の新型コロナ対策についてということで、まず(2)の経済対策について、どのような支援をするのかというご質問でございました。商工観光課が所管する事業についてお答えしたいと思います。

新たな市独自の支援策といたしまして、中小企業者等を対象とした旭市中小企業等経営支

援給付金給付事業を実施し、事業の継続を支援してまいります。

本事業は、市内で事業を営む中小企業者等のうち、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが前年または前々年同月と比較して20%以上減少した事業者に、一律10万円を給付するものでございます。

対象となる中小企業者等には、個人事業主のほか、昨年度実施した支援金給付事業では対象外でございました社会福祉法人、NPO法人、医療法人等も対象としております。ただし、千葉県感染拡大防止対策協力金の対象となったことがある事業者は給付対象外となります。

要件でございます売上げ減少率を20%以上にすることで、県や国の支援に届かない事業者へも広く支援が行き渡るようにいたしました。

また、市では、昨年度も本年3月まで事業者への支援金給付事業を実施しており、今回の事業の対象期間を4月からとすることで、切れ目のない支援ができるものと考えております。

対象者数につきましては、昨年度まで実施した支援事業では、飲食店を除く給付実績が約1,200件でありまして、本事業で減収率20%以上とした新たな対象者の増加を300件と見込み、合わせまして1,500件といたしております。

事業申請の受付期間につきましては、10月1日から12月28日までといたしまして、原則郵送でお願いをするものでございます。

なお、予算につきましては、今定例会にて補正予算で提案してございますが、経費を含めまして1億5,101万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私からは、農水産業者に対します支援についてお答えさせていただきます。

農水産業を営む皆様に対しましても、昨年に引き続き事業を継続するための支援としまして、旭市農水産業経営支援給付金給付事業を実施してまいります。

支援の内容は、先ほど商工観光課のほうから説明があったものと同じものになりますが、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが、前年または前々年同月と比較して20%以上減少した農水産業者に一律10万円を支給するものです。

今回、対象期間を4月からとすることで、昨年度の経営継続支援金から引き続き切れ目のない支援ができるようにいたしました。また、対象要件である売上げ減少率を昨年度の30%以上から20%以上に拡大することで、幅広く支援ができるものと考えております。

今回の給付金対象者は、昨年度30%以上の売上げ減少者を対象とした経営継続支援金の実績が369件でありましたので、今回は売上げ減少率を20%以上と要件を緩和したことなどから、昨年度の支援金給付実績の約2倍の800件を見込んでおります。

受付期間は、令和3年10月1日から12月28日まで予定しております。

申請方法につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則郵送による受付と考えております。

予算につきましては、8,026万1,000円としてございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、（3）の避難所のコロナ対策についてご回答申し上げます。

コロナ禍での避難所につきましては、台風や大雨などの風水害の場合、これまで4か所の開設をしていたところ、密を避けるため8か所に増やしまして開設を行うことといたしました。

避難時は、マスクの着用と手指の消毒の呼びかけと検温を実施します。そこで健康状態に異常がなければ、避難スペースで過ごしていただくような形を考えております。

なお、間仕切りやテント等で世帯ごとの距離を十分確保し、密を避ける取組を行う予定でございます。

発熱やせき、倦怠感などがある方につきましては、別の部屋に用意する専用スペースのほうで過ごしていただくようなことを考えており、保健師との連携を図りまして対応を予定しております。

そのほか、対応する職員につきましては、マスクと手袋、フェースガードなど着用を徹底し、室内の換気、ドアノブや手すりの消毒など、衛生管理に努めることとしております。

これら避難所でのコロナ対策につきましては、市民の皆様のご理解と協力も必要となりますので、広報や市ホームページ等で周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課からは、（4）小・中学校、保育所、幼稚園の水道蛇口の自動化についてお答えいたします。

市内の保育所及び認定こども園の蛇口の自動化の状況につきましては、まず公立保育所13

施設については、屋内手洗い場が自動水栓化されているのは1施設です。また、私立の保育園と認定こども園を合わせました8施設のうち、屋内手洗い場が自動水栓化されているのは1施設となっております。合計では、公立・私立の2施設、35か所が自動水栓化しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、大きな3番、道路環境保全事業について、（1）事業概要と過去の予算額、実績ということでお答えさせていただきます。

初めに、事業概要でございますが、道路環境保全事業補助金は、地域における安全な道路環境を保全するため、区、自治会が、道路上に張り出した木などの所有者に同意を得た上で、区等により伐採等をする場合の経費に対しまして補助させていただくものでございます。

過去の実績でございますが、制度のスタートが令和元年度でございますので、元年度からお答えさせていただきます。

令和元年度が、予算額50万円に対しまして、実績件数が3件で、補助金交付実績額は12万5,000円でございます。

令和2年度が、予算額50万円に対しまして、実績件数が2件で、補助金交付実績額は7万円でございます。

令和3年度、今年度でございますが、予算35万円に対しまして、現在実績件数が1件でございます。補助金交付実績額は5万円となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、生涯活躍のまちの事業の進捗状況であります。来春開業といったような中で、商業部分と健康増進施設ですか、その辺だけが開業で、住宅とか介護施設とかはまだ先だというようなお話でした。これらについては、令和5年以降だと、開業が。そういうことでありますけれども、それで問題ないのか。遅れた理由などについて分かればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

決して遅れているということではございません。当初からスケジューリング的には、商業施設が先行オープン、その後に各種許認可等を取りながら介護施設、それから居住施設、そういったものを順次そろえていくということで、来年の春には商業部分等のオープンに際しまして、まち開きというふうに言ってきたものでございます。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 当初の予定どおりだということでありますけれども、この生涯活躍のまちにつきましては、全てがオープンすると、開業するということが当初の目的達成といえますか、それに向かってスタートが切れるということだろうと思いますので、予定どおりということでありますけれども、きちんと開業できるように、当初の計画どおり開業できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目の雇用の創出についてでありますけれども、この雇用につきましては、結構な人数、イオンで250人から300人ぐらい、また楽天堂が90人ぐらいというような答弁でありました。こういった雇用について、今いろいろとコロナ禍でもありますし、仕事を失っている方も多いたと思ひますので、市民も期待している部分が多いと思ひます。

一方で、この事業は、移住者を増やすということで市税の増加、そのほかの旭市の経済効果の拡大というのを見込んでいたと思ひます。そういった中で、移住者向けの雇用といったようなことは考えられているのかどうか、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

先ほど申し上げました、イオンタウン株式会社でパート・バイトなどで250から300名。これにつきましては、やはりパートが多くなると思ひますので、移住者による雇用ということには直接は結びつかないかと考えております。

ただし、先ほど申し上げましたように、楽天堂さんのほうで広域的な求人活動を既に始めております。介護関係の学校とかに当たりまして、広域的な求人活動を行っております。この方々は、市外から旭市に移住した上で就労を希望しております。それが、先ほど申し上げましたように、現在15名前後、既にいるということで、これからも増えていくということでございます。

楽天堂さんのほうが、この介護施設を使いまして、今までにはないような夢のある介護と申しますか、そういったものを展開したいというふうにお伺ひしておりますので、そこに魅力を

感じた就業希望者が、旭市にわざわざ移住してくれてくれるというように言ってくれているということで、非常に力強く考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 楽天堂で、そういった方々が旭市に来てくれる可能性があるというようなお話がありましたけれども、そのほかにおいても、できるだけ旭市に移住者を増やすと、できれば若い方々の移住を増やすというような取組を、ぜひこの生涯活躍のまちの中でやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、介護・医療につきましての答弁でありましたが、介護施設についてはデイ・サービスの施設で35名くらいの収容人数を考えていると、また、特養については80名ですか、ということは、80床の特養を考えているというような答弁でありました。

特養につきましては、以前お伺いした中では、こんなに多くなかったと、もうちょっと施設の人数が少なかったかなというふうに思っていますけれども、これだけ増えて、80名増えたといったことは、旭市だけの方が入所するということではないと思いますけれども、特養待機者は旭市にも、以前お伺いしましたら、結構な人数がいるということでもありますので、特養が新たに80床確保できたということはいいいことだと思います。早く開業していただければと思います。

一方、医療のほうですけれども、医療施設については、歯科医が1人といいますか1医療施設、進出するということが決まっているといったことでもありますけれども、あとはどのくらい来てくれる可能性といいますか、何医療機関くらいが見込めるか、その辺は分かりますかね。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

市としましては、まちの成り立ちを考えると、医療機関、医療施設、医院のようなものは、これは多ければ多いほど、複合的な効果もございますし、いいと望んでいます。ただし、先ほど言いましたように、特にコロナ禍の関係によりまして医師不足も叫ばれている中、かなり医院については、今事業者のほうで誘致に努めているところです。なるべく多くの医院に進出してもらいたいとは、市としては考えております。

以上、そういうことです。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） この医療施設につきましては、当初のお話では、旭市に不足している医療、そういったものをできればここに誘致して、それで中央病院との連携を取りながら市民の医療に貢献したいというようなお話でありましたので、なるべくその目的に沿って、できれば新しいお医者さんを見つけていただきまして、ここに進出していただくよう努力をお願いしたいと思います。

次に、防災拠点についてお伺いします。

この施設や駐車場を利用して、帰宅困難者が一時的に滞在するような場所として想定しているんだということでありましたけれども、同じような施設としまして道の駅があります。道の駅は、地震の際の指定緊急避難場所ということになっていますが、この生涯活躍のまちも同様の扱いということによろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

確かに、おっしゃるように、道の駅は、緊急一時避難場所ということで防災計画上の指定がなされております。今度イオンタウンができましたら、こちらは同じような緊急避難場所としての防災計画上の位置づけは予定はしておりません。ただし、実際には、実質的には協定を結んだ中で、今の道の駅が指定されて行っているような業務と同じようなことをしていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 防災計画には特にこの場所は指定はしないというような答弁だったと思いますけれども、そういった中で、避難所として指定はしないということであれば、市民の皆様がここを利用するに当たりまして、まず指定避難場所といたしますか、そういった避難する場所だという認識ですか、これをまず持っていただかなければ機能しないと思いますので、その辺の防災計画にのせないということは、恐らく防災施設の地図とかを市で出されていますけれども、ああいうのには載せるということですか。どうなんですか。それにも載せない。再質問、それをじゃあちよっと。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

市のほうでは、様々な方法、例えば広報とかホームページ、またSNS等において防災時の情報、防災時何かあったときにどういったことができるか、各施設でといったようなことを随時載せております。その中に、緊急の避難場所に指定はしなくても、こういった協定が結んであって、こういったふうに使っていただきますというようなことは載せていけるかなと思っています。

それと、市民の方々というお話でしたが、市民の方々にとってはそれぞれの指定避難場所がございます。在宅の場合ですね。主にこういった商業施設等につきましては、帰宅困難者の受入れというようなことを想定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 帰宅困難者ということだろうと思ひます。大災害が起きたとき、公共交通機関が動かなくなったようなとき、そういうときには、恐らく中央病院、周辺には中央病院とか大きな施設がありますので、多くの帰宅困難者が発生する可能性が考えられますので、そういった中であそこが一時的な避難場所になると、待機場所になるということだろうと思ひますので、その辺の方々がよくそれを認識できるように、いろいろと周知をお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、官民連携についてですが、市長の答弁をお伺ひしました。官民連携の好事例を全国に発信するんだと、これに全力で取り組むというような答弁がございました。

そういうことで、ぜひ、旭市にとっても民間事業者にとっても、これまでにない取組といったような中で、よい結果に結びつけなければならぬと考えていると思ひます。国も注目している事業だと思ひます。米本市長には、就任したばかりで大変でしょうが、ぜひこの事業を大成功に導いていただくようよろしくお願ひいたします。

次に、新型コロナの感染症対策ということで、感染防止対策についてお伺ひします。

ワクチン接種と人流を抑えるということについては了解をいたしました。医療体制の構築についての答弁の中で、病院の入院が2名、ホテルが5名、自宅療養が29名、調整中が40名だというような答弁でありましたが、これらの方々に対して、公的な支援というものがあるのかどうか、あれば、どのような支援がされているのかお伺ひします。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、お答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症により入院した場合については、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、診療、薬剤等、病院で入院治療する費用につきましては千葉県が負担することになります。また、ホテル療養の費用、自宅療養での県の配食サービスについても、県が費用を負担いたします。

以上になります。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 入院されたりホテルに入っている人などに対して、手厚い公的支援があることは心強いと思います。ただ、その中で心配なのは、自宅療養者ですか。この対応だと思います。旭市民の自宅療養者に対しては、保健所が健康状態の観察とかそういうのを担当されているということで、旭市は関与していないということでもよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 感染者の入院調整から健康観察までは、現在海匠保健所のほうでやっております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 今、自宅療養についてお伺いしたんですけれども、この自宅療養に関しては、入院とかホテルとかに比べますと圧倒的に多いんですね。今29名ということで。調整中の方が40名いるということも、これも恐らく自宅に滞在しているということだろうと思います。

こういった自宅療養については、医療が施されないとか様々な点で困難な状況がありまして、改善されなければならないと指摘がされているわけでありまして。旭市の自宅療養についても、恐らく同じような状況が考えられます。その対応については、今の答弁で保健所の担当だということで、市はあまり情報がないようです。そういうことで、この問題は市だけの解決は難しいと思います。

そういうことで、県や関係機関とよく連携しまして、自宅療養者が少しでも安心できる対応、対策、これをお願いしたいと思います。

次に、経済対策についてお伺いします。

経済対策については、米本市長が実施された事業ということで、よく説明をしていただきました。三つ事業がありましたが、約3億5,000万円ですか。こういった事業はなかなかの

金額だと思えます。公約にのせたコロナ対策、素早く実行に移されるということで、市民の皆様にも評価してくれることじゃないかなというふうに感じております。

内容につきましては、以前実施された事業と同様ですけれども、これまでの支援条件より緩い条件になっているので、幅広い事業者が支援の対象となっていること。それから、以前の事業では対象外であった事業者も対象となっておりまして、より強力な支援になっていると思えます。

また一方で、コロナ禍の終息は見通せません。事業者の困窮は持続されることが考えられますので、今後についても、それらを見極めまして、どのような対策が効果的か協議していただきますようよろしくお願いします。

次に、避難所のコロナ対策についてお伺いしました。答弁はよく分かりまして、さらにこの間の広報あさひにも、コロナ禍の避難を考えようということで説明がされておりました。この質問の答弁そのものということで、市民の皆さんもよく理解してくれたんじゃないかなと思えます。

そういった中で、一昨年ですか大きな台風が相次いで来ました。あのときは台風15号、県内に強風によりまして大きな被害をもたらしたわけでありまして。その後、台風19号は、15号を上回る勢力で上陸するといったような予報が出たことから、旭市の避難所には1,244名と、多くの避難者があったわけでありまして。大勢の避難する方が一斉に避難所に押し寄せて大丈夫かと、その辺どうでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 昨年、一昨年の台風はかなりの被害が出まして、当然避難する方もかなり大勢おられて、1,244名の方が避難したということですが、市の計画によりまして、避難者が増えた場合でありまして、現在15か所まで増設することを想定しておりまして、収容数も通常よりスペースを確保した上でも、1人1区画の場合等を設定しても、約2,100名くらいまでが可能なような計画を持っているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） よく計画されているということで、ひとつ安心しました。

もう一つ心配なのは、コロナに感染された自宅療養者、調整中の方、先ほど数が発表されましたが、ああいった方々が避難するという場合も考えられると思えます。その辺の対応は

どのようにされるのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

なお、答弁は時間がございません。要件のみお答えください。手短にお願いします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 自宅療養者の避難先の確保につきましては、原則千葉県が行うこととなっておりますが、県から市に要請があった場合は、市内に避難施設のほうを確保いたしまして、県と連携を図りながら対応していくことを想定している状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 分かりました。じゃ、よろしくお願いします、そういうことで。

4点目の小・中学校とかの水道の蛇口の自動化についてなんですけど、小・中学校はだいたいもう終わっていると。保育所等については答弁がちょっとあれだったんですが、まだできてないんですよね。そういうことですよ。

保育園に設置されていない理由ですが、これまでコロナ対策でそういった設置がいろいろ予算もあったと思いますけれども、されなかった理由をお伺いします。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。手短にお願いします。

○子育て支援課長（多田英子） 議員おっしゃるとおり、保育所等の水道蛇口の自動化については現在実施をしておりません。今後は、屋内手洗い場の自動水栓化につきまして、現在の乳幼児への新型コロナウイルス感染拡大の状況も踏まえまして、必要箇所を精査した上で、改修等を検討してまいりたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 自動水栓につきましては、私もちょっと現場で確認しましたが、そんなに難しい工事でもないし、費用も前にお伺いしましたけれども、四、五万円でできると、一つ当たりできるということですので、ランニングコストも電池式ですのでほとんどかからないということですので、ぜひ設置していただいたほうがよりベターではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。終わりですね。

じゃ、これで、時間が来ましたので、ここまでで終わりにさせていただきます。

○議長（木内欽市） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

島田和雄議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（木内欽市） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、公明党、伊藤房代でございます。

令和3年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、このたびの7月18日の市長選挙におきまして、米本市長、ご当選おめでとうございます。また、市議会議員補欠選挙におきまして、4名の議員の皆様、大変におめでとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回、私は大きく分けて7点の質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策について、2点目、困窮世帯への支援について、3点目、SDGsについて、4点目、「おくやみ窓口」について、5点目、通学路の安全対策について、6点目、EVのインフラ整備について、7点目、学校給食について質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

（1）ワクチン接種の状況について質問いたします。

旭市では、65歳以上の高齢者へのワクチン接種について、7月末現在、集団接種の対象者2万278人に対し、1万7,022人の申込みがあり、このうち2回目の接種を終えた方が1万6,709人で、対象者に対する割合は82.4%、申込者に対する割合は98.2%となっていますと説明がありました。64歳以下のワクチン接種については、旭中央病院で8月5日から、旭市

総合体育館では8月6日から接種を開始しましたとありますが、現在のワクチン接種の状況について質問いたします。

(2) 妊産婦の受入れについて質問いたします。

新型コロナウイルスに感染した柏市の妊婦が17日に自宅で早産し、男の赤ちゃんが死亡した問題で、県は20日に会見し、新型コロナ感染妊産婦への対応を強化すると発表しました。

県によると、5月にコロナ感染妊婦の搬送困難事例があり、県と医療機関などの会議で問題が提起されました。妊婦は軽症で、母子の状態は専門的な産科医療が不要とされた。最終的に入院、無事出産できたものの、入院を打診したコロナ患者受入れ病院から妊婦を受け入れるのは不安と断られたという。

県と医療機関などは会議を重ね、コロナ症状の軽重、妊娠36週以上と36週未満によって受入れ医療機関の種類や自宅療養などを選定する判断基準を示した対応ルールを定め、7月から運用を開始、今月16日付で病院など関係機関に書面で通知していた。

対応ルールを運用したものの、柏市のコロナ感染妊婦は入院調整が完了できず、9か所の医療機関で受入れを断られ、同日夕に自宅で出産し、赤ちゃんは搬送先の病院で死亡が確認されました。

旭市では、周産期医療機関の受入れ体制はどのようになっているのか質問いたします。

2点目、困窮世帯への支援について、(1) 緊急小口資金と総合支援資金について質問いたします。

無利子で生活資金を借りられる緊急小口資金と総合支援資金の現在までの利用状況と、いつまで延長されたのか、また、周知徹底はできないか質問いたします。

(2) 自立支援資金について質問いたします。

貸付けの限度額に達したなどの理由でこれ以上の支援を受けられない世帯を対象に、3か月で最大30万円を支給する自立支援金の申請期限について、いつまで延長されたのか質問いたします。

3点目、SDGsについて、(1) 市の取組について質問いたします。

現在、SDGs、持続可能な開発目標の17の目標について、具体的な取組について旭市としてどのように取り組まれているのか質問いたします。

4点目、「おくやみ窓口」について、(1) 「おくやみ窓口」の設置について質問いたします。

兵庫県宝塚市は、今年1月中旬から、家族が亡くなった際の遺族による手続きの負担を軽

くしようと、市役所1階窓口におくやみ手続き案内コーナーを開設し、利用した市民に感謝されています。

遺族は、同コーナーで受付票を記入、この受付票とネット上の手続きガイドサービスの簡単な質問に答えることで、必要な手続きをピックアップ、名前や住所など必要事項が自動的に印字された申請書類の一括印刷を行い、書類を入れたスマイレ色のクリアファイルを持って関係課を回るだけでスムーズに手続きが完了する。受付から手続き完了までにかかる時間が従来の半分に短縮されたという。

同市は、死亡時の手続きをまとめた「おくやみ手続きハンドブック」も発行し、遺族に配布しているとのこと。旭市でも、ぜひおくやみ窓口の設置はできないか質問いたします。

5点目、通学路の安全対策について、(1) 豊畑小学校北側交差点及び見通しの悪いカーブになっている危険箇所の対策について質問いたします。

千葉県八街市で、今年6月、小学生の列にトラックが突っ込み、5人が死傷した事故がありました。子どもたちが安全・安心に学校へ通えるように、通学路の安全確保が必要です。豊畑小学校北側の信号のない交差点は、登校時は西側に横断歩道があるので横断できますが、下校時は東側に横断歩道がないため、横断するとき大変危険なので横断歩道を新たに引くことはできないか。また、交差点のところまでの間、かなり長い距離見通しが悪いカーブになっているため危険なので、その対策はできないか質問いたします。

6点目、EVのインフラ整備について、(1) 市役所駐車場に急速充電設備の設置について質問いたします。

大阪府能勢町は、このほど電気自動車、EVのインフラを整えようと急速充電設備を町役場の駐車場に1基設置した。急速充電設備は一般的な乗用EVの場合、電池残量がゼロの状態から約30分で8割程度の充電ができる。開庁時間内であれば無料で誰でも利用でき、29日現在、町の内外の人から延べ75回利用されているという。脱炭素社会の実現や災害時の電力確保にEVを活用することができるので、旭市でも、市役所駐車場に急速充電設備の設置はできないか質問いたします。

7点目、学校給食について、(1) 学校給食の完全無償化について質問いたします。

現在、第3子以降が無料となっています。コロナ禍の中、保護者の負担軽減のため、昨年度に引き続き、小・中学校の給食費が来月から6か月間分免除となりますが、学校給食費を完全無償化にできないか質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうからは、1番、新型コロナウイルス感染症対策についての（1）番、（2）番についてお答えします。

初めに、（1）番、ワクチンの接種状況についてお答えします。

65歳以上のワクチン接種は、9月2日現在、市の集団接種とそれ以外で接種を受けた方を含め、1回目の接種を完了した方は1万8,902人で、2回目の接種を完了した方は1万8,564人です。接種率は、65歳以上の人口に対して1回目90.1%、2回目88.5%となっております。

64歳以下のワクチンの接種状況ですが、9月2日現在、市の集団接種とそれ以外で接種を受けた方を含め、1回目の接種を完了した方は1万5,776人で、2回目の接種を完了した方は9,534人で、12歳以上64歳以下の人口に対しての接種率は1回目41.1%であり、2回目は24.8%です。

次に、（2）妊産婦の受入れについてお答えいたします。

海匝保健所に確認したところ、新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦の入院調整については、36週以降または36週未満で産科管理が必要な場合は、産科かかりつけ医が地域の周産期母子医療センターと調整する。それで調整がつかない場合は、母体搬送コーディネーターが全県下で調整するとのこと。

香取海匝管内の周産期母子医療センターがある医療機関は、旭中央病院のみです。その他の方については、管内保健所が調整し、調整がつかない場合は千葉県の医療調整本部が調整するとのこと。

以上になります。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 2の困窮世帯への支援についての（1）（2）についてお答えいたします。

まず、（1）の緊急小口資金と総合支援資金についての現在までの利用状況、期限の延長、周知についてお答えいたします。

8月末現在の申請状況となります。旭市社会福祉協議会の取りまとめでは、緊急小口資金申請件数349件、金額の合計は6,772万円、総合支援資金は、延長、再貸付けを含めた申請件数314件、金額の合計は1億3,802万円となっております。

次に、期間の延長です。新型コロナウイルス感染症による経済の影響を受けて申請条件を緩和し、また貸付けの内容を一部変更した特例措置が設けられております。国は、当初、この特例措置による受付の期限を令和3年8月末日までと定めておりましたが、長期化している感染症の状況を鑑み、11月末日まで3か月間延長することとしております。

また、これら期限の延長等に係る周知につきましては、実施主体の千葉県社会福祉協議会や申請の受付を行っている旭市社会福祉協議会の窓口やホームページ等で案内をしております。

次に、(2)の自立支援金についての申請期限の延長についてお答えいたします。

この生活困窮者自立支援金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会で実施している総合支援資金の再貸付けが終了するなど、特例貸付けを利用できない世帯に対して、就労による自立を図る、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給につなげるなど、生活再建を支援するために支給するものであります。

申請受付の期限は、先ほどの緊急小口資金などの期間延長と同じく、感染症の影響が長期化している状況を鑑み、国は、8月末となっていた期限を11月末日まで3か月間延長することとしております。

また、この支援金については、社会福祉協議会からの再貸付けに関する情報提供を受けまして、相談に来る人を単に待つことなく、こちらから対象になると思われる方に対して、制度の案内や申請書等を送付しております。今回の期間延長が決まった際にも、再度、案内を送付し、周知を図ったところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、3点目のSDGsについてお答え申し上げます。

SDGs、持続可能な開発目標は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意し、2030年の達成を目指しています。

このSDGsにつきましては、17の目標と目標を細分化した169のターゲットから構成されています。

SDGsの達成に向けた取組は、一部の関係者だけではなく、全ての国、自治体、企業、市民等が協調し、全員参加で行っていくことが重要だと考えております。

市においてどのようなものがあるかというご質問ですが、今現在、市の最上位計画であります総合戦略に基づいて各種事業を展開しておるわけですけれども、この総合戦略というものが、これ自体が人口の減少を抑制し、持続可能な地方をつくるという地方創生の考え方の下、策定したものでございます。したがって、総合戦略に掲載している事業のほとんどが、これら17の目標に関連する取組であると考えております。

実際、今般、総合戦略に記載されました各種事業について、仕分のようなものを行ったところ、この17の開発目標のどれかにはだいたい入ってくるというような状況になっております。

市としましては、施策の推進や事業の実施に当たりまして、SDGsの要素を最大限反映することを常に意識に置きながら、SDGs達成に向けた取組の一層の充実・深化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、私からは、大きい4番目の「おくやみ窓口」についてお答えいたします。

おくやみ窓口につきましては、全国でも幾つかの自治体で導入されており、千葉県内でも専用の窓口を設置し、予約制で実施している自治体があることは認識しております。

ご家族の方がお亡くなりになりますと、関係する窓口で様々な手続きが必要となるわけですが、旭市の場合、まず死亡届の提出を市民生活課で行い、その後、各課窓口で必要な手続きを行います。国民健康保険や後期高齢者医療保険、年金に加入されていた方は保険年金課で、介護保険に加入されていた方は高齢者福祉課となり、各種障害手帳などの手続きについては社会福祉課となっております。また、税関係がある場合は税務課などでの手続きも必要となります。

旭市では、新庁舎となり、これらの関係課を1階フロアに配置し、住民への利便性向上を図ったところでございます。

現在、おくやみ窓口による専用の窓口を設置する予定はございませんが、ご家族が亡くなられたときに、ご遺族の方の負担軽減を図れるよう、市役所等で必要となる手続きが確認できますハンドブックなどを作成する準備を進めております。

今後も市民サービス向上のため、先進地の事例を参考に調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、大きい5番、通学路の安全対策について、（1）豊畑小学校北側交差点及び見通しの悪いカーブになっている危険箇所の対策についてということでお答えさせていただきます。

最初に、横断歩道を新たに引くことはできないかというご質問でございますが、横断歩道の新規設置につきましては、規制標識となりますことから、千葉県警察本部が行っておりますので、所轄の旭警察署を通して要望を行うこととなります。

設置の基準でございますが、横断歩道の新規設置は、ご指摘の場所では難しいと思われませんが、旭警察署と改めて協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、見通しの悪いカーブになっている危険箇所につきましてですが、これは交差点北側のS字カーブのために見通しが悪い状態の場所のことかと思われませんが、通学路点検の結果などを踏まえました上で、対応策といたしまして、視距、見通しですね、見通しの確保に努めるためカーブミラーの設置や、既に設置してあります「速度を落とせ」の路面標示に加えまして、追加しまして減速マークや「学童注意」の路面標示の設置なども検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課からは、6、EVのインフラ整備について、市役所駐車場に急速充電設備を設置できないかのご質問でございます。

伊藤議員ご紹介の大阪府能勢町では、ホームページ等を見ますと、本年5月に新庁舎が竣工し、その駐車場の一部にEV充電スタンドを1基設置したとのことでございます。能勢町では、ゼロカーボンタウンの実現を目指しているとのこと、温室効果ガス排出削減を進めるまちづくりの施策の一環であるというふうに思われます。

本市の状況でございますが、市役所本庁舎には、現在、電気自動車の急速充電を含め、充電設備は設置しておりません。しかし、将来の電気自動車の普及を見込んだ中で、本庁舎建設時に地中へ配管のみを先行設置している状況でございます。

電気自動車につきましては、今後、普及が促進され、市民の身近な足として保有台数が増えていくことは間違いなさだろうというふうに認識はしておりますが、一般社団法人日本自動車工業会の資料によりますと、2019年の新車販売台数のうち、電気自動車やプラグインハ

イブリッド車といった自動車の占める割合はまだ1%程度であり、本格的な普及に向けてはもう少し時間がかかるかなと感じているところでございます。

充電設備の設置に関しましては、現在、市内において道の駅季楽里あさひをはじめ、市内16か所に充電設備を備えた民間の店舗等があるというふう聞いております。市におきましては、今後の電気自動車の普及の状況などを見極めながら、整備時期を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） では、私のほからは、7の学校給食について、（1）学校給食の完全無償化についてご回答いたします。

まず、学校給食における子育て世帯への経済的支援は、少子化対策として、旭市総合戦略においても重要な施策としております。

また、平成29年度より3人目以降の給食費免除に加え、昨年度は緊急経済対策として6か月間の給食費の免除を行い、さらに今議会にも補正予算として上程しました新型コロナウイルス感染症に対する市独自の経済対策としまして、6か月間の学校給食費を免除し、保護者の負担軽減と子育て支援に努めているところでございます。

完全無償化につきましては、財政や経済状況に応じて、関係各課と慎重に協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について、（1）ワクチン接種の状況について再質問させていただきます。

64歳以下の希望者全員が2回目のワクチン接種を終えるのはいつ頃の予定になるのか。

また、3回目のワクチン接種が必要となった場合、旭市として迅速な対応をお願いしたいと思っております。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ワクチン接種を終えるのはいつ頃になるかというご質問です。すみません、16歳から64歳で答えさせていただきます。

16歳から64歳のワクチン接種につきましては、現在のところ11月末現在までに終了することを目指しております。

それで、3回目のワクチン接種の関係です。海外では3回目の接種を開始している国もあり、日本でも報道はされております。しかしながら、国からの通知は来ておりませんので、今後、国の決定に従い迅速に進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） よろしくお願いたします。

次に、（2）の妊産婦の受入れについては万全の体制でお願いいたします。

次に、2点目に移らせていただきます。困窮世帯への支援についての（1）緊急小口資金と総合支援資金について再質問をさせていただきます。

現在、社会福祉協議会が相談窓口になっていますが、社会福祉課での窓口での相談はできないか質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） お答えいたします。

緊急小口資金や総合支援資金について、社会福祉課では窓口や電話での相談があった際には、これらの資金を受けられる可能性がある方に対しましては、制度等について案内をしております。

今後も引き続き、社会福祉協議会と連携して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ社会福祉協議会と社会福祉課のこの行ったり来たりが、相談者の方も非常に困窮している方が行くので、すごくプレッシャーになるところがあるので、ぜひその辺は両方で例えば社会福祉協議会の方に時には来ていただくなりして、お願いできればと思います。

次に、（2）の自立支援資金については、内容をしっかり周知徹底をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） この生活困窮者自立支援金でございます。

先ほども答弁させていただきましたが、こちらの制度に対象になると思われる方々には制度の案内、申請書などを送らせていただいて周知を図っております。社会福祉課では、これ

らの生活に困窮されている方々にこれらの制度が届くように、引き続き対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、3点目、SDGsについて、（1）市の取組について再質問をさせていただきます。

今、熱中症は社会的問題になっています。全国の熱中症による緊急搬送は、2010年以降、高止まりが続いています。ヒートアイランド現象、地球温暖化などの影響で熱中症のリスクはさらに高くなります。

熱中症は、子どもや高齢者の発症者が多く、屋外だけでなく屋内でも発生しています。また、毎年各省庁、自治体から多くの熱中症啓蒙への取組が行われています。そしてマスク着用によるマスク熱中症のリスク、のどの渇きを感じにくくなる、吐く息の温度は体温とほぼ同じ36度C、湿度100%になり、体内に熱が籠もりやすくなる、呼吸しづらく心拍数が上がり体力の消耗、熱中症は防ぐことのできる夏の社会的な健康課題です。

また、廃プラは、近年、行き場を失った廃棄プラスチックが海洋マイクロプラスチックや屋上活動における汚染になっており、各国が処理に苦慮しています。2019年6月、G20大阪サミットで各国首脳が合意、海洋プラスチック2050年にはゼロ、2021年6月プラスチックの削減やリサイクル強化に向けたプラスチック資源環境促進法案を閣議決定、環境省は2022年4月の施行に動き出す。日本国内で生産されるペットボトル本数約250億本、年に、ペットボトル生産の抑制、リサイクル率のアップなど早急な対応が求められます。

そこで、旭市としても、市の取組として、オリジナルマイボトルの販売や給水マップの公開など、マイボトル、マイカップの利用促進のための運動を実施してはと考えるのですが、いかがでしょうか。夏の社会的健康課題、熱中症の予防対策に、また飲料用プラスチックボトルを削減するため、マイボトルを推進するためにも、公共施設にボトル給水型を併設した給水機の設置を検討してはと思いますが、いかがでしょうか、質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 伊藤議員の再質問についてお答え申し上げます。

後段部分でボトル型給水機を併設した給水機の設置というご質問がございましたので、関連ということで私のほうからお答えをさせていただきます。

SDGsを意識したまちづくりを推進していくためにも、環境を意識した施策の重要性と

いうものは十分行政としても認識をしておるところでございます。

ご質問のオリジナルマイボトルの販売であるとか、給水マップの公開でございますが、これらにつきましては、調べましたところ、現在、民間企業による販売であるとか、インターネットによる給水マップを公開しているホームページも数多く見られております。こういった民間企業の推移というものを見守りながら、行政の役割として今度どういうふうに検討していくかというものを考えていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

続きまして、公共施設にボトル給水型を併設した給水機の設置ということでございますが、現時点で設置に向けての検討ということは、申し訳ございません、しておりませんが、SDGsの目標に資するプラスチックごみを削減するためのマイボトル等の促進は、これからの社会において大切なことの一つであろうというふうに認識をしております。

今は設置予定ということはありませんが、設置に向けた検討が必要になったタイミングで速やかに対応できるよう、課題を整理するなどして公共施設全体に対して研究していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、どうぞよろしく願いいたします。

次に、4点目、おくやみ窓口について、（1）おくやみ窓口の設置について再質問させていただきます。

愛知県安城市は、このほどおくやみ窓口を市役所本庁1階に設置し、最大で16課にまたがる死亡後の手続きのほとんどを1か所で行い、遺族の負担軽減につなげている。利用者は電話かメールで希望日の3開庁日までに予約するとのこと。旭市でも、遺族が安心して手続きができるおくやみ窓口の設置ができないか、再度質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、お答えいたします。

先ほどの答えと重複する部分もございますが、本市では、新庁舎になりまして、課の配置の見直し等を行ったことにより、市民の皆様が手続きで多く利用される窓口の集約等の改善を図ったところでございます。

また、現在、ご遺族の方の負担軽減を図る一方、市役所等で必要となる各種手続き内容や、

窓口が確認できるハンドブックなどを作成する準備を進めているところでございます。

当面はこういった対応をさせていただきながら、今後も各市の状況等を参考にしながら、窓口でのサービス向上が図れるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、5点目、通学路の安全対策について、（1）通学路の安全対策について再質問をさせていただきます。

千葉県八街市で、6月、小学生の列にトラックが突っ込み5人が死傷した事故を受け、文部科学省などは通学路の合同点検を実施します。今回の合同点検は、全国の市区町村立小学校などの通学路を対象に行われます。9月末をめどに実施し、見つかった危険箇所については学校や教育委員会を中心に対策案を作成します。

2012年に実施された前回の合同点検では、見通しが悪い、道が狭いなどの基準で危険箇所を洗い出していましたが、八街市の現場のように、見通しのよい道路でも事故は発生します。それを踏まえ、今回の点検では、車の速度が上がりやすい見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路なども点検するよう要請しているとあります。通学路の合同点検についての結果について、また、対策案について質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えいたします。

教育委員会としましては、旭市通学路交通安全プログラムに基づき関係機関と合同点検を実施した結果、交通量や道路の形状、樹木等の周辺状況などから、対策が必要な箇所として把握しているところでございます。これらの通学路上の危険箇所や車の速度が上がりやすい道路について、児童や保護者に対し改めて周知と注意喚起を行い、登下校時の安全確保に努めるよう学校へ指導しております。

学校では、今回、議員がご指摘の交差点につきましては、横断歩道のある側を通るよう指導するとともに、毎朝職員が立ち、下校時は可能な限り付添いを行うほか、PTA等の協力を得ながら定期的に交通指導を行っております。

また、登下校時には、近隣住民や通行車両への注意喚起のため、スクールガードリーダー等によるパトロールについても引き続き実施しているところでございます。

また、今回実施しました緊急合同点検の結果、新たに確認した185か所の要対策箇所については、今後、関係機関と連携して効果的な対策を講じていく予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいまの質問でございますが、建設課からは道路管理者といたしましてご回答いたします。

議員ご指摘の小学校北側交差点につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、横断歩道の設置について協議を行ってまいるところでございますが、既に交差点に設置してございます「速度を落とせ」や減速マークの路面標示に加えまして、今後「学童注意」などの路面標示につきましても、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、6点目のEVの整備について、（1）市役所駐車場に急速充電設備の設置については、脱炭素社会の実現や災害時の電力確保にEVを活用することができるので、ぜひ検討していただければと思いますので、これは回答は結構です。よろしくお願いいたします。

最後に、7点目、学校給食について、（1）学校給食の完全無償化について再質問させていただきます。

旭市は、米、野菜、肉、果物、何でもあります。ぜひ新鮮で安心・安全な給食を子どもたちに無償で提供することはできないか、学校給食を完全無償化にできないか、再度質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 新鮮で安心・安全な学校給食を完全無償にできないかについてお答えいたします。

学校給食の完全無償化は、私のまちづくりの方針である「豊かな旭を次世代へ」を実現するための政策としてお示しをいたしました。本市では、加速する少子高齢化や移住・定住促進など、その対策は急務であります。保護者に求められる教育に関する負担軽減を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを行うため、地域社会全体で子育てを支える方策として、給食費を支援することは意義が深く大きな価値があると考えております。完全無償

化は財政や経済の状況、県の動向を見ながら判断していきたいと考えております。よろしく  
お願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は、自席へお戻りください。

#### ◇ 林 晴 道

○議長（木内欽市） 続いて、林晴道議員、ご登壇ください。

（8番 林 晴道 登壇）

○8番（林 晴道） 皆さん、お元気ですか。元気ふるさと旗振り役、旭市議会の林晴道でござ  
います。傍聴の方々には、コロナ禍で何かとお忙しい中、誠にありがとうございます。旭  
市の未来をつくっていく、この議場で、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて、皆  
さんの貴重なお時間をいただき、ここに一般質問を行います。

改めてこの地域をつくってくださいました先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期  
待に応えるべく、市民の代弁者として、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸  
命、凛とした姿勢で挑んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、7月の市長選挙において、4人の戦いであった選挙戦に見事勝利し、このたび市  
長に就任された米本弥一郎さんに、改めてお祝い申し上げます。おめでとうございました。  
どうか初心を忘れることなく、今後4年間、旭市のかじ取り役として、市民目線に立って市  
の発展、全市民の幸せのために努力されることをお願い申し上げます。

さて、質問に入りますが、市議会議員当選同期の新市長と議論できますことを喜びに感じ  
ながら、質問を行いたいと思います。コロナ禍の会議となりますので、答弁は分かりやすく  
明快にさせていただき、できれば再質問などは必要ないようお願いいたします。

それでは、新市長の政治姿勢に関して、所信と市政運営についてから質問を行います。

具体的な施策については、まだ就任間もないことでもありますので、今回は政治姿勢におけ  
る基本的な考え方に関して、3項目にわたりお尋ねするものであります。

では、まず今回の選挙結果をどのように受け止め、得票率をどのように捉えているのか、  
率直にお尋ねします。

次に、新市長の政治姿勢に関して、選挙公約とチーム旭のまちづくりについて質問します。  
市長が選挙公報等において掲げられた政策であります、その中で今回は注目度が高いように感じた2点の詳細を伺い、早期に実現できる政策であるのかを具体的にお尋ねします。

まず1点目、結婚祝い金100万円の支給であります。これは国の結婚新生活支援制度を活用して行うというものですが、当事業は、少子化社会大綱に基づき、結婚に伴う新生活のスタートアップに関わる新居の家賃や引っ越し費用等を支援する地方公共団体を対象に、国が支援額の一部を補助するものであります。この制度を活用した制度設計を市が行うことは非常に難しいと考えますので、政策転換を促し、やさしい制度設計を構築されることを要望したいです。

そこで、国の支援制度の対象要件をお尋ねいたします。

2点目は、教育への積極的なICT導入と英語教育の充実であります。

本市の英語教育は、小学校3年生以上に英語教育補助2名及び外国語専科教員5名を配置し、中学校では外国語指導助手5名を配置して、英語学力の向上に取り組んでおります。中でも英語を母国語とする指導員である外国語指導助手については、各小学校にも派遣していますが、この現状では英語教育が不十分と常々考えておりました。

そこで、市長の政策ビラにありました英語教育の充実とは、どのような取組が考えられるのか、担当課の見解を伺い、再質問で市長に直接お尋ねしたいと、そのように思います。

次に、新市長の政治姿勢に関して、旭市の将来展望について質問します。

初代の伊藤忠良市長は、この東総地域の発展を願い平成17年7月1日に1市3町による新旭市の礎をつくり、2代目の明智忠直市長は、長い年月をかけて異なる歴史、伝統、文化、風土を持つ地域と一体感の醸成に全力を尽くされました。そして、3代目です。

昔からよく3代目は身上を潰すと言いますが、例を挙げますと、創業時に売れたものと現在売れるものは違います。これに気づかず、創業者のつくったものだけを守り続けては、経営が傾いて当然です。これは時代の変化についていけないからであります。

現在も新型コロナウイルス感染症の勢いは収まらず、社会のシステムや人々の生活に大きな影響を及ぼしております。そうした中で、いわゆる持続可能な社会というものを目指して、全ての市民が安心して幸せに暮らせるような環境をつくっていくことが、普遍的なテーマとして掲げられているわけであります。

そこで、新時代を迎えた旭市に、市長は、旭市の将来をどう展望されているのか伺います。

次に、コロナ終息後の未来に関して、新たな財政運営について質問します。

ここから次なるステージへ感染防止を徹底しながら、同時に社会経済活動を回復させてゆく、この両立は極めて難しいチャレンジであり、次なる流行のおそれは常にあります。それでも市民の皆さんは、このウイルスを正しくおそれ、必要な行動変容に協力してくださっています。新しい生活様式をご理解くだされば、最悪の事態は回避できると僕は信じています。

そこで、アフターコロナを見据えた新たな財政運営という考え方が必要になると思うのですが、市としての具体的な取組や方針等を伺います。

次に、コロナ終息後の未来に関して、社会経済活動の回復について質問します。

現在も緊急事態宣言が発出されている中で、本市においても感染者の増加が止まらず、市民にとって大変厳しい状況が続いております。外出規制などの影響による経済への打撃も深刻化しており、本市においてもそれは例外ではありません。このような状況で、この新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間は、ちゅうちょせず積極的な財政出動を行っていくべきと考えております。感染拡大を防止しつつ、社会経済活動の回復に向けた財政出動をどのように考え、取り組んでいくのか伺います。

新しい時代をどのような時代としていくのか、それは今を生きる我々の行動にかかっています。先送りでは次の時代へ責任を果たすことはできません。未来に向かってどのような旭市をつくるのか、その案を示す責任が議会にはございます。僕は日本の真ん中で輝く希望にあふれ誇りある旭市をつくる、その大きな夢に向かって、この8年間、全力で活動してきました。夢を夢のままで終わらせてはならない、新しい時代の旭市をつくるために、皆さんとともに歩ませていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇ください。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、1の（1）と（3）にお答えいたします。

初めに、1、新市長の政治姿勢に関して、(1) 所信と市政運営についてお答えします。

このたび、多くの市民の皆様から信任をいただき市政を担うことについては、大変光栄に感じるとともに、この職務と責任の重さに身の引き締まる思いであります。

また、コロナ禍での選挙ということもあり、感染拡大防止や経済対策、各種支援などへの期待もあったのではないかと感じております。

いずれにしましても、このような信任をいただいたことについては、私の訴えてきたまちづくりの方針などにご賛同いただけたものではないかと受け止めております。

まずは、ここに掲げた政策を着実に前進させるために努めることが、ご賛同いただいた市民の皆様に対する私の責任であると考えているところでございます。

次に、(3) 旭市の将来展望について。身上を潰すと言われる3代目として、新時代をどう展望していくのかについてお答えします。

これまでも私のまちづくり方針として、「豊かな旭を次世代につなぐために」というスローガンの下に六つの項目を掲げてまいりました。

まずは、高齢者が豊かに、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりや地域防災力の強化などにより、全市民が安心して暮らすことができる基盤を固めたいと考えております。

また、SDGsを掲げた旭市総合戦略などの見直しなどによる持続可能な地域づくりや移住者に選んでもらえるような魅力あるまちづくりを推進してまいります。

さらには、銚子連絡道の早期開通や観光分野などの広域連携による地域商工業の振興などを含め、県などとともに東総地域全体の発展を目指したいと考えております。

いずれにしましても、旭中央病院を核とする充実した医療体制や国内屈指の一次産業のほか、バランスよく成長する商工業など、非常に高い潜在能力を有する本市であります。伊藤初代市長と明智前市長が土台を築いたこの豊かな旭市の魅力をさらに高め、次世代に引き継ぎ、持続的な発展をするまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

皆様のご協力を心からお願い申し上げる次第です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは、1番、新市長の政治姿勢に関してのうち、(2) 選挙公約とチーム旭のまちづくりについてのうち、結婚祝い金の支給に関して結婚新生活支援事業のスキームについてご説明申し上げます。

本事業には、一般コースと都道府県主導型市町村連携コースの2種類があります。

一般コースの対象世帯は、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯所得が

400万円未満で、新規に婚姻した世帯に上限として1世帯当たり最大30万円を支給するものです。補助率は2分の1となっております。

都道府県主導型市町村連携コースにつきましては、さらに重点的に支援するものとして、夫婦ともに29歳以下であった場合、最大60万円を支給するもので、補助率は3分の2となっております。

この都道府県主導型市町村連携コースには、様々な条件がありますが、最大の条件としまして、都道府県が本事業を実施する市区町村を面的に拡大する計画を提案し、内閣府において審査・採択されなければならないこととあります。これについて、現況、千葉県では動きはないものと伺っております。

現時点において制度概要を見た限りでは、市にとっては、あまり使い勝手のよいとは言えないかなというような印象を持っております。実際に令和3年4月1日現在で実施予定としている都道府県は12団体、市区町村は142団体にとどまっております。

しかしながら、少子化問題に多大な影響を与える今般の未婚・晩婚化に歯止めをかけるために、結婚に対する支援も重要であることは認識しております。

今後も引き続き、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私からは、1の新市長の政治姿勢に関して、（2）選挙公約とチーム旭のまちづくりについてのうち、英語教育の充実の具体的な取組についてご回答いたします。

本市の現状を踏まえまして、充実に向けた取組としましては、今後、よりグローバル化が進み、生涯にわたり様々な場面で外国の方々と交流する機会が多くなる現代社会において、「話す」、「聞く」といった英語でのコミュニケーション能力は非常に大切であると認識しております。

このような時代に旭市の子どもたちが対応できるよう、例えば、外国語指導助手などネイティブな英語を話す指導員を増員して、生きた英語に触れる機会をさらに充実させる。

小学校の英語教諭補助員を増員し、1年生に英会話などの英語教育を拡大する。

中学生が対象の英検受験料の全額助成制度について、助成回数を現行の1回から年1回に増やすなどの制度を拡充する。

タブレット端末等のICTを活用し、朝の会や帰りの会で、外国語指導助手と朝の挨拶や

コミュニケーション、発音練習等のオンラインミニ英会話レッスンを行い、英会話の日常化を進めるなどが、英語教育の充実の取組として考えられます。

いずれにしましても、具体的な施策については、今後、十分に協議を行った上で検討し、予算化等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは、大きな2番、コロナ終息後の未来に関しての（1）と（2）につきましてご回答させていただきます。

まず、（1）新たな財政運営についてということで、ご質問の新しい生活様式への対応を踏まえ、アフターコロナを見据えた新たな財政運営という考えが必要となると思うが、今後の市の予算編成の方針についてということのご質問でございました。

議員おっしゃいますように、今後の予算編成に当たっては、新しい生活様式では、その対応につきましては不可欠な視点であると考えております。

新しい生活様式につきましては、マスクの着用など、市民にも広く浸透してきているとはいえ、密対策や手指の消毒の徹底などに係る経費の増については、公共施設の運営やイベントなどの実施の際には必ず考えていかなければならないものでございます。

具体的な予算につきましては、それぞれの事業などにより個別に対応することになりますけれども、例えば、消耗品などの一括発注などの細かい部分も含め、今後も、効率的な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（2）のほうに移ります。こちら社会経済活動の回復についてという項目につきまして、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間は、積極的な財政出動を行っていくべきだと考えているということでございますが、その中で社会経済活動の回復に向けた取組への財政出動についての市としての考えはというご質問でございました。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、元気回復特別給付金をはじめとした、本市独自の様々な支援事業を実施するなど、これまで積極的な財政出動を行ってまいりました。

今回も、補正予算におきまして、給食費の免除や中小企業事業者等及び農水産業事業者に対する支援など、独自の新型コロナ対策に係る事業費3億5,400万円ほどを計上したところでございます。

今後の財政出動につきましても、国・県の動向などを見極めながら、本市にとって必要な

新型コロナ対策事業の検討と併せまして進めていくものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） それでは、再質問を順次行います。

初めに、新市長の政治姿勢に関して、まず所信と市政運営について伺います。

米本市長が市議会議員の当時は、前市長を最も支持する議員でありました。市政運営をこのため継承していく考えであろうと思いますが、基本的にどのような方針を受け継いでいかれるのか、具体的にお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 明智市政を継承すると思うが、どのような方針を受け継ぐのかという点に対してお答え申し上げます。

明智前市長におかれましては、合併後の新市の一体感の醸成に始まり、東日本大震災からの復興対応や旭市総合戦略に基づく様々な政策の推進など、まずはその功績に大きな敬意を表したいと思います。

ご質問の、どのような方針を受け継ぐのかということですが、当然ながら、よいところは引き継ぐということで、明智市政が築いた豊かな旭の土台をしっかりと引き継ぐ必要があると感じております。

市の政策方針などについては、基本的には、明智市政において策定した旭市総合戦略を継承することになりますが、必要に応じてSDGsを明示する見直しなどもできればと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 前市長への高い評価を聞いておりますと、前任者の市政運営をおおむね継承していくようでありますけれども、米本市長ご自身が独自で考える基本方針というものはないものなのか、お尋ねをいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 私のまちづくりの基本戦略として、旭中央病院を核とした医療、福祉、健康づくりの充実、国内屈指の一次産業をしっかりと守り育てる、旭市の魅力を全国に発信

するの三つの柱と、対話による開かれた市政をはじめとする六つのまちづくり方針をこれまでも掲げてまいりました。

この中でも特に力を入れて推進したいのは、対話による開かれた市政でありまして、これまでも常に訴えてきた「チーム旭でまちづくり」であります。

これは、私のトップダウンのみで市政を運営するのではなく、市民の皆様をはじめ、市議会の皆様、行政委員会などのほか、市職員ともタッグを組み、オール旭によるまちづくりを推進することです。この「チーム旭でまちづくり」を軸に、私のカラーを出していければと考えております。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 今回の質問でも何度か伺っております市民との対話集会、こういうのを大切にされていくということでもあります。実際に僕のほうにも、市民の声として、対話集会は具体的にどういうものなのかなということを知りてきている方がいらっしやいました。

当選間もないということで、今日ここで聞くことはありませんけれども、どのような形で対話集会を行われるのか、具体的な事業内容が決まりましたら直ちに市議会のほうに報告いただけたらありがたいなど、そのように思っております。

市長選挙の結果は、市民の皆様のご信託を受けられた結果であります。これからの市政運営においては、これまでに培った実績を十分に生かして、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質なサービスが効果的に実施されるよう、市政に邁進されるようエールを送らせていただきます。

次に移らせていただきまして、選挙公約とチーム旭のまちづくりについての質問に移ります。

まず、1点目に、結婚祝い金100万円の支給であります。

これは、国の結婚新生活支援制度を活用して行うものでしたが、ただいま国の支援制度の対象要件を伺い、改めてこの制度を活用しての100万円の給付を行うということは非常に厳しいと、このように感じました。

これは、急ぐことなく、全庁的にゆっくり精査をしてやさしい制度設計を構築されてはいかがでしょうか。市長、これは、僕が結婚できないから、結婚が予定がないからひねくれて言っているわけじゃないんですよ。なかなかこの制度は厳しい、そう思って言っておりますので、ぜひ早い段階で検討されてはどうかかなと思っております。

2点目は、教育への積極的なICT導入と英語教育の充実であります。

先ほど、担当課に伺った考えられる取組として、指導員の増員、それから英検受験料助成制度の拡充と、またタブレット端末を活用した英会話の日常化ということがありました。これらは全て実現可能でありますので、ぜひ市長の政策にのっとり早期に予算づけを行い、実行されてはいかがでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 私が選挙時に掲げました「豊かな旭を次世代へつなぐために」に関する六つのまちづくり方針につきましては、現在、全庁各課を対象にヒアリングを実施しております。

既存事業において方針が反映されているかを検証し、新規事業を実施する場合には、実現に向けての課題や問題点を整理し、制度設計に取り組んでまいります。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 速やかな判断を下されるべきと、このように思います。

先ほど来、同僚議員からも似たような質問がありました。市長は、市民の声、これを大切にされて旭のまちづくりを行っていくということでもあります。

僕のほうに多く寄せられる市民の声を申し上げておきたいですが、市民だとか区長さんの要望で、市民運動会はちょっとやり方を変えてくださいという話がございますので、僕は市民運動会廃止せよじゃないんですよ。区長に全て大変なところは預けて開催する方法をやめてくださいと言っております。オープン参加にするだとか、やはり違う形で運営をされるよう、僕からも強くここでお伝えをしておく、市民に選ばれた議会の声としてお伝えをさせていただきます。

次に移りまして、市長の政治姿勢に関して、旭市の将来展望についての質問に移ります。

市長とは初当選の同期組でありまして、市長は、断トツのトップ当選、鳴り物入りの議員でしたが、片や僕は、得票数の一番低い最年少の未熟者でした。そんな関係である米本当時議員が、度々口にしていた言葉であります。それは、初当選の同期というのは、減ることはあっても決して増えることはないから、これからも仲よくやってみましょうと言ってもらったことは忘れられません。

今や現職としては宮内保議員と2人になっていますが、議席も隣で、大変頼もしい存在であります。

そのような人柄のよい米本新市長にるるご答弁いただきましたけれども、僭越ながら申し

上げます。

いつの時代もリーダーというのは、判断、決断、断行、この考え方が基本だと思いますよ。現代社会は、SNSでの誹謗中傷やヘイトなど、匿名で見えないところから誰かをたたき、悩ませ、苦しませる最低ないじめ、ネットいじめは最低であります。ぜひ勇気を持って旭の将来に向かって実行していただきたいとご期待を申し上げます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） まず初めに、市議会当選同期の林晴道議員から大変大きなエールをいただいたと感じております。心から感謝申し上げます。

先ほども申し上げましたが、私の市政運営の方針は、「チーム旭でまちづくり」であり、トップダウンのみでなく、様々な方や各種組織等と対話や協議を重ね、オール旭でのまちづくりを推進したいと考えております。

しかしながら、市政運営においては、市の最高責任者である私の決断が必要な場面も多いかと思っております。覚悟を持って決断をしまいたいと、ここでお約束申し上げます。

今後も、多くの困難や、時には批判的な意見などもあるかと思っておりますが、できるだけ多くの意見を丁寧に取り入れ、私自身も全身全霊をかけ、積極果敢に市政運営に取り組む所存でございます。

市民の皆様、議会の皆様のご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 次に、コロナ終息後の未来に関して、新たな財政運営についての質問に移ります。

令和2年度の決算剰余金には、コロナウイルス感染症拡大の影響により、昨年度実施できなかった事業費によって生じたもの、これがあるかと思っております。現在の新型コロナウイルス感染症拡大の状況に対応するために、その剰余金を財源としてコロナ対策に活用すべきと考えますが、本市の見解を求めたいと思っております。

また、剰余金の内容と具体的な活用方法を検討していたのであれば、併せてお伺いをいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、令和2年度の決算剰余金の内容と新型コロナ対策事業の

財源としての活用方法ということに対しまして、ご回答申し上げたいと思います。

まず、令和2年度の決算剰余金についてご説明申し上げますと、剰余金は19億9,921万2,000円となっております。決算剰余金、いわゆる実質収支は、1年間の財政運営の結果でありまして、歳入だけでなく、歳出の執行状況など、様々な要素がございますが、令和2年度の決算剰余金には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、昨年度実施できなかった事業の予算額も確かに含まれております。

この決算剰余金の活用につきましては、まず、剰余金の2分の1を下らない金額につきましては、地方財政法に基づき基金を積み立てることとされております。こちらにつきましては、10億円を減債基金積立金として今回の補正予算として計上させていただいております。

また、当初予算及び6月補正で既に繰越金として予算計上している6億625万1,000円を差し引いた残額であります3億9,296万1,000円が、令和3年度の、本年度の財源として活用可能な額となっております。

この残額につきましては、今回の補正予算で計上した小中学校の給食費の免除や、それに伴う市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金の支給、中小企業事業者等や農水産業事業者等に対する支援金の交付など、緊急で実施する本市独自の新型コロナ対策事業の財源として活用している状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 議案質疑でも、議案についていろいろと質疑を行い伺いましたけれども、決算剰余金を活用して今回補正事業を行っているようではありますが、今後の様々なコロナ対策事業を速やかに実施する必要があると考えています。

また、剰余金以外でコロナ対策事業の財源については、現在どのような状況であるのかを分かる範囲で伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、今後のコロナ対策事業の実施には必要であると考えているということで、剰余金も含めその財源についてどのように考えているかということにつきましてお答えいたします。

今後の、新型コロナ対策事業を実施する場合の財源につきましては、決算剰余金では、今年度の財源として活用可能な3億9,296万1,000円から新型コロナ対策以外の事業も含めまし

て今回の補正財源として計上した額を除いた1,800万円ほどの現在留保がございます。

また、今後のさらなる新型コロナ対策の実施に当たりましては、事業の規模などを考慮しながら、財政調整基金の活用も視野に入れながら財源を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 次に移りたいと思いますが、コロナ終息後の未来に関して、社会経済活動の回復についての質問に移ります。

国や県でも、中小企業等事業継続支援金などといった中小企業に対する様々な経済支援を行っていますが、本市でも、多くの事業者が、従業員やアルバイトの生活を考えて、一生懸命に努力しながら経営を続けられております。

国・県・市とそれぞれに役割はありますが、そういった地域の雇用を担っている本当に頑張ってくれている事業者に対して支援するための事業を進めてもらいたいのであります。それは、市にしかできないと考えますし、本当の支援というのは、その内容を市の職員に意識して取り組んでもらいたいと願います。

本市でも、さらなる経済対策の実施など今後も一層前向きな支援を行っていただきたいのですが、昨年度交付された臨時交付金のような新たな財源はどのような状況にあるのか伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ご質問の社会経済活動の回復に向けた前向きな支援を今後も行ってもらいたいということと、昨年度交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような財源の見込みということにつきましてご回答したいと思います。

まず、昨年度は、国から交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、経済対策などの事業も含め様々な新型コロナ対策事業を実施してきたところですが、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、本年度も、昨年ほどの規模ではございませんが、交付される見込みと聞いてございます。

また、昨年度は、小中学校の感染拡大防止のための備品購入などに対する学校保健特別対策事業費補助金などの臨時交付金以外の補助金もございましたので、新型コロナ対策事業に係る財源につきましては、今後も国や県の動向などの情報収集をしっかりと行い、交付金・

補助金などを活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） コロナの影響によりまして本市の当初予算でも税収減を見込んでおり、現在の感染状況を鑑みても、当面は厳しい財政運営になろうと思います。

そのような中で、コロナ対策と安定的な財政運営を両立することは大変困難なことであると理解をしております。健全な財政運営の維持を図る上でも、今後のコロナ対策事業の実施においては、これまで以上に予算の重点化をすることが必要であると考えますが、その点を予算編成にどのように反映させるのか、本市の見解を求めます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えしたいと思います。

今後も、これまで以上の予算の重点化を進めることが必要ということで、今後の予算編成をどう行うかということのご質問でございますが、確かに新型コロナの影響による税収の減少などもありまして、今後厳しい財政状況が見込まれております。

今後の予算編成に当たりましては、限られた財源の中でも事業の選択をしっかりと行いまして、各課へのヒアリングなどを通じて、単に経費を削るということではなく、市民生活に必要な事業に対しては積極的に予算配分するなど、予算の重点化を踏まえた予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、今後も行財政改革を進めることで健全な財政の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） コロナ終息後の未来に向かって、これからは新しい生活様式への対応を予算編成の中で考えていかなければならないと考えます。

今定例会終了後には次年度の予算編成に着手すると思いますが、特に決算審査委員会等の他者の意見をしっかりと反映し、公平に判断して、地方自治の本質に基づき、能率的な行政を行うとともに、主権者たる市民に対しては十分な説明と市民中心の行財政運営に努めるよう新市長に求めるわけでありますが、その見解、見識について、最後に米本市長に伺いまして、今期の一般質問を最後にさせていただきたい、そのように思うわけであります。どうぞよろ

しくをお願いします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 新年度の予算編成等について伺いたいとのことでございますが、まずは、本市でも爆発的な感染拡大が続いている新型コロナウイルスの感染拡大防止が急務であり、一刻も早く希望する市民全員がワクチン接種を受けられるよう、関係機関と協力しながら全力で進めてまいります。

また、今後の支援策の一部については、本定例会において令和3年度旭市一般会計補正予算の審議をしていただいておりますが、今後の具体的な支援政策等については、市民や市内事業者の皆様が真に必要としているものを見極め、実施したいと考えております。

今後、国や県の動向を注視しながら、庁内で慎重に検討を重ね、議会の皆様とも調整を図っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の一般質問を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は22日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時54分

## 令和3年旭市議会第3回定例会会議録

### 議事日程（第5号）

令和3年9月22日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
  - 第 2 質疑、討論、採決
  - 第 3 常任委員長報告
  - 第 4 質疑、討論、採決
  - 第 5 事務報告
  - 第 6 閉 会
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
  - 日程第 2 質疑、討論、採決
  - 日程第 3 常任委員長報告
  - 日程第 4 質疑、討論、採決
  - 追加日程第1 発議案上程
  - 追加日程第2 提案理由の説明
  - 追加日程第3 質疑、討論、採決
  - 日程第 5 事務報告
  - 日程第 6 閉 会
- 

### 出席議員（18名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 崎 山 華 英 | 2 番  | 永 井 孝 佳 |
| 3 番  | 井 田 孝   | 4 番  | 島 田 恒   |
| 5 番  | 片 桐 文 夫 | 6 番  | 平 山 清 海 |
| 7 番  | 遠 藤 保 明 | 8 番  | 林 晴 道   |
| 9 番  | 宮 内 保   | 11 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 12 番 | 宮 澤 芳 雄 | 13 番 | 伊 藤 保   |

14番 島田和雄

16番 向後悦世

18番 木内欽市

15番 伊藤房代

17番 景山岩三郎

19番 佐久間茂樹

---

欠席議員（1名）

10番 高木寛

---

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎

教育長 諸持耕太郎

総務課長 宮内敏之

財政課長 山崎剛成

保険年金課長 穴澤昭和

都市整備課長 栗田茂

教育総務課長 杉本芳正

副市長 飯島茂

秘書広報課長 椎名実

企画政策課長 小倉直志

市民生活課長 八木幹夫

高齢者福祉課長 赤谷浩巳

上下水道課長 宮負亨

---

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広

事務局次長 向後哲浩

---

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（木内欽市） 議案第1号から議案第13号までの13議案を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

---

### ◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託しました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 飯嶋正利 登壇）

○決算審査特別委員長（飯嶋正利） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月2日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、

令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について、議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定についての8議案について、審査結果並びに結果を申し上げます。

去る9月9日及び10日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑と答弁の内容を申し上げます。

議案第1号について申し上げます。

1点目で、ふるさと回帰支援センター会費の中で移住セミナーが開催されていると思うが、回数と参加者数はとの質疑では、ふるさと回帰フェアというものが行われ、例年は対面式であるが、昨年度はコロナ禍により10月10日、10月11日の2日間の日程で、オンラインによる開催となり、参加者は1組のご夫婦のみ。その他、移住セミナーを3回開催しており、参加者数は延べ31人との答弁がありました。

2点目として、畜産環境フレッシュ事業について、飼料添加剤の内容についての質疑では、飼料添加剤については、餌と一緒に食べさせる添加剤で、それにより臭気の軽減効果がどのくらいあるのか経過を観察している状況。令和元年度からの実証実験として、養豚農家4件が取組を実施しているとの答弁がありました。

3点目として、住宅リフォーム事業補助金について、直近3か年の申込者数と利用者数はとの質疑では、令和2年度は申込み157件、利用者数が148件、令和元年度が申込み87件、利用者数84件、平成30年度は申込み67件、利用者数64件との答弁がありました。

4点目として、海上キャンプ場運営事業で利用状況が減少しているが主な理由はとの質疑では、コロナの影響で施設を閉める機会が増えたり、緊急事態宣言の影響で、市外の方の利用を休止した関係で利用者が減っているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号から議案第5号、議案第7号、議案第8号の7議案は全員賛成で認定することに決し、議案第6号は全員賛成で、原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年9月22日、決算審査特別委員会委員長、飯嶋正利。

○議長（木内欽市） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

---

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は可決及び認定することに決しました。

議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

---

### ◎日程第3 常任委員長報告

#### ○議長（木内欽市） 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後悦世 登壇）

#### ○建設経済常任委員長（向後悦世） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

初めに、議案第9号の審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

農水産業経営支援給付金給付事業について、令和2年度に実施した農水産業経営継続支援金給付事業との関係はとの質疑では、事業の目的、対象者は昨年度と同様。支援の給付額は、昨年度は売上げの減少率が30%以上50%未満の方に10万円、50%以上の方に20万円であったが、新たな支援では20%以上売上げが減少した事業者一律10万円に枠を広げているとの答弁がありました。

次に、議案第12号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

条例第7条第3項の（2）学識経験者と、（4）関係団体から推薦された者はどのような方を想定しているかとの質疑では、学識経験者は、弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、宅地建物取引業者等から4名で、関係団体から推薦された者は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係の団体から1名と考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年9月22日、建設経済常任委員長、向後悦世。

○議長（木内欽市） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 晴道 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 晴道） 文教福祉常任委員会委員長、林晴道よりご報告いたします。

今定例会、9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち当委員会所管事項に関して、及び議案第13号、工事請負契約の締結について、旭市サッカー場整備工事の契約に関して、この2議案について審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部から諸持教育長ほか関係職員の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第9号についてであります。給食費の6か月免除をコロナ感染状況を鑑み、今後延長するなどの予定はあるか。また、現在の給食費の滞納状況に関しての質疑に対して、減免については、今のところ一時的な経済対策として行う形である。滞納状況については、5月末現在で収入未済額が495万9,365円で、滞納者数は164人であるとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑についてであります。サッカー場整備工事について、今回、予定価格よりだいぶ低い落札であるが、工事への影響を懸念する質疑に対し、低入札調査を行い、市の提示した仕様等を全てクリアしており、なおかつ契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことを確認しているとの答弁があり、ダンピング受注のおそれはなく、市の財政負担軽減につながる契約内容でありました。

以上、主な質疑及び答弁内容についてご報告申し上げましたが、審査の結果、当委員会は2議案とも全員賛成によって原案のとおり可決すべきものと決しました。

令和3年9月22日、文教福祉常任委員長、林晴道よりご報告させていただきます。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇)

○総務常任委員長(宮澤芳雄) 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月2日の本会議において本委員会に付託されました議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

歳入について、今回13億円余り補正され、合計で約19億8,100万円になり、令和2年度の繰越金をほぼ使い切ったことになるが、今後の補正財源はどのようにするのかとの質疑では、今後の補正財源となるものについては、繰越金の残りは1,800万円くらいだが、普通交付税が当初予算と比較して上振れがあった分、約2億6,400万円ほどの留保があるため、合計2億8,200万円ほどが今後の補正財源に使えるとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

今回の改正により企業版ふるさと納税制度を導入することだが、今までのふるさと納税制度との違いはどの質疑では、法人に対しては返礼品はない。企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額を控除される仕組みになっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり3議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年9月22日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長(木内欽市) 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

#### ◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第9号から議案第13号までの5議案について採決いたします。

議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長(木内欽市) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 島田和雄 登壇)

○議会運営委員長(島田和雄) ただいま、議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方

税財源の充実を求める意見書の提出についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和3年旭市議会第3回定例会議事日程その2、本日9月22日水曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告が終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎追加日程第1 発議案上程

○議長（木内欽市） 追加日程第1、発議案上程。

発議案第1号の1発議案を上程いたします。

---

#### ◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

提案理由の説明については、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） それでは、発議第1号について提案理由を申し上げます。

発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして提案理由といたします。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

---

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 事務報告

○議長（木内欽市） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 宮内敏之 登壇）

○総務課長（宮内敏之） 篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、体育館用マット2枚を井上龍一様より、8月23日受納いたしました。

一つ、金150万円を有限会社ブライトピック千葉様より、9月16日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（木内欽市） 事務報告は終わりました。

---

### ◎日程第6 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和3年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 木内 欽市

議員 井田 孝

議員 島田 恒